

旧矢上営業所解体工事

図面リスト

番号	図名	番号	図名	番号	図名
A-00	表紙、図面リスト	A-10	④既存解体（タイヤ倉庫）平面図 立面図 矩計図	特E-01	電気設備工事特記仕様書
特-1	建築解体工事特記仕様書（1）	A-11	⑤⑨⑩既存解体（整備工場、車資材倉庫、オイル倉庫）平面図・小屋梁伏図	E-01	電気設備 仮設平面図
特-2	建築解体工事特記仕様書（2）	A-12	⑤⑨⑩既存解体（整備工場、車資材倉庫、オイル倉庫）立面図・断面図	E-02	【外構】電気設備 平面図
特-3	建築解体工事特記仕様書（3）	A-13	⑥⑫既存解体（浴室洗面所、物干し場）	E-03	【事務所】電気設備 平面図
A-01	現況配置図	A-14	⑦既存解体（仮眠室）平面詳細図・屋根伏図	E-04	【オイル倉庫】電気設備 平面図
A-02	③既存解体（事務所）平面図	A-15	⑦既存解体（仮眠室）立面図・断面図	E-05	【整備工場】電気設備 平面図
A-03	③既存解体（事務所）備品写真一覧	A-16	⑦既存解体（仮眠室）矩計図	E-06	【浴室洗面所】電気設備 平面図
A-04	③既存解体（事務所）屋根伏図	A-17	⑦既存解体（仮眠室）展開図	E-07	【仮眠室】電気設備 平面図
A-05	③既存解体（事務所）立面図・断面図	A-18	⑦既存解体（仮眠室）建具符号図・建具表	M-01	機械設備工事特記仕様書
A-06	③既存解体（事務所）断面図（仮定）	A-19	⑦既存解体（仮眠室）基礎伏図・1階床伏図	M-02	【解体】配置図
A-07	③既存解体（事務所）建具符号図・建具表	A-20	⑦既存解体（仮眠室）小屋伏図・天井伏図	M-03	【解体】凡例・保温・機器・器具表（事務所）
A-08	③既存解体（事務所）床伏図・小屋伏図			M-04	【解体】衛生設備 平面図（事務所）
A-09	⑭⑮既存解体（看板①・看板②）詳細図			M-05	【解体】空調・換気設備 平面図（事務所）
				M-06	【解体】凡例・保温・機器・器具表（整備工場）
				M-07	【解体】衛生・空調設備 平面図（整備工場）
				M-08	【解体】衛生設備 平面図（浴室洗面所）
				M-09	【解体】凡例・保温・機器・器具表（仮眠室）
				M-10	【解体】衛生設備 平面図（仮眠室）
				M-11	【解体】空調・換気設備 平面図（仮眠室）

株式会社 新建築設計事務所

長崎県営繕工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称	旧売上営業所解体工事
2. 工事場所	長崎市田中町
3. 敷地面積	5608.23㎡

4. 工事内容

解体工事	1	2	3	4	5	6	7	8
建物名称	事務所	タイヤ倉庫	整備工場	浴室洗面所	仮眠室	資材倉庫	オイル倉庫	その他
用途	事務所	倉庫	自動車修理工場	浴室洗面所	休憩所	倉庫	倉庫	看板等
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造	CB造	木造	鉄骨造	CB造	
階数	1	1	1	1	1	1	1	
延床面積	326.8	85.09	248.06	15.92	26.49	3.6	5.94	
備考	建替え	解体	解体	解体	解体	解体	解体	解体

5. 週休2日促進工事

○適用しない
※適用する (●発注者指定方式 ○受注者希望方式) なお、適用する場合は「現場説明書」週休2日促進工事によること。

6. 工事の余裕期間

○適用しない
※適用する (●発注者指定方式 ○任意着手方式) なお、適用する場合は「現場説明書」余裕期間制度活用工事によること。

7. 遠隔現場活用工事

※適用しない
○適用する (○発注者指定型 ○施工者希望型) なお、適用する場合は「現場説明書」遠隔現場活用工事の試行によること。

II 解体工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて、国土交通省大臣官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)により、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)による。
- (2) 電気設備解体工事及び機械設備解体工事を本工事に含む場合は、電気設備解体工事及び機械設備解体工事は、それぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記事項

- (1) 章、項目は、番号に●印のついたものを適用する。適用しない項目等は、斜線・または無印とする。
- (2) 特記事項は、●印のついたものを適用する。
●印と※印のついた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、○印に変えること。
- (3) 各章の特記事項にある()内記載番号は下記による。
(解○、○、○)内の表示番号は、解体共通仕様書の当該項目・図または表を示す。
(建○、○、○)内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)の当該項目・図または表を示す。
(建改○、○、○)内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)の当該項目・図または表を示す。
(県共○、○、○)内の表示番号は、長崎県建設工事共通仕様書の当該項目・図または表を示す。
- (4) 関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令に抵触する恐れのあることを認識した場合には、その対応について、監督職員と協議すること。
- (5) 形状寸法の単位は、特記した場合を除き、ミリメートルとする。

3. 適用基準等

- (1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の基準による。
- 建築工事標準詳細図 [令和4年版] 国土交通省大臣官庁営繕部監修
 - 構内舗装・排水設計基準及び参考資料 [平成27年版] //

- 長崎県建設工事共通仕様書(令和6年4月) 第1編(共通編) 第1章(総則) 第1節(総則)
ただし、以下については、適用しない。
1-1-1 適用

- 2項 文中 「長崎県土木工事検査基準」、長崎県土木工事検査指遵幹職務要綱
- 3項、4項 文中 「及び工事数量総括表」

- 1項 文中 「段階確認」
- 6項 文中 「工事数量総括表」

- 14項、36項 全文
条文表題及び文中 「計画工程表」は公共建築工事標準仕様書に準じて「実施工程表」と読み替えて適用する。

- 1項 文中 (1)～(16)については、以下のとおり読み替えて準用する。
(1) 工事概要
(2) 実施工程表
(3) 現場組織表
(4) 施工体系図
(5) 主要工種
(6) 品質計画(品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工種施工計画書、作成要領、検査立会項目等)
(7) 養生計画
(8) 緊急時の体制及び対応
(9) 安全対策
(10) 環境対策
(11) 仮設計画
(12) 現場の就業時間
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(14) 産業廃棄物処理フロー図
(15) 総合評価に関する事項(誓約事項、技術提案又は施工計画)
※総合評価落札方式実施時のみ
(17) 法定休日・所定休日(週休二日の導入)
(16) その他

- 10項、11項 全文
- 5項 全文

- 1項、2項 全文
- 13項 全文 「土木工事」を「営繕工事」に読み替えて適用する。
- 17項 文中 なお書き以降
- 18項 文中 「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修訓練等を実施しなければならない。」を

- 「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と読み替えて適用する。

- 30項、36項 全文
- 37項 文中 「また作業線等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。」

- 38項、39項 全文
- 4項 全文
- 6項 文中 「受注者は、トンネル坑内作業において(省略)、監督職員と協議するものとする。」

- 1項、2項、3項 全文

- 1項、2項、3項 全文

- 1項、2項 全文
- 17項 全文 「土木工事」を「営繕工事」に読み替えて適用する。
- 13項 文中 なお書き以降
- 18項 文中 「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修訓練等を実施しなければならない。」を

- 「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と読み替えて適用する。

- 30項、36項 全文
- 37項 文中 「また作業線等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。」

- 38項、39項 全文
- 4項 全文
- 6項 文中 「受注者は、トンネル坑内作業において(省略)、監督職員と協議するものとする。」

- 1項、2項、3項 全文

章	項目	特記事項																												
●1 一般共通事項	●1 官公署その他への届出手続等 (解1.1.3)	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。 なお、手続きを行うにあたっては、その内容について、事前に監督職員に報告すること。																												
	●2 建築物除却届の提出 (解1.1.3)	建築基準法第15条第1項の規定による建築物の除却届を提出する																												
	●3 工事実績情報システムへの登録 (共1.1.4)(県共1.1.7)	登録する ●工事請負代金が500万円以上の場合 ○監督職員が指示する場合																												
	●4 書面の書式及び取扱い (共1.1.5)(県共1.1.2)	「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「通知」、「報告」等の事項について書面により取り交わし整理するとされている内容については「工事打合せ簿(監督職員が指示する様式)」を使用する																												
	●5 工事の記録 (共1.2.4)	工事報告 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した「工事報告書」(監督職員が指示する様式)を作成し、翌月5日までに以下の書類を添付の上、監督職員に提出する。 (1) 工事進捗状況報告書 (2) 工事記録写真																												
	●6 工事写真	履行状況報告 中間前金払いを選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に以下の書類を添付の上、発注者に提出する。 (1) 実施工程表 (2) 出来高数量表 (3) 完成部分の状況写真																												
	7 電気保安技術者 (解1.3.3)	工事写真の提出 工事写真の撮影、提出、整理等は、「長崎県営繕工事撮影要領」(平成31年度版)による。 工事写真は原則、電子納品とし、併せて別途撮影対象表に定める概要版アルバムを1部提出すること。 ただし、電子媒体での対応が出来ない場合は、監督職員の承諾を受けて従来の工事写真帳でも可とする。																												
	●8 施工条件 (解1.3.5)	適用する ※下記以外は、「現場説明書」による。 ●工事車両の駐車場 : ※構内 ○() ○資材置場 : ※構内 ○() ●建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場 : ※構内 ○()																												
	●9 発生材の処理等 (解1.3.10)	○引渡しを要するもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>引渡し場所</th> <th>引渡し場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○金属類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電線・ケーブル類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○蓄電池</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○照明器具</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	引渡し場所	引渡し場所	備考	○金属類				○電線・ケーブル類				○蓄電池				○照明器具				○()				○()			
種類	引渡し場所	引渡し場所	備考																											
○金属類																														
○電線・ケーブル類																														
○蓄電池																														
○照明器具																														
○()																														
○()																														
	●10 発生材の処理等 (解1.5.2)	○現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○()</td> <td>○ 再利用 ○ 再資源化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○()</td> <td>○ 再利用 ○ 再資源化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○()</td> <td>○ 再利用 ○ 再資源化</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	処理方法	備考	○()	○ 再利用 ○ 再資源化		○()	○ 再利用 ○ 再資源化		○()	○ 再利用 ○ 再資源化																	
種類	処理方法	備考																												
○()	○ 再利用 ○ 再資源化																													
○()	○ 再利用 ○ 再資源化																													
○()	○ 再利用 ○ 再資源化																													
	●11 材料の品質等	○特別管理産業廃棄物 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○PCB使用機器</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○()</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	処理方法	備考	○PCB使用機器			○()			○()																		
種類	処理方法	備考																												
○PCB使用機器																														
○()																														
○()																														
	●2 仮設工事	○PCB使用機器の有無については、調査を行い結果を監督職員に報告する。 ○PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 ○引渡しを要するもの及び現場において再利用及び再資源化を図るもの以外は、構外搬出し適切に処理する。 調査範囲及び調査方法 ●図示 ○() 同等以上の材料・機材等の使用 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。 ただし、製造者が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。																												
	●1 騒音・粉塵等の対策 (解2.2.1)	騒音・粉塵等の対策 ○防音パネル ●防音シート ○養生シート 設置範囲及び高さ ●図示による()																												
	●2 足場その他 (解2.2.2)(建改2.2.1)(建改2.2.1)	●建築改修工事の場合 外部足場 ●設置する(設置範囲: ●工事に必要な範囲 ○()) ●枠組足場 ○<さび緊結式足場 ○単管本足場 ○仮設ゴンドラ ○移動式足場を使用する 防護シート ●設置する(設置範囲: ●工事に必要な範囲 ○()) 内部足場 ●脚立、足場板等 ○() 材料・撤去材等の運搬方法 ○A種 二本構りフトによる ○B種 トラッククレーンによる ○C種 既存エレベーターによる ○D種 既存階段による ●E種 登り機橋等による ○その他 () 屋根面に設ける足場と装備機材の組み合わせ ○別途 ○図示																												

長崎県営繕工事特記仕様書(1)

2024/04/01版

設計年: 令和5年12月

長崎県土木部営繕課

設計者氏名

株式会社 新建築設計事務所

長崎県知事登録 第(22) - 10267号

一級建築士 登録第 209864号

内田 信介

工事名称

旧売上営業所解体工事

図面名称

解体工事特記仕様書(1)

図面番号

特-1

章	項目	特記事項
● 3	監督職員事務所 (解 2.3.1) (建改 2.4.1)	● 設けない ○ 設ける ○ 既存建築物の一部を使用する ○ 面積規模 () m ² 程度設 監督職員事務所の仕上げ 部位等 仕上げ 床 合板張り又はビニル床シート張り 内壁・天井 合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り 屋根 塗装溶融亜鉛めっき銅板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り壁等で仕切る。 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者を示す表示板を設ける。 また、その他法令等による表示板を必要に応じ見やすい所に掲げる。
● 4	工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できない ○ 利用できる (※ 有償 ○ 無償)
● 5	工事用電力	構内既存の施設 ※ 利用できない ○ 利用できる (※ 有償 ○ 無償)
○ 6	山留めの撤去 (解 2.4.3)	○ 撤去する (鋼矢板等の抜き跡の処理 ○ 直ちに砂で充填する等の処理を行う ○ ()) ○ 存置する
● 3	● 1 事前措置 (解3.2.1) ● 2 分別解体 (解3.5.1) (解3.6.1、2) (解3.7.1) (解3.8.1) (解3.9.1) 3 杭の解体 (解3.9.2) ● 4 柵、照明設備等の解体 (解3.10.1) ● 5 植木等 (解3.11.1) ● 6 地下埋設物及び埋設配管 (解3.12.1) ● 7 埋戻し、盛土及び地均し (解3.13.1)	● 機械設備解体仕様による 分別解体の種類 ● その他の外装材 : ○ () ○ () ● その他の内装材 : ○ () ○ () ● その他の屋根葺材等 : ○ () ○ () ● その他の防水材料 : ○ () ○ () ● その他の構造材 : ○ () ○ () 杭の解体 ○ 行う ○ 行わない 杭の解体工法 ○ 引抜き工法 ○ 破砕による解体 引抜き跡の処理 ○ 解体後の埋戻し及び盛土による材料で充填 ○ () 附属物の解体 ● 行う ○ 行わない 樹木の伐採伐根及び移植 ● 行う ○ 行わない 地下埋設物及び埋設配管の解体 ● 行う ○ 行わない 取り壊し完了後、埋め戻し部は機器による転圧のうえ、地均しを行う。 埋め戻し用搬入土 ○ なし (○ 現場発生土) ● あり (○ 山砂類 ○ 他現場発生土 ● (再生コンクリート砂)) ○ 他現場発生土の場合 発生場所 : () 連絡先 () 運搬 (○ 発生原因者側 ○ 本工事) 埋め戻し高さは、図示による

章	項目	特記事項																																																																																																																																										
● 4	● 1 再資源化等 (解4.4.1)	● 本工事は、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 工事契約後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 ○ 本工事は、建設リサイクル法の対象工事外ではあるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。 分別解体の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建築設備・内装材等</td> <td>建築設備・内装材等の取り外し</td> <td>● あり ○ なし ● 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用 理由 ()</td> </tr> <tr> <td>2. 屋根ふき材</td> <td>屋根ふき材の取り外し</td> <td>● あり ○ なし ● 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用 理由 ()</td> </tr> <tr> <td>3. 外装材・上部構造部分</td> <td>外装材・上部構造部分の取壊し</td> <td>● あり ○ なし ○ 手作業 ● 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>4. 基礎・基礎ぐい</td> <td>基礎・基礎ぐいの取壊し</td> <td>● あり ○ なし ○ 手作業 ● 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>5. その他 ()</td> <td>その他の取壊し</td> <td>○ あり ○ なし ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>中間処理施設又は再資源化施設の名称等</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● コンクリート</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● 木材</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 木材(縮減)</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> </tbody> </table> 本工事により発生する上記発生材の搬出は、「公表用積算基準(長崎県土木部)」の再資源化処理施設一覧表に掲載の処理場から選定するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>中間処理施設又は再資源化施設の名称等</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 金属類</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● 廃プラスチック類</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● モルタル・瓦礫くず</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● ガラスくず、陶磁器くず</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● タタミ</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● 非飛散性PM₁₀ 含有建材(ガラス、陶磁器くず類)</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● 廃石膏ボード</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> </tbody> </table> 上記に示す受入施設は参考であり、実施にあつたては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。 なお、処分場の決定にあつたては、監督職員と協議する。 ○ 再資源化された建設廃棄物の現場利用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用する場所(箇所)等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○ 廃棄物処理法の産業廃棄物の広域的処理に係る特例による建設廃棄物の処理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ● 3 最終処分 (解4.4.3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 廃プラスチック類</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 防水アスファルト</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ ガラスくず、陶磁器くず</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 繊維くず</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 木くず</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 非飛散性PM₁₀ 含有(廃プラスチック類)</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>● 非飛散性PM₁₀ 含有建材(石膏ボード)</td> <td>受注者任意 (場外搬出適正処分)</td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 飛散性アスベスト</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ 廃石膏ボード</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> </tbody> </table> 上記に示す受入施設は参考であり、実施にあつたては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。 なお、処分場の決定にあつたては、監督職員と協議する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>処理施設等名称</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ CCA処理木材</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○ ひ素・カドミウム含有石こうボード</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体等の方法	1. 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し	● あり ○ なし ● 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用 理由 ()	2. 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	● あり ○ なし ● 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用 理由 ()	3. 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し	● あり ○ なし ○ 手作業 ● 手作業、機械作業の併用	4. 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し	● あり ○ なし ○ 手作業 ● 手作業、機械作業の併用	5. その他 ()	その他の取壊し	○ あり ○ なし ○ 手作業、機械作業の併用	建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地	搬出距離	● コンクリート	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	○ アスファルト・コンクリート			() km	● 木材	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	○ 木材(縮減)			() km	建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地	搬出距離	● 金属類	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	● 廃プラスチック類	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	● モルタル・瓦礫くず	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	● ガラスくず、陶磁器くず	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	● タタミ	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	● 非飛散性PM ₁₀ 含有建材(ガラス、陶磁器くず類)	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	● 廃石膏ボード	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	種類	利用する場所(箇所)等	○		○		種類	所在地等	○		○		廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離	○ 廃プラスチック類			() km	○ 防水アスファルト			() km	○ ガラスくず、陶磁器くず			() km	○ 繊維くず			() km	○ 木くず			() km	○ 非飛散性PM ₁₀ 含有(廃プラスチック類)			() km	● 非飛散性PM ₁₀ 含有建材(石膏ボード)	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km	○ 飛散性アスベスト			() km	○ 廃石膏ボード			() km	廃棄物の種類	処理施設等名称	所在地	搬出距離	○ CCA処理木材			() km	○ ひ素・カドミウム含有石こうボード			() km	○			() km
工程	作業内容	分別解体等の方法																																																																																																																																										
1. 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し	● あり ○ なし ● 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用 理由 ()																																																																																																																																										
2. 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	● あり ○ なし ● 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用 理由 ()																																																																																																																																										
3. 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し	● あり ○ なし ○ 手作業 ● 手作業、機械作業の併用																																																																																																																																										
4. 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し	● あり ○ なし ○ 手作業 ● 手作業、機械作業の併用																																																																																																																																										
5. その他 ()	その他の取壊し	○ あり ○ なし ○ 手作業、機械作業の併用																																																																																																																																										
建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地	搬出距離																																																																																																																																									
● コンクリート	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
○ アスファルト・コンクリート			() km																																																																																																																																									
● 木材	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
○ 木材(縮減)			() km																																																																																																																																									
建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地	搬出距離																																																																																																																																									
● 金属類	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
● 廃プラスチック類	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
● モルタル・瓦礫くず	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
● ガラスくず、陶磁器くず	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
● タタミ	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
● 非飛散性PM ₁₀ 含有建材(ガラス、陶磁器くず類)	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
● 廃石膏ボード	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
種類	利用する場所(箇所)等																																																																																																																																											
○																																																																																																																																												
○																																																																																																																																												
種類	所在地等																																																																																																																																											
○																																																																																																																																												
○																																																																																																																																												
廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離																																																																																																																																									
○ 廃プラスチック類			() km																																																																																																																																									
○ 防水アスファルト			() km																																																																																																																																									
○ ガラスくず、陶磁器くず			() km																																																																																																																																									
○ 繊維くず			() km																																																																																																																																									
○ 木くず			() km																																																																																																																																									
○ 非飛散性PM ₁₀ 含有(廃プラスチック類)			() km																																																																																																																																									
● 非飛散性PM ₁₀ 含有建材(石膏ボード)	受注者任意 (場外搬出適正処分)		() km																																																																																																																																									
○ 飛散性アスベスト			() km																																																																																																																																									
○ 廃石膏ボード			() km																																																																																																																																									
廃棄物の種類	処理施設等名称	所在地	搬出距離																																																																																																																																									
○ CCA処理木材			() km																																																																																																																																									
○ ひ素・カドミウム含有石こうボード			() km																																																																																																																																									
○			() km																																																																																																																																									
2	産業廃棄物広域認定制度 (解4.4.2)																																																																																																																																											
● 3	最終処分 (解4.4.3)																																																																																																																																											
4	処理に注意を要する建設廃棄物 (解4.5.1)																																																																																																																																											

章	項目	特記事項																								
5	(解1.3.2)	特別管理産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類</th> <th>採取する部位又は箇所等</th> <th>採取する数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>処分場の名称等</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>() km</td> </tr> </tbody> </table> ○ PCBを含む機器類の処理は電気設備解体仕様による ○ 廃油、廃酸・廃アルカリの処理は機械設備解体仕様による ○ サンプリングの採取(1次分析用) ○ 現場においてサンプルを採取する 採取箇所 ○ 外壁目地 ○ 図示 (○ 図示 ()) 採取箇所数 ○ 部材が異なるごとに1箇所 ○ () 箇所 ○ サンプリングの採取(2次分析用) ○ 現場においてサンプルを採取する 採取箇所 ○ 外壁目地 ○ 図示 (○ 図示 ()) 採取箇所数 ○ () 箇所 ○ 発注者より貸与する 分析回数 ○ () 箇所 1) 採取作業はシーリング等が散逸することのないように注意して行う。 2) シーリング材は目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリエチレン製の密封袋に保管し、Na 及び採取場所を記入する。 サンプルは1袋に1つずつ入れること。 3) カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取することに新しい部分に替えること。 4) シーリング材を切除した部分は、必要に応じて補修すること。 補修材料は特記仕様による。 5) 皮膚との接触等を避けるため保護手袋及び保護マスクを着用する。 6) 休憩時及び作業終了後には、必ず手洗いをを行う。 7) 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。 回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣と同様にポリエチレン製の密封袋に入れる。 ○ サンプルの分析 ○ 1次分析(シーリング種類の調査) 「シーリング材種判定及びPCB含有分析の要否判定依頼書」を作成し、採取したサンプルと併せて日本シーリング材工業会に送付し、分析を行うこと。 ○ 2次分析(PCB含有率調査) 専門分析機関にサンプルを送付し、PCB含有分析を行うこと。 ○ 施工調査等 調査範囲 ○ 図示 () 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと 1) シーリング使用部位の確認、シーリング長さの確認 2) 施工範囲と工事管理区分の確認 3) 仮設計画、廃棄物等の搬出方法 ○ 除去処理工事 PCBを含有したシーリング材の処理は、次によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により適切に行うこと。 1) 工事に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。 2) シーリング材の散逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域からの飛散防止措置をとること。 3) 作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること。 4) シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで極力切除する。 5) 除去工事終了後、シーリング材及び散逸物を回収しポリエチレン製の密封袋に入れ保管容器に入れること。 保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所を考慮し、監督職員の承認を得たものとする。 6) 除去及び回収状況について、監督職員の検査を受けること。 7) 工事着工後、設計図書により難い場合、又は不測の事象が発生した場合は監督職員と協議する。	分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備考	○				○				特別管理産業廃棄物の種類	処分場の名称等	所在地	搬出距離	○			() km	○			() km
分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備考																							
○																										
○																										
特別管理産業廃棄物の種類	処分場の名称等	所在地	搬出距離																							
○			() km																							
○			() km																							

長崎県営繕工事特記仕様書(2)

2024/04/01版

設計年: 令和5年12月

長崎県土木部営繕課

建築士事務所名 株式会社 新建築設計事務所
長崎県知事登録 第(22) - 10267号

設計者氏名 一級建築士 登録第 209864号
内田 信介

工事名称

旧矢上営業所解体工事

図面名称

解体工事特記仕様書(2)

図面番号

特-2

● 6 石綿含有建材の除去及び処理	● 1 共通事項	<p>実施設計以前の石綿含有建材調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有り ● 無し 調査結果 <ul style="list-style-type: none"> ● 図示 (内部仕上表、外部仕上表参照) ○ 下表のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>種名</th> <th>採取場所</th> <th>材料名</th> <th>石綿の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(解6.2.2) 石綿作業主任者 石綿作業主任技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。</p> <p>(解6.2.4) 特別管理産業廃棄物管理責任者 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。</p> <p>官公署その他への手続き 解体共通仕様書 1. 1. 3によるほか、次の必要な手続きを行う。 (1) 建築物解体等作業届 (所管労働基準監督署) (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書 (都道府県知事又は市長)</p> <p>洗浄設備 (1) 洗眼、うがいの設備を設ける。 (2) 更衣設備を設ける</p> <p>表示・掲示 解体共通仕様書 6. 2. 6による表示・掲示を行う</p> <p>作業場の養生 ○ 処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する ○ 全面養生 (床及び壁) : 対象室 ○ 部分養生 (床及び壁の対象部位+1m) : 対象室 (上記全面養生室外) ○ 処理場所付近をビニールシート等の適切な方法にて養生を行う</p> <p>※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。 調査範囲 ○ 対象部位 ○ 図示 貸与資料 ()</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">調査対象石綿含有成形板等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ スレート波板</td> <td>○ ロックウール吸音板</td> <td>○ ビニル床タイル</td> </tr> <tr> <td>○ スレートフレキシブル板</td> <td>○ けい酸カルシウム板</td> <td>○ ビニル床シート</td> </tr> <tr> <td>○ スレート平板</td> <td>○ スラグ入石こうボード</td> <td>○ ビニル幅木</td> </tr> <tr> <td>○ スレート軟質板</td> <td>○ 石綿セメント板</td> <td>○ 無機質系壁紙</td> </tr> <tr> <td>○ 住宅用屋根スレート</td> <td>○ 化粧けい酸カルシウム板</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○ サイディング</td> <td>○ 石綿セメント円筒</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○ 押出成形セメント板</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンスフィライト、クリソタイト、クロソライト、トレモライト 分析方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料名</th> <th colspan="2">定性分析</th> <th colspan="2">定量分析</th> </tr> <tr> <th>JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2</th> <th>または</th> <th>JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4</th> <th>または</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ ()</td> <td>()</td> <td>箇所</td> <td>()</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>○ ()</td> <td>()</td> <td>箇所</td> <td>()</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>○ ()</td> <td>()</td> <td>箇所</td> <td>()</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>○ ()</td> <td>()</td> <td>箇所</td> <td>()</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取場所 ○ 図示 ○ () □</p>	種名	採取場所	材料名	石綿の有無																																					調査対象石綿含有成形板等の種類			○ スレート波板	○ ロックウール吸音板	○ ビニル床タイル	○ スレートフレキシブル板	○ けい酸カルシウム板	○ ビニル床シート	○ スレート平板	○ スラグ入石こうボード	○ ビニル幅木	○ スレート軟質板	○ 石綿セメント板	○ 無機質系壁紙	○ 住宅用屋根スレート	○ 化粧けい酸カルシウム板	○	○ サイディング	○ 石綿セメント円筒	○	○ 押出成形セメント板	○	○	材料名	定性分析		定量分析		JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2	または	JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4	または	○ ()	()	箇所	()	箇所	○ ()	()	箇所	()	箇所	○ ()	()	箇所	()	箇所	○ ()	()	箇所	()	箇所
	種名	採取場所	材料名	石綿の有無																																																																																											
調査対象石綿含有成形板等の種類																																																																																															
○ スレート波板	○ ロックウール吸音板	○ ビニル床タイル																																																																																													
○ スレートフレキシブル板	○ けい酸カルシウム板	○ ビニル床シート																																																																																													
○ スレート平板	○ スラグ入石こうボード	○ ビニル幅木																																																																																													
○ スレート軟質板	○ 石綿セメント板	○ 無機質系壁紙																																																																																													
○ 住宅用屋根スレート	○ 化粧けい酸カルシウム板	○																																																																																													
○ サイディング	○ 石綿セメント円筒	○																																																																																													
○ 押出成形セメント板	○	○																																																																																													
材料名	定性分析		定量分析																																																																																												
	JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2	または	JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4	または																																																																																											
○ ()	()	箇所	()	箇所																																																																																											
○ ()	()	箇所	()	箇所																																																																																											
○ ()	()	箇所	()	箇所																																																																																											
○ ()	()	箇所	()	箇所																																																																																											
● 2 施工調査 (解1.4.1)	<p>測定時期、測定場所及び測定箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数(各施工箇所ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定2</td> <td> </td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定4</td> <td> </td> <td>セキユリファン入口</td> <td>計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定5</td> <td> </td> <td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> <td>出口吹出し風速 1 m/s以下の位置</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定6</td> <td> </td> <td>処理作業室外</td> <td>計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後(シート養生中)</td> <td>○ 施工区画周辺 ○ 敷地境界</td> <td>計 () 点 計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定8</td> <td>処理作業後シート</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 () 点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定9</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 () 点</td> </tr> </tbody> </table>	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各施工箇所ごと)	○	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 () 点	○	測定2		調査対象室外部の付近	計 () 点	○	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 () 点	○	測定4		セキユリファン入口	計 () 点	○	測定5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1 m/s以下の位置	○	測定6		処理作業室外	計 () 点	○	測定7	処理作業後(シート養生中)	○ 施工区画周辺 ○ 敷地境界	計 () 点 計 () 点	○	測定8	処理作業後シート	処理作業室内	計 () 点	○	測定9	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 () 点																																												
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各施工箇所ごと)																																																																																											
○	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 () 点																																																																																											
○	測定2		調査対象室外部の付近	計 () 点																																																																																											
○	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 () 点																																																																																											
○	測定4		セキユリファン入口	計 () 点																																																																																											
○	測定5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1 m/s以下の位置																																																																																											
○	測定6		処理作業室外	計 () 点																																																																																											
○	測定7	処理作業後(シート養生中)	○ 施工区画周辺 ○ 敷地境界	計 () 点 計 () 点																																																																																											
○	測定8	処理作業後シート	処理作業室内	計 () 点																																																																																											
○	測定9	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 () 点																																																																																											
● 3 石綿粉じん濃度測定 (解6.1.3) (建改9.1.1)	<p>測定方法</p> <p>○ 自動測定器による測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>測定4</td> <td rowspan="3">粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定5</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ JIS K 3850-1に基づいた測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>メンブレンフィルタ直径(mm)</th> <th>試料の吸引流量(L/min)</th> <th>試料の吸引時間(min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>測定4</td> <td rowspan="3">2.5</td> <td rowspan="3">5</td> <td rowspan="3">3.0</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定5</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定</td> <td>4.7</td> <td>1.0</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> <td rowspan="3">4.7</td> <td rowspan="3">1.0</td> <td rowspan="3">24.0</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>除去対象範囲 ○ 図示 除去工法 ○ 改修標準仕様書9. 1. 3 (2) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ○ 湿潤化 ○ 固化</p> <p>除去した石綿含有吹付け材等の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>除去対象範囲 ○ 図示 除去工法 ○ 粉砕して除去 ○ 手ばらし 除去した石綿含有保温材等の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>処理を行う石綿含有保温材等の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 石綿含有保温材</td> <td>()</td> <td>○ 図示 () ○ ()</td> </tr> <tr> <td>○ 石綿含有耐火被覆板</td> <td>()</td> <td>○ 図示 () ○ ()</td> </tr> <tr> <td>○ 石綿含有断熱材</td> <td>()</td> <td>○ 図示 () ○ ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 6 石綿含有成形板の除去 (解6.5.1-4) (建改9.1.5)</p> <p>● 石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外) の除去 除去対象範囲 ● 図示 ○ () 除去した石綿含有成形板等の処分 ○ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>○ 石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種) の除去 除去対象範囲 ○ 図示 ○ () 養生方法 ○ () 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ○ ()</p> <p>○ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板 (下地調整材) の除去 除去対象範囲 ○ 図示 ○ () 除去方法 ○ () 養生方法 ○ () 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ○ 埋立処分 (安定型最終処分場) ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ○ ()</p>	適用	測定名称	測定方法	○	測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定	○	測定5	○	()	適用	測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)	○	測定4	2.5	5	3.0	○	測定5	○	()	○	測定	4.7	1.0	12.0	○	()	4.7	1.0	24.0	○	測定	○	()	材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲	○ 石綿含有保温材	()	○ 図示 () ○ ()	○ 石綿含有耐火被覆板	()	○ 図示 () ○ ()	○ 石綿含有断熱材	()	○ 図示 () ○ ()																																												
適用	測定名称	測定方法																																																																																													
○	測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定																																																																																													
○	測定5																																																																																														
○	()																																																																																														
適用	測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)																																																																																											
○	測定4	2.5	5	3.0																																																																																											
○	測定5																																																																																														
○	()																																																																																														
○	測定	4.7	1.0	12.0																																																																																											
○	()	4.7	1.0	24.0																																																																																											
○	測定																																																																																														
○	()																																																																																														
材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲																																																																																													
○ 石綿含有保温材	()	○ 図示 () ○ ()																																																																																													
○ 石綿含有耐火被覆板	()	○ 図示 () ○ ()																																																																																													
○ 石綿含有断熱材	()	○ 図示 () ○ ()																																																																																													

● 6 石綿含有建材の除去等(続き)	● 4 石綿含有吹付け材の除去 (解6.3.1~4) (建改9.1.3)	<p>測定方法</p> <p>○ 自動測定器による測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>測定4</td> <td rowspan="3">粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定5</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ JIS K 3850-1に基づいた測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>メンブレンフィルタ直径(mm)</th> <th>試料の吸引流量(L/min)</th> <th>試料の吸引時間(min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>測定4</td> <td rowspan="3">2.5</td> <td rowspan="3">5</td> <td rowspan="3">3.0</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定5</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定</td> <td>4.7</td> <td>1.0</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> <td rowspan="3">4.7</td> <td rowspan="3">1.0</td> <td rowspan="3">24.0</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>測定</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>除去対象範囲 ○ 図示 除去工法 ○ 改修標準仕様書9. 1. 3 (2) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ○ 湿潤化 ○ 固化</p> <p>除去した石綿含有吹付け材等の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>除去対象範囲 ○ 図示 除去工法 ○ 粉砕して除去 ○ 手ばらし 除去した石綿含有保温材等の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>処理を行う石綿含有保温材等の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 石綿含有保温材</td> <td>()</td> <td>○ 図示 () ○ ()</td> </tr> <tr> <td>○ 石綿含有耐火被覆板</td> <td>()</td> <td>○ 図示 () ○ ()</td> </tr> <tr> <td>○ 石綿含有断熱材</td> <td>()</td> <td>○ 図示 () ○ ()</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 6 石綿含有成形板の除去 (解6.5.1-4) (建改9.1.5)</p> <p>● 石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外) の除去 除去対象範囲 ● 図示 ○ () 除去した石綿含有成形板等の処分 ○ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>○ 石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種) の除去 除去対象範囲 ○ 図示 ○ () 養生方法 ○ () 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ○ ()</p> <p>○ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板 (下地調整材) の除去 除去対象範囲 ○ 図示 ○ () 除去方法 ○ () 養生方法 ○ () 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ○ 埋立処分 (安定型最終処分場) ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ○ ()</p>	適用	測定名称	測定方法	○	測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定	○	測定5	○	()	適用	測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)	○	測定4	2.5	5	3.0	○	測定5	○	()	○	測定	4.7	1.0	12.0	○	()	4.7	1.0	24.0	○	測定	○	()	材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲	○ 石綿含有保温材	()	○ 図示 () ○ ()	○ 石綿含有耐火被覆板	()	○ 図示 () ○ ()	○ 石綿含有断熱材	()	○ 図示 () ○ ()
	適用	測定名称	測定方法																																																	
	○	測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定																																																	
○	測定5																																																			
○	()																																																			
適用	測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)																																																
○	測定4	2.5	5	3.0																																																
○	測定5																																																			
○	()																																																			
○	測定	4.7	1.0	12.0																																																
○	()	4.7	1.0	24.0																																																
○	測定																																																			
○	()																																																			
材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲																																																		
○ 石綿含有保温材	()	○ 図示 () ○ ()																																																		
○ 石綿含有耐火被覆板	()	○ 図示 () ○ ()																																																		
○ 石綿含有断熱材	()	○ 図示 () ○ ()																																																		
● 5 石綿含有保温材等の除去 (解6.4.1~4) (建改9.1.4)	<p>除去対象範囲 ○ 図示 除去工法 ○ 粉砕して除去 ○ 手ばらし 除去した石綿含有保温材等の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p>																																																			
● 6 石綿含有成形板の除去 (解6.5.1-4) (建改9.1.5)	<p>● 石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外) の除去 除去対象範囲 ● 図示 ○ () 除去した石綿含有成形板等の処分 ○ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>○ 石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種) の除去 除去対象範囲 ○ 図示 ○ () 養生方法 ○ () 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分 ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ○ ()</p> <p>○ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板 (下地調整材) の除去 除去対象範囲 ○ 図示 ○ () 除去方法 ○ () 養生方法 ○ () 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ○ 埋立処分 (安定型最終処分場) ○ 埋立処分 (管理型最終処分場) ○ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ○ ()</p>																																																			

● 参考	● 参考	<p>石綿含有成形板等、仕上塗材の改修・解体工事における石綿則・大防法・廃掃法の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">石綿則条項</th> <th rowspan="2">大防法条項</th> <th colspan="4">石綿含有成形板等</th> <th>石綿含有けい酸カルシウム板第1種</th> </tr> <tr> <th>石綿含有成形板等</th> <th>石綿含有けい酸カルシウム板第1種</th> <th>切断等による除去</th> <th>切断等による除去</th> <th>切断等による除去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の報告</td> <td>4条の2</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の保存</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の備付</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の掲示</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業計画の作成</td> <td>4条</td> <td>則16条の4</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>大防法及び安衛法・石綿則の届出</td> <td>法88条の17 5条他</td> <td>18条の17</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>作業実施の掲示</td> <td>3.4条</td> <td>則16条の4</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>喫煙禁止/飲食禁止の掲示</td> <td>3.3条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業主任者の選任</td> <td>1.9条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>特別教育</td> <td>2.7条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>保護具着用</td> <td>1.4条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>保護衣等</td> <td>1.4条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業場への関係者以外立入禁止</td> <td>1.5条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>隔離</td> <td>6条</td> <td>18条の19 則16条の14</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>隔離養生 (責任不要)</td> </tr> <tr> <td>湿潤化</td> <td>1.3条</td> <td>-</td> <td>1)</td> <td>常時要</td> <td>1)</td> <td>常時要</td> </tr> <tr> <td>(飛沫防止等の養生)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(床防水養生)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(汚染水処理)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>清掃</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>取り残し等の確認</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業内容の記録・保管</td> <td>3.5条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>石綿含有仕上塗材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">石綿則条項</th> <th rowspan="2">大防法条項</th> <th colspan="4">石綿含有仕上塗材</th> </tr> <tr> <th>切断等による除去 (電動工具無)</th> <th>切断等による除去 (電動工具有)</th> <th>湿潤化</th> <th>作業場を隔離養生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の報告</td> <td>4条の2</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の保存</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の備付</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の掲示</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業計画の作成</td> <td>4条</td> <td>則16条の4</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>大防法及び安衛法・石綿則の届出</td> <td>法88条の17 5条他</td> <td>18条の17</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>作業実施の掲示</td> <td>3.4条</td> <td>則16条の4</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>喫煙禁止/飲食禁止の掲示</td> <td>3.3条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業主任者の選任</td> <td>1.9条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>特別教育</td> <td>2.7条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>保護具着用</td> <td>1.4条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>保護衣等</td> <td>1.4条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業場への関係者以外立入禁止</td> <td>1.5条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>隔離</td> <td>6条</td> <td>18条の19 則16条の14</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>隔離養生 (責任不要)</td> </tr> <tr> <td>湿潤化</td> <td>1.3条</td> <td>-</td> <td>常時要</td> <td>常時要</td> <td>常時要</td> </tr> <tr> <td>(飛沫防止等の養生)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2)</td> <td>2)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(床防水養生)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(汚染水処理)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>清掃</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>取り残し等の確認</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業内容の記録・保管</td> <td>3.5条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル) 令和3年3月 厚生労働省・環境省)を参考に作成 ・「要」は法会上求められる措置を示す 1) 粉塵飛散防止のために実施する事が望ましい 2) 適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す</p>	石綿則条項	大防法条項	石綿含有成形板等				石綿含有けい酸カルシウム板第1種	石綿含有成形板等	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	切断等による除去	切断等による除去	切断等による除去	事前調査	3条	18条の15	要	要	要	要	事前調査結果の報告	4条の2	18条の15	要	要	要	要	事前調査結果の保存	3条	18条の15	要	要	要	要	事前調査結果の備付	3条	18条の15	要	要	要	要	事前調査結果の掲示	3条	18条の15	要	要	要	要	作業計画の作成	4条	則16条の4	要	要	要	要	大防法及び安衛法・石綿則の届出	法88条の17 5条他	18条の17	不要	不要	不要	不要	作業実施の掲示	3.4条	則16条の4	要	要	要	要	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	3.3条	-	要	要	要	要	作業主任者の選任	1.9条	-	要	要	要	要	特別教育	2.7条	-	要	要	要	要	保護具着用	1.4条	-	要	要	要	要	保護衣等	1.4条	-	要	要	要	要	作業場への関係者以外立入禁止	1.5条	-	要	要	要	要	隔離	6条	18条の19 則16条の14	-	-	-	隔離養生 (責任不要)	湿潤化	1.3条	-	1)	常時要	1)	常時要	(飛沫防止等の養生)	-	-	-	-	-	-	(床防水養生)	-	-	-	-	-	-	(汚染水処理)	-	-	-	-	-	-	清掃	-	-	要	要	要	要	取り残し等の確認	-	-	要	要	要	要	作業内容の記録・保管	3.5条	-	要	要	要	要	石綿則条項	大防法条項	石綿含有仕上塗材				切断等による除去 (電動工具無)	切断等による除去 (電動工具有)	湿潤化	作業場を隔離養生等	事前調査	3条	18条の15	要	要	要	事前調査結果の報告	4条の2	18条の15	要	要	要	事前調査結果の保存	3条	18条の15	要	要	要	事前調査結果の備付	3条	18条の15	要	要	要	事前調査結果の掲示	3条	18条の15	要	要	要	作業計画の作成	4条	則16条の4	要	要	要	大防法及び安衛法・石綿則の届出	法88条の17 5条他	18条の17	不要	不要	不要	作業実施の掲示	3.4条	則16条の4	要	要	要	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	3.3条	-	要	要	要	作業主任者の選任	1.9条	-	要	要	要	特別教育	2.7条	-	要	要	要	保護具着用	1.4条	-	要	要	要	保護衣等	1.4条	-	要	要	要	作業場への関係者以外立入禁止	1.5条	-	要	要	要	隔離	6条	18条の19 則16条の14	-	-	隔離養生 (責任不要)	湿潤化	1.3条	-	常時要	常時要	常時要	(飛沫防止等の養生)	-	-	2)	2)	-	(床防水養生)	-	-	2)	-	-	(汚染水処理)	-	-	2)	-	-	清掃	-	-	要	要	要	取り残し等の確認	-	-	要	要	要	作業内容の記録・保管	3.5条	-	要	要	要
	石綿則条項	大防法条項			石綿含有成形板等				石綿含有けい酸カルシウム板第1種																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			石綿含有成形板等	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	切断等による除去	切断等による除去	切断等による除去																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
事前調査	3条	18条の15	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事前調査結果の報告	4条の2	18条の15	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事前調査結果の保存	3条	18条の15	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事前調査結果の備付	3条	18条の15	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事前調査結果の掲示	3条	18条の15	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
作業計画の作成	4条	則16条の4	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大防法及び安衛法・石綿則の届出	法88条の17 5条他	18条の17	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
作業実施の掲示	3.4条	則16条の4	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	3.3条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
作業主任者の選任	1.9条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
特別教育	2.7条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保護具着用	1.4条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保護衣等	1.4条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
作業場への関係者以外立入禁止	1.5条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
隔離	6条	18条の19 則16条の14	-	-	-	隔離養生 (責任不要)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
湿潤化	1.3条	-	1)	常時要	1)	常時要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(飛沫防止等の養生)	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(床防水養生)	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(汚染水処理)	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
清掃	-	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
取り残し等の確認	-	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
作業内容の記録・保管	3.5条	-	要	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
石綿則条項	大防法条項	石綿含有仕上塗材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		切断等による除去 (電動工具無)	切断等による除去 (電動工具有)	湿潤化	作業場を隔離養生等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の報告	4条の2	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の保存	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の備付	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の掲示	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業計画の作成	4条	則16条の4	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大防法及び安衛法・石綿則の届出	法88条の17 5条他	18条の17	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業実施の掲示	3.4条	則16条の4	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	3.3条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業主任者の選任	1.9条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
特別教育	2.7条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保護具着用	1.4条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保護衣等	1.4条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業場への関係者以外立入禁止	1.5条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
隔離	6条	18条の19 則16条の14	-	-	隔離養生 (責任不要)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
湿潤化	1.3条	-	常時要	常時要	常時要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(飛沫防止等の養生)	-	-	2)	2)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(床防水養生)	-	-	2)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(汚染水処理)	-	-	2)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
清掃	-	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
取り残し等の確認	-	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業内容の記録・保管	3.5条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
● 参考	● 参考	<p>石綿含有仕上塗材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">石綿則条項</th> <th rowspan="2">大防法条項</th> <th colspan="4">石綿含有仕上塗材</th> </tr> <tr> <th>切断等による除去 (電動工具無)</th> <th>切断等による除去 (電動工具有)</th> <th>湿潤化</th> <th>作業場を隔離養生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の報告</td> <td>4条の2</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の保存</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の備付</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の掲示</td> <td>3条</td> <td>18条の15</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業計画の作成</td> <td>4条</td> <td>則16条の4</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>大防法及び安衛法・石綿則の届出</td> <td>法88条の17 5条他</td> <td>18条の17</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>作業実施の掲示</td> <td>3.4条</td> <td>則16条の4</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>喫煙禁止/飲食禁止の掲示</td> <td>3.3条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業主任者の選任</td> <td>1.9条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>特別教育</td> <td>2.7条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>保護具着用</td> <td>1.4条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>保護衣等</td> <td>1.4条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業場への関係者以外立入禁止</td> <td>1.5条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>隔離</td> <td>6条</td> <td>18条の19 則16条の14</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>隔離養生 (責任不要)</td> </tr> <tr> <td>湿潤化</td> <td>1.3条</td> <td>-</td> <td>常時要</td> <td>常時要</td> <td>常時要</td> </tr> <tr> <td>(飛沫防止等の養生)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2)</td> <td>2)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(床防水養生)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(汚染水処理)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>清掃</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>取り残し等の確認</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>作業内容の記録・保管</td> <td>3.5条</td> <td>-</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル) 令和3年3月 厚生労働省・環境省)を参考に作成 ・「要」は法会上求められる措置を示す 1) 粉塵飛散防止のために実施する事が望ましい 2) 適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す</p>	石綿則条項	大防法条項	石綿含有仕上塗材				切断等による除去 (電動工具無)	切断等による除去 (電動工具有)	湿潤化	作業場を隔離養生等	事前調査	3条	18条の15	要	要	要	事前調査結果の報告	4条の2	18条の15	要	要	要	事前調査結果の保存	3条	18条の15	要	要	要	事前調査結果の備付	3条	18条の15	要	要	要	事前調査結果の掲示	3条	18条の15	要	要	要	作業計画の作成	4条	則16条の4	要	要	要	大防法及び安衛法・石綿則の届出	法88条の17 5条他	18条の17	不要	不要	不要	作業実施の掲示	3.4条	則16条の4	要	要	要	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	3.3条	-	要	要	要	作業主任者の選任	1.9条	-	要	要	要	特別教育	2.7条	-	要	要	要	保護具着用	1.4条	-	要	要	要	保護衣等	1.4条	-	要	要	要	作業場への関係者以外立入禁止	1.5条	-	要	要	要	隔離	6条	18条の19 則16条の14	-	-	隔離養生 (責任不要)	湿潤化	1.3条	-	常時要	常時要	常時要	(飛沫防止等の養生)	-	-	2)	2)	-	(床防水養生)	-	-	2)	-	-	(汚染水処理)	-	-	2)	-	-	清掃	-	-	要	要	要	取り残し等の確認	-	-	要	要	要	作業内容の記録・保管	3.5条	-	要	要	要																																																																																																																																																																						
石綿則条項	大防法条項	石綿含有仕上塗材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		切断等による除去 (電動工具無)	切断等による除去 (電動工具有)	湿潤化	作業場を隔離養生等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の報告	4条の2	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の保存	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の備付	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事前調査結果の掲示	3条	18条の15	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業計画の作成	4条	則16条の4	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大防法及び安衛法・石綿則の届出	法88条の17 5条他	18条の17	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業実施の掲示	3.4条	則16条の4	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	3.3条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業主任者の選任	1.9条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
特別教育	2.7条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保護具着用	1.4条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保護衣等	1.4条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業場への関係者以外立入禁止	1.5条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
隔離	6条	18条の19 則16条の14	-	-	隔離養生 (責任不要)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
湿潤化	1.3条	-	常時要	常時要	常時要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(飛沫防止等の養生)	-	-	2)	2)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(床防水養生)	-	-	2)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(汚染水処理)	-	-	2)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
清掃	-	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
取り残し等の確認	-	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業内容の記録・保管	3.5条	-	要	要	要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

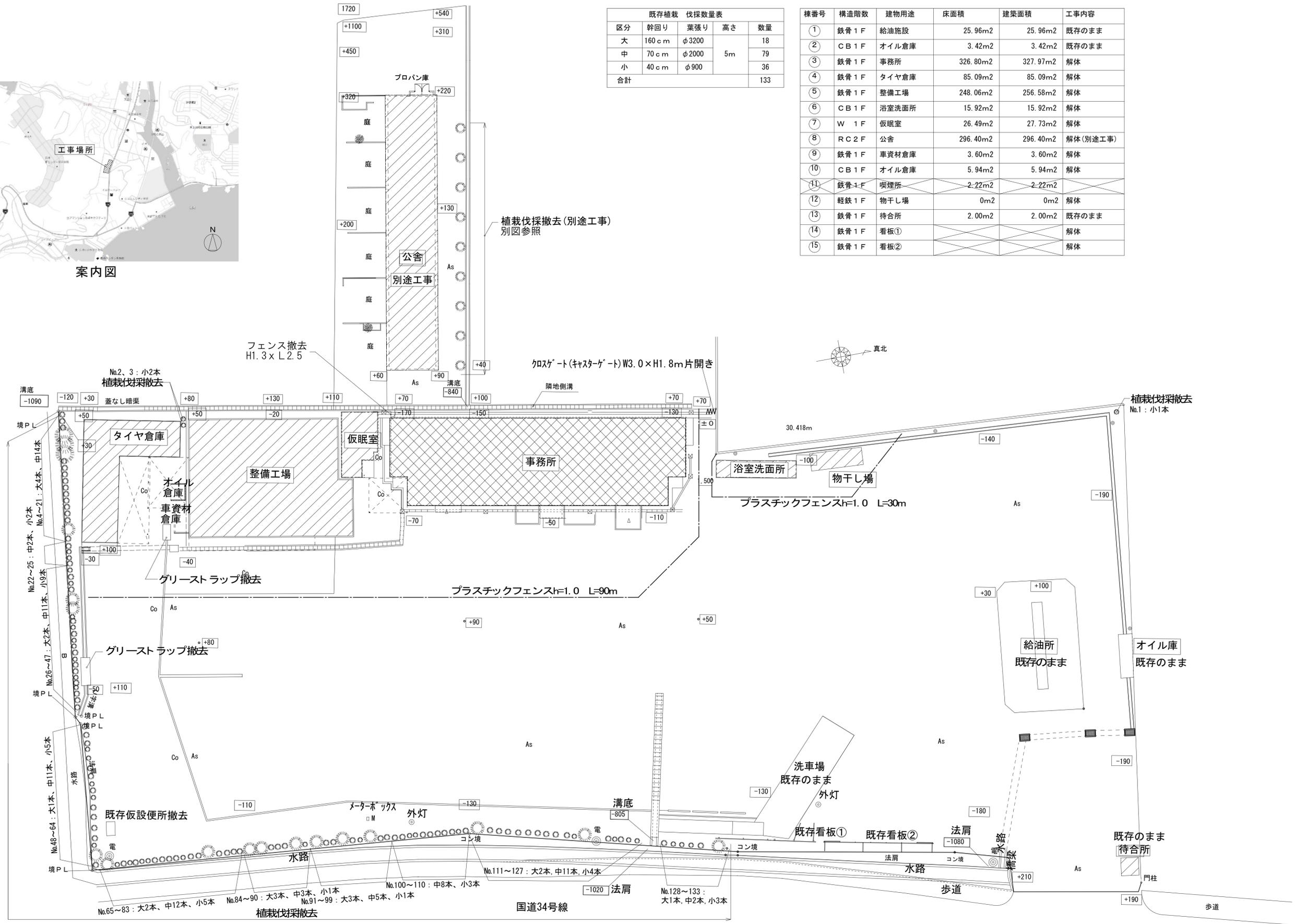
長崎県営繕工事特記仕様書 (3)	設計年: 令和5年12月	長崎県土木部営繕課	建築士事務所名 株式会社 新建築設計事務所 長崎県知事登録 第(22) - 10267号	工事名称 旧矢上営業所解体工事
	2024/04/01版	設計者氏名 内田 信介	図面名称 解体工事特記仕様書(3)	図面番号 特-3



案内図

区分	幹回り	葉張り	高さ	数量
大	160cm	φ3200	5m	18
中	70cm	φ2000		79
小	40cm	φ900		36
合計				133

棟番号	構造階数	建物用途	床面積	建築面積	工事内容
①	鉄骨1F	給油施設	25.96m ²	25.96m ²	既存のまま
②	CB1F	オイル倉庫	3.42m ²	3.42m ²	既存のまま
③	鉄骨1F	事務所	326.80m ²	327.97m ²	解体
④	鉄骨1F	タイヤ倉庫	85.09m ²	85.09m ²	解体
⑤	鉄骨1F	整備工場	248.06m ²	256.58m ²	解体
⑥	CB1F	浴室洗面所	15.92m ²	15.92m ²	解体
⑦	W1F	仮眠室	26.49m ²	27.73m ²	解体
⑧	RC2F	公舎	296.40m ²	296.40m ²	解体(別途工事)
⑨	鉄骨1F	車資材倉庫	3.60m ²	3.60m ²	解体
⑩	CB1F	オイル倉庫	5.94m ²	5.94m ²	解体
⑪	鉄骨1F	喫煙所	2.22m ²	2.22m ²	
⑫	軽鉄1F	物干し場	0m ²	0m ²	解体
⑬	鉄骨1F	待合所	2.00m ²	2.00m ²	既存のまま
⑭	鉄骨1F	看板①			解体
⑮	鉄骨1F	看板②			解体



現況配置図 S:1/300

特記 ※グリーストラップ清掃は、管理者側で清掃済みとする



株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

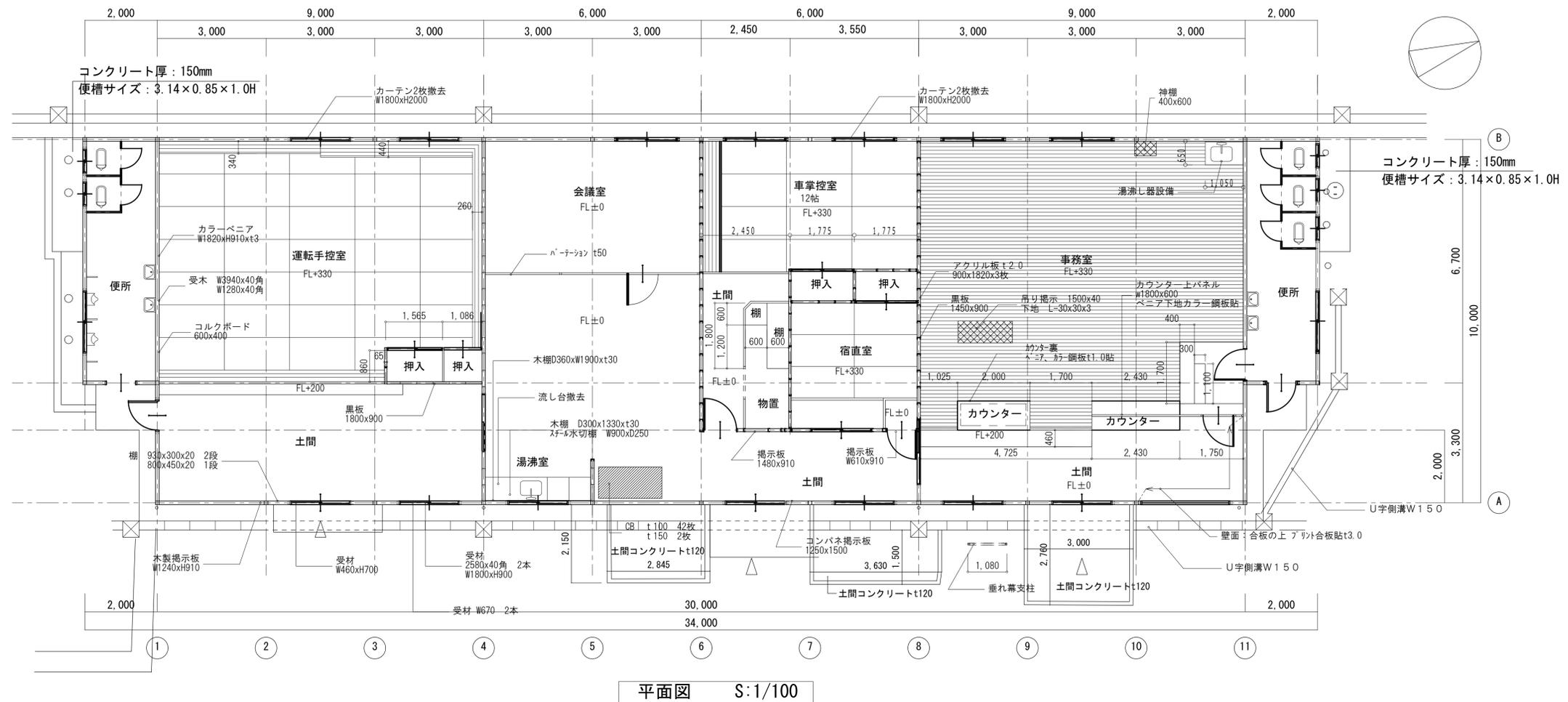
一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日
縮尺 A2(S=1:300)
製図照査

No. 01 / A

工事名称 旧矢上営業所解体工事
図名 現況配置図

室名	天井高	床		巾木		壁		天井		廻縁	備考
		下地	仕上	仕上	高さ	下地	仕上	下地	仕上		
運転手控室	2420	木床組下地	タタミ敷一部縁甲板t15	タタミ寄	45 x 60	木軸組み下地	合板張t3.0	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製30 x 30	
押入	2420	木床組下地	合板t15張り	雑布摺	21 x 21	木軸組み下地	合板張t3.0	木組天井下地	合板t2.7	木製30 x 30	
会議室	2750	コンクリート下地	モルタル金ゴテ仕上げ	モルタル金ゴテ	45 x 60	木軸組み下地	合板張t3.0 塗装仕上	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製30 x 30	
事務所	2420	木床組下地	フローリング貼t15 一部モルタル金ゴテ仕上	木製	100	木軸組み下地	合板張t3.0 塗装仕上	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製30 x 30	
車掌控室	2420	木床組下地	タタミ敷一部縁甲板t15	タタミ寄	45 x 60	木軸組み下地	合板張t3.0 塗装仕上	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製木製30 x 30	
宿直室	2420	木床組下地	タタミ敷一部縁甲板t15	タタミ寄	45 x 60	木軸組み下地	合板張t3.0 塗装仕上	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製30 x 30	
土間	2750	コンクリート下地	モルタル金ゴテ仕上げ	モルタル金ゴテ	100	木軸組み下地	合板張t3.0 塗装仕上	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製30 x 30	
物入	2420	木床組下地	合板t15張り	雑布摺	21 x 21	木軸組み下地	合板張t3.0	木組天井下地	合板t2.7	木製15 x 15	
便所	2500	コンクリート下地	モルタル金ゴテ	モルタル金ゴテ		木軸組み下地	腰：モルタル金ゴテ H=1300 壁：合板張t3.0 塗装仕上	木組天井下地	P B6.0下地塗装	木製30 x 30	



特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 製図照査 No.	02 A	工事名称	旧売上営業所解体工事
					図名	③既存解体(事務所)平面図

<p>事務所 サブカウンター 1700 x 400</p> 	<p>黒板 1450 x 900</p> 	<p>アクリル板 t2.0 900 x 1820 x 3枚</p> 	<p>吊り掲示板 1500 x 40 L-30 x 30 x 3</p> 	<p>カウンター上パネル w1800 x 600</p> 
<p>カウンター裏</p> 	<p>土間 掲示板 1480 x 910</p> 	<p>掲示板 610 x 910</p> 	<p>コンパネ掲示板 1250 x 1500</p> 	<p>運転手控室 カーテン 2枚撤去</p> 
<p>サブカウンター 1700 x 400</p> 	<p>運転手控室前 土間 黒板 1800 x 900</p> 	<p>サブカウンター 1700 x 400</p> 	<p>サブカウンター 1700 x 400</p> 	<p>車掌控室 物置</p> 

特記

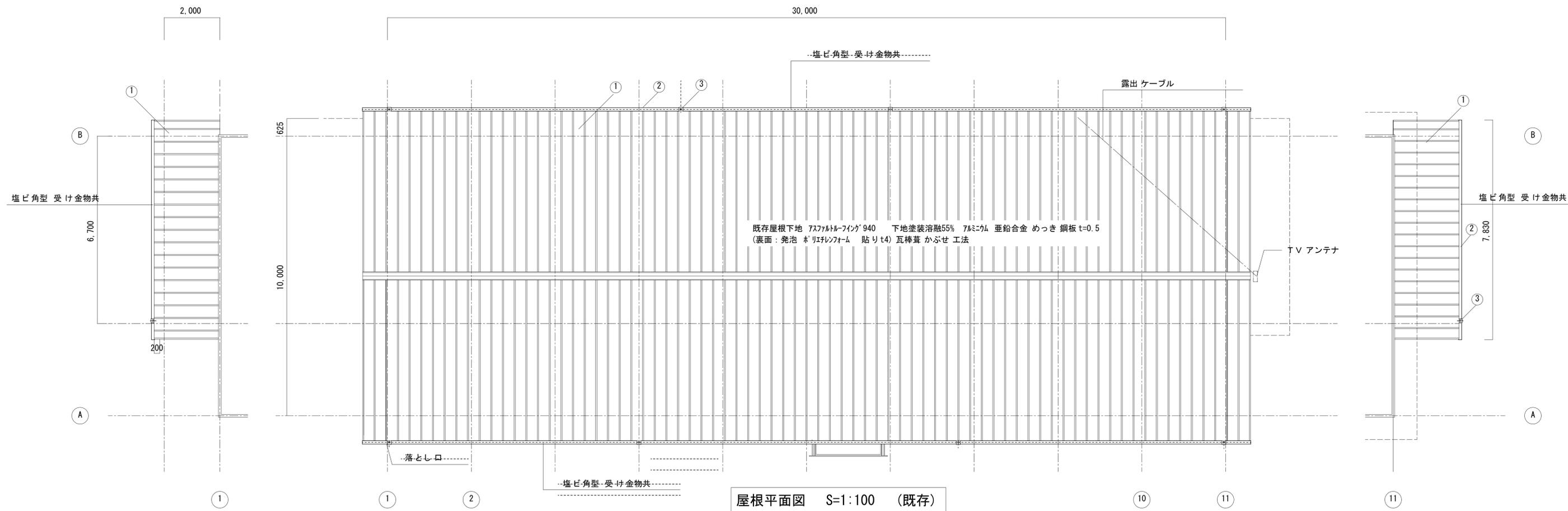


株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日 縮尺 製図照査 No.
A2(S=1:100) 03/A

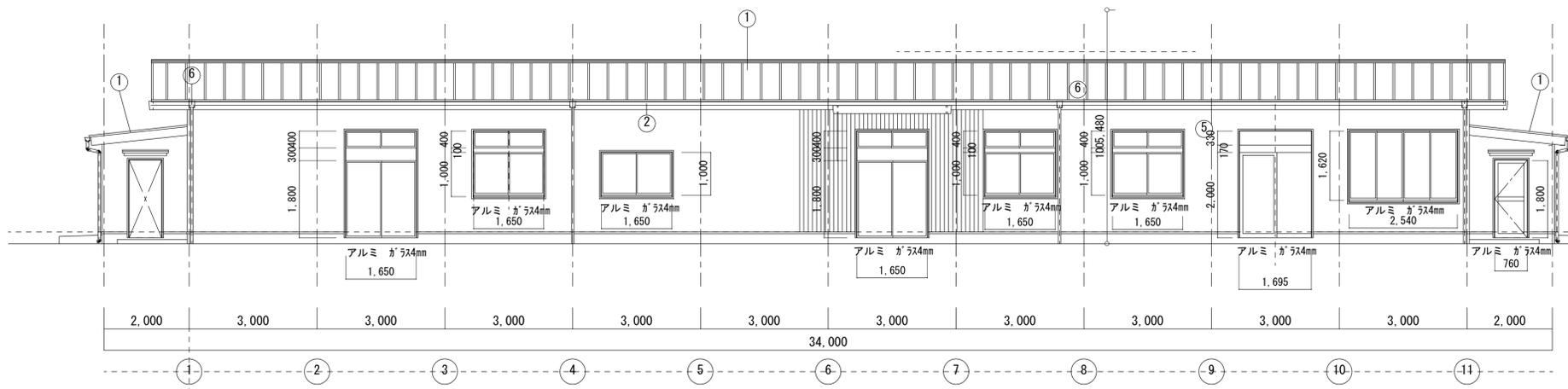
工事名称 旧矢上営業所解体工事
図名 ③既存解体(事務所) 備品写真一覧



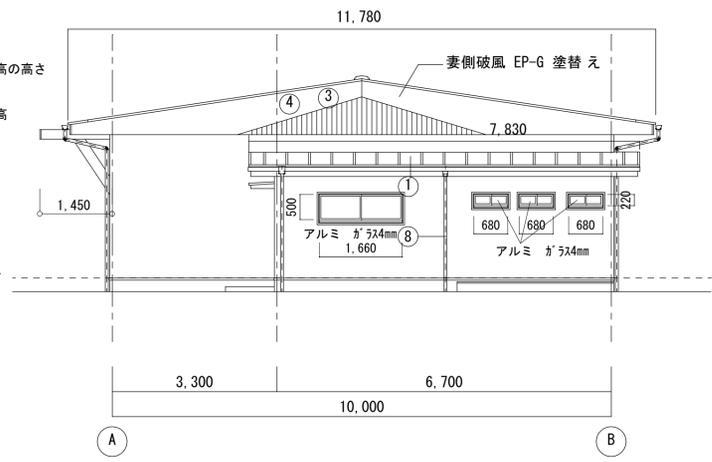
屋根平面図 S=1:100 (既存)

外部仕上凡例

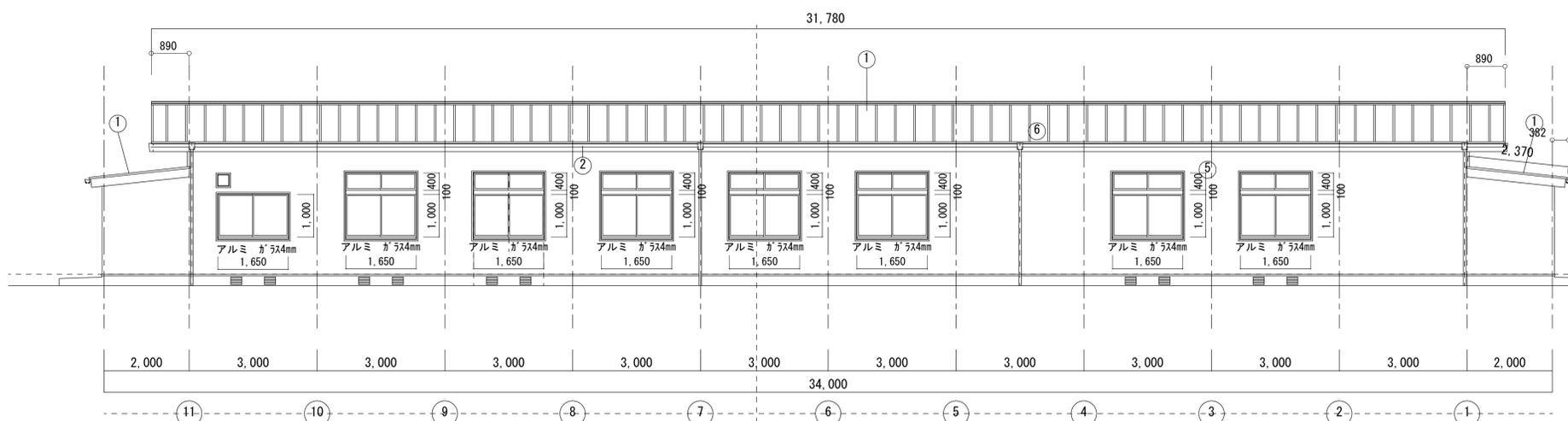
①	屋根 カラー 鉄板 (ア)0.4 瓦葺葺き 既存屋根下地 アスファルトフイック 940 下地塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板t=0.5 (裏面: 発泡ポリイソシアヌレート貼り t4) 瓦葺葺かぶせ工法
②	軒樋塩ビ角型 W120
③	縦樋 塩ビ丸60 φ



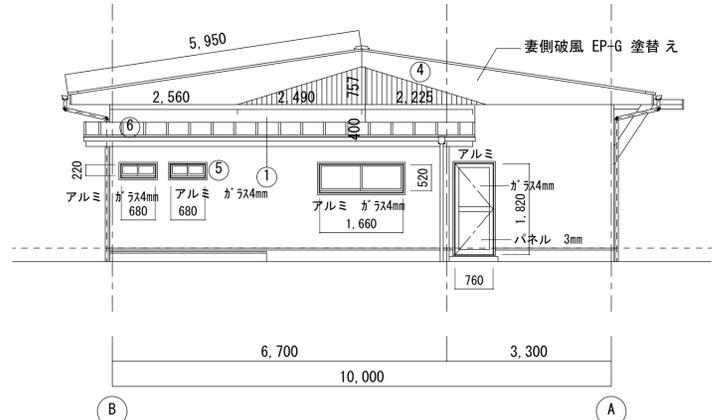
東側立面図 S=1:100



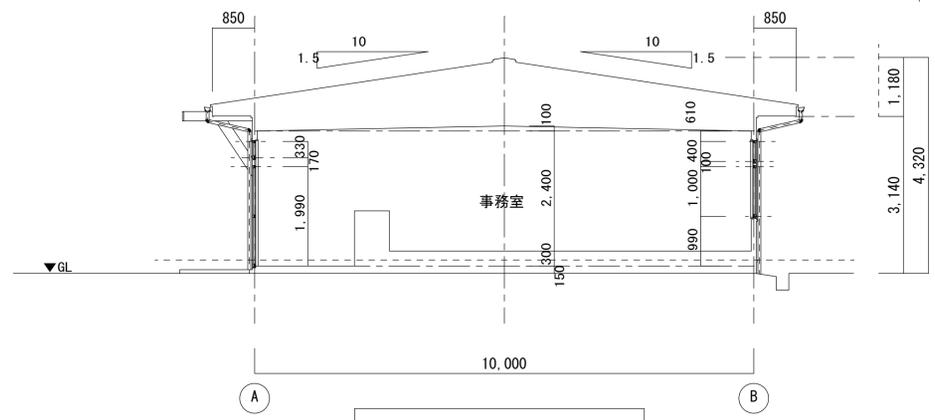
北側立面図 S=1:100



西側立面図 S=1:100



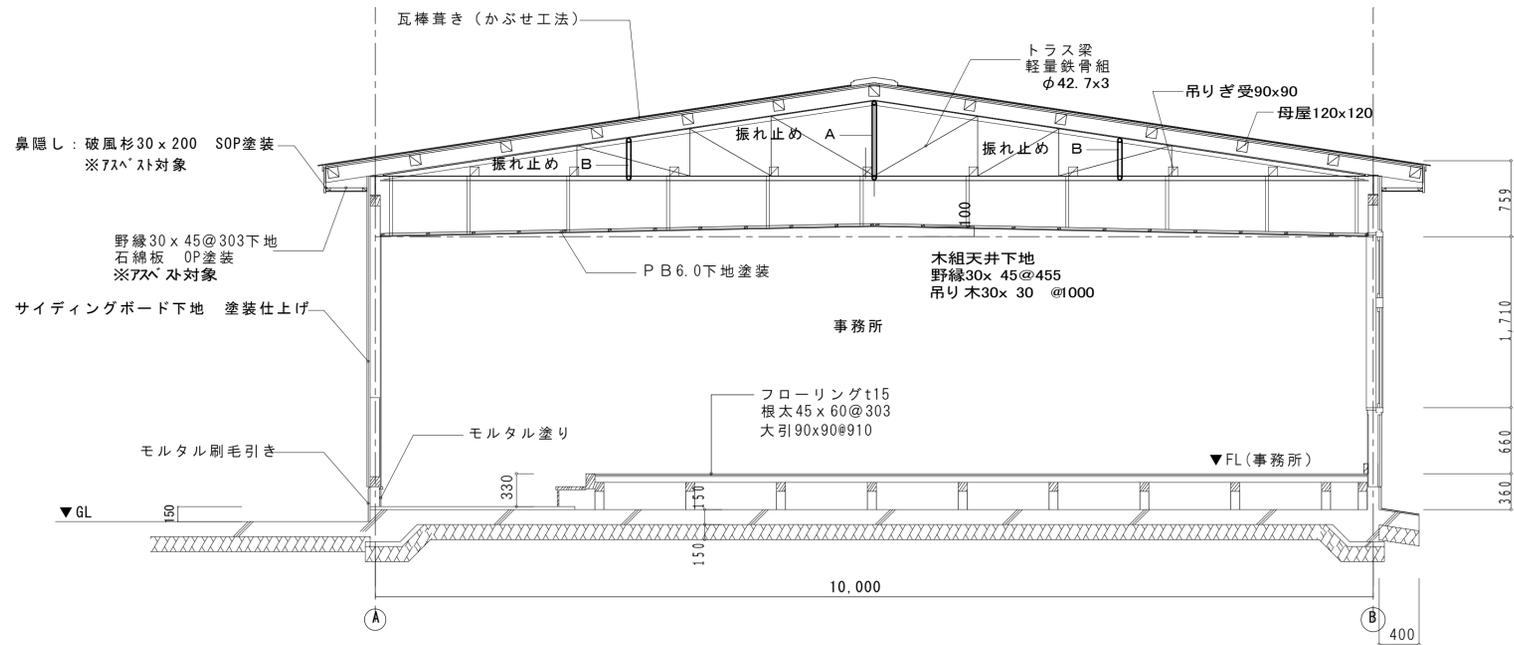
南側立面図 S=1:100



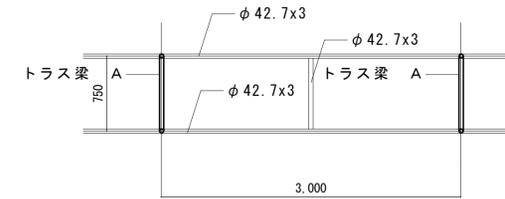
断面図 S=1:100

外部仕上凡例

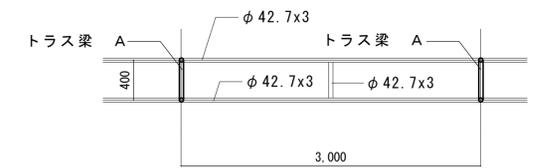
①	屋根 カラー 鉄板 ア)0.4 瓦葺き 既存屋根下地 アスファルト・フイック 940 下地塗装溶融55% 7Mニウム 亜鉛合金 めっき 鋼板 t=0.5 (裏面:発泡 ポリエチレンフォーム 貼り t4) 瓦葺き かぶせ 工法
②	鼻隠し・破風杉30×200 SOP 塗装 ※7Mニウム対象
③	破風 石綿板 OP 塗装 ※7Mニウム対象
④	妻下屋壁既存 の上塗装溶融55% 7Mニウム 亜鉛合金 めっき 角波鋼板 t=0.5 張り
⑤	角樋 W130(前高型)
⑥	ガラ 塩ビ VP75
⑦	サイディングボードt14.0下地 塗装仕上げ
⑧	臭突 VPφ60 H=2150



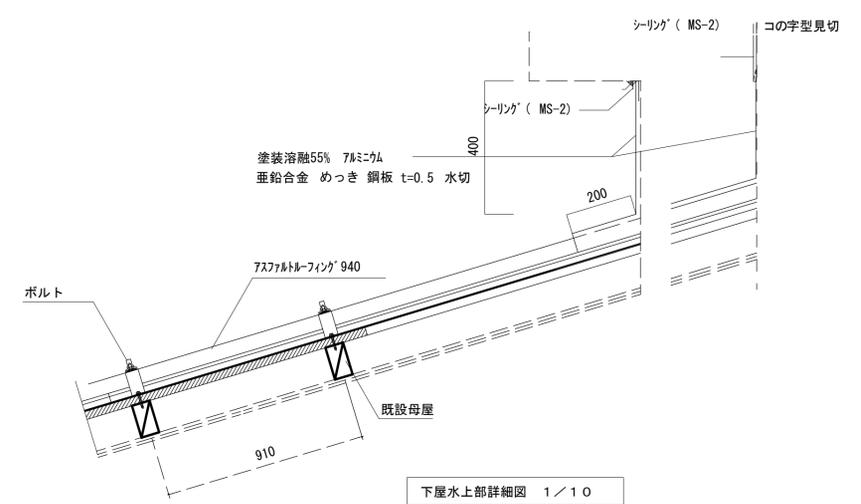
矩計図 1:50



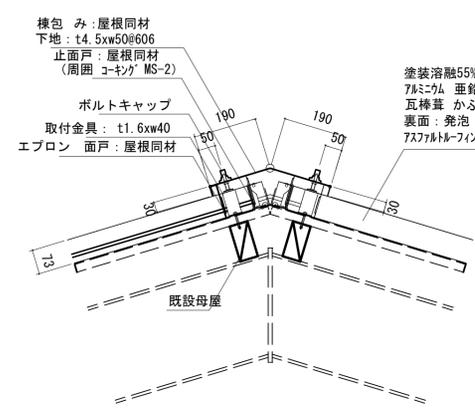
振れ止め A 1:50



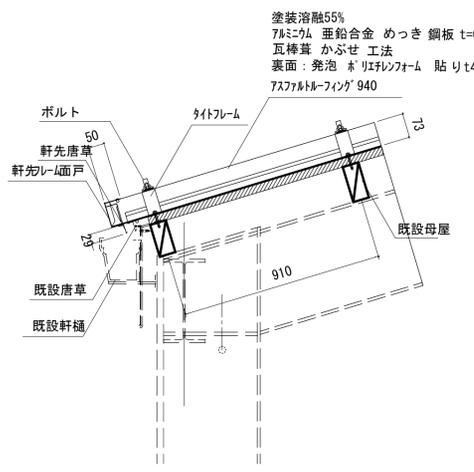
振れ止め B 1:50



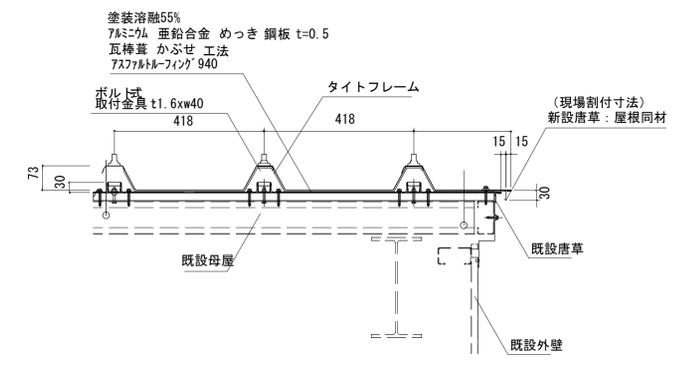
下屋水上部詳細図 1/10



棟部詳細図 1/10



軒先部詳細図 1/10

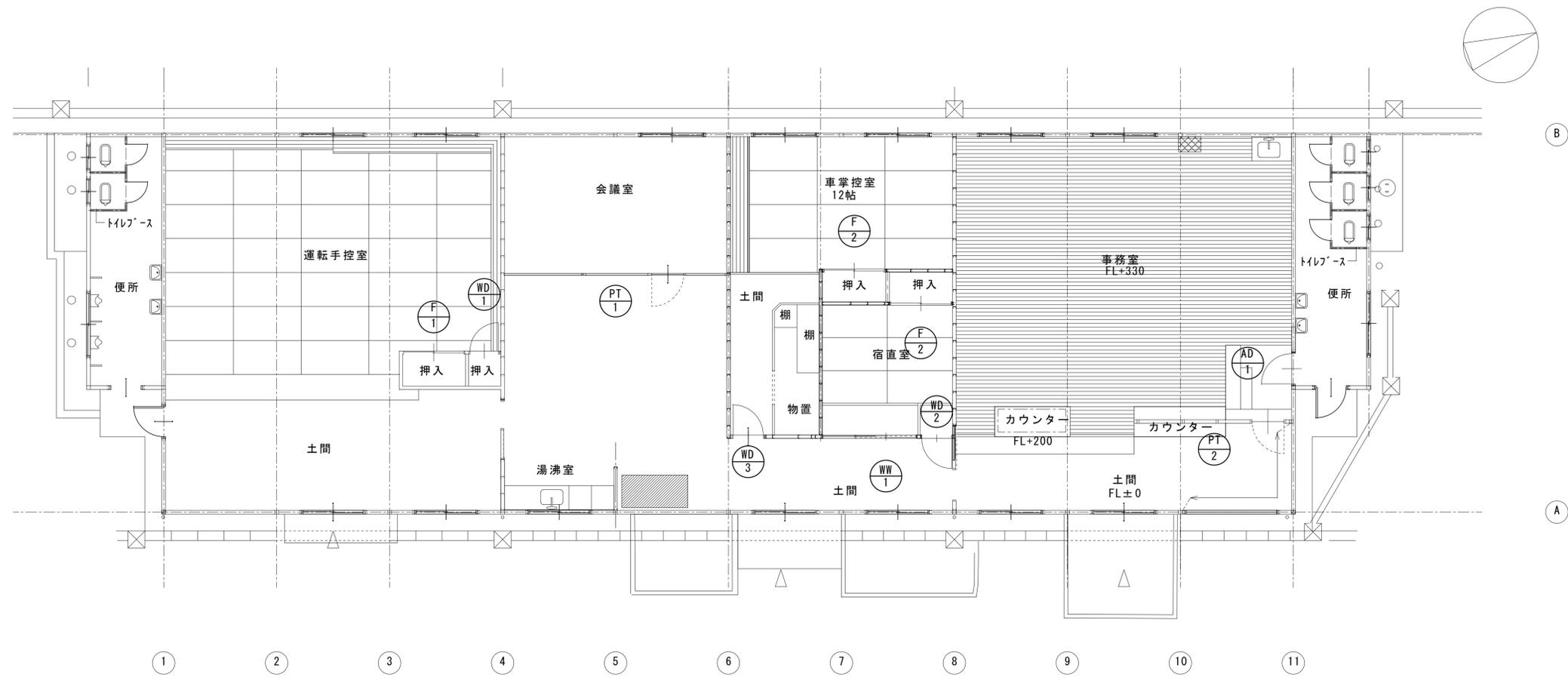


平部詳細図 1/10

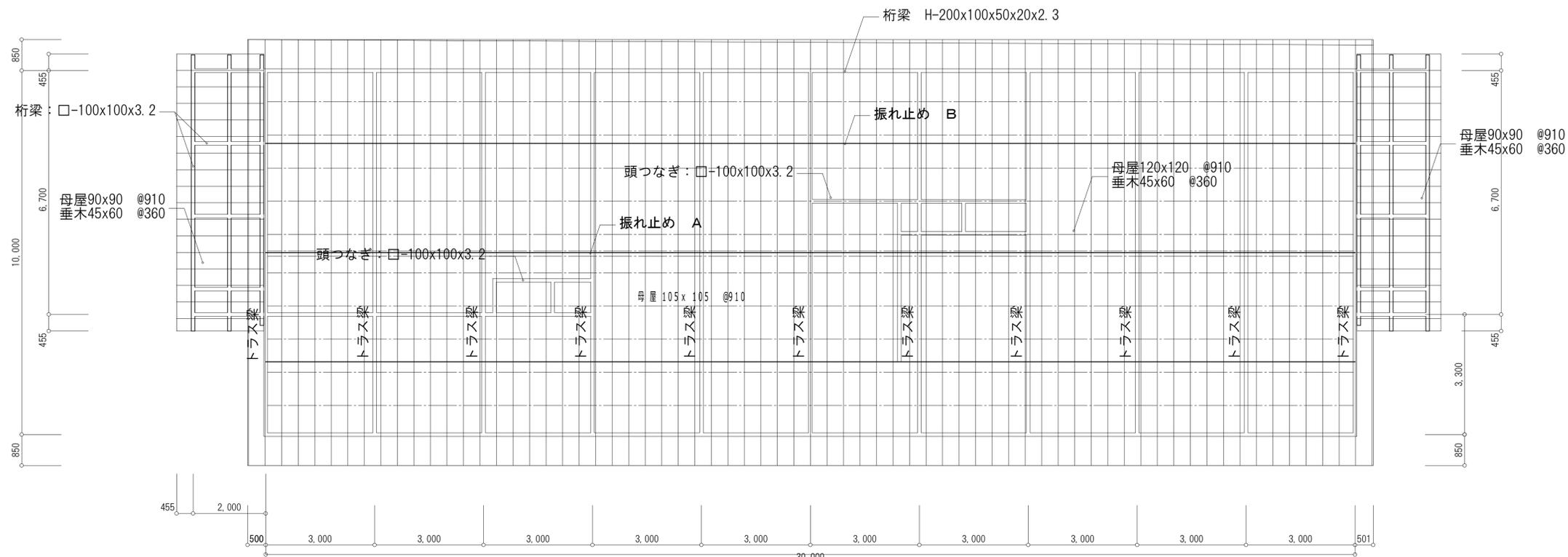
特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 A2(S)=1:50, 1:10 製図照査 No. 06/A	工事名称	旧矢上営業所解体工事
				図名	③既存解体 (事務所) 断面図 (仮定)

符号	AD 1	F 1	F 2	PT 1	PT 2	WD 1	WD 2	WD 3
数量	2	1	2	1	1	1	1	1
姿図								
寸法	W: 800 H: 1,800	W: 1,440 H: 1,800	W: 1,720 H: 1,740	W: 5,980 H: 2,750	W: 4,060 H: 2,750	W: 1,050 H: 1,800	W: 800 H: 1,900	W: 800 H: 1,900
枠見込/扉厚	35	25	25	50	50	35	35	35
材質								
仕上						化粧合板	化粧合板	化粧合板
ガラス寸法	600 x 750			800 x 600	800 x 600			
厚み	4			3				
備考								

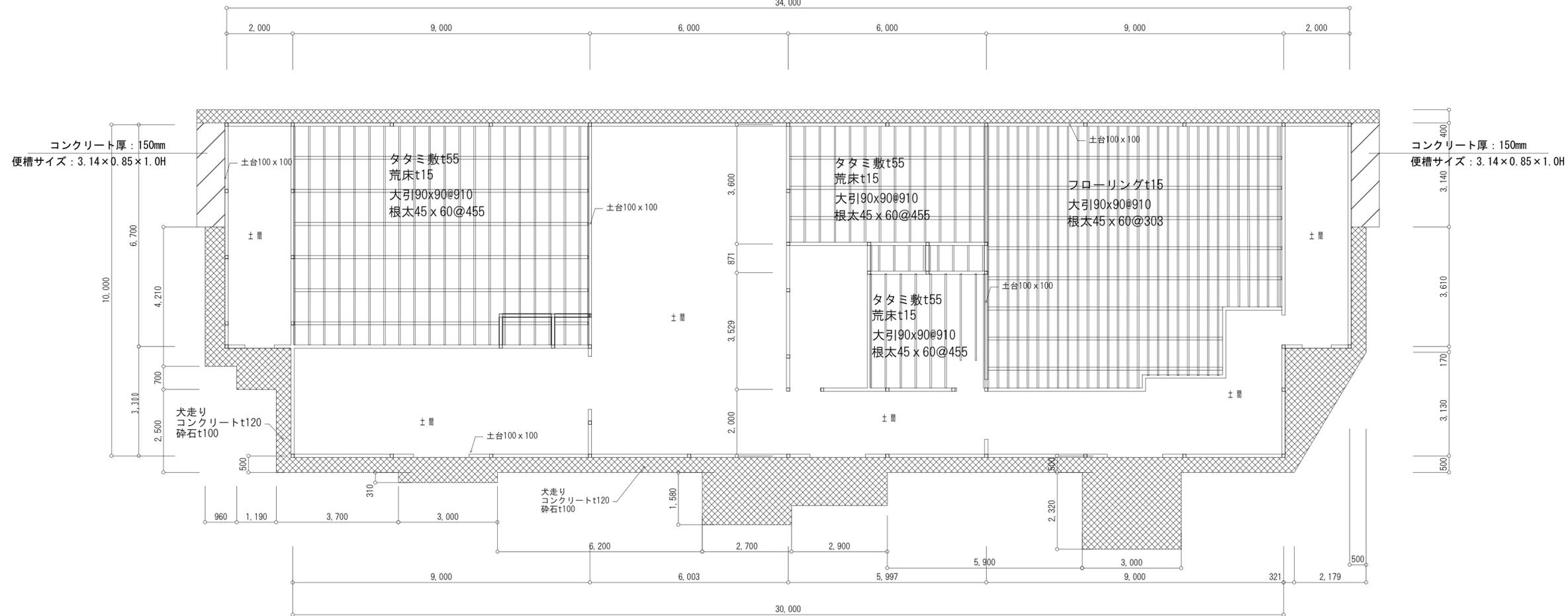
符号	WW 1
数量	1
姿図	
寸法	W: 1,700 H: 900
枠見込/扉厚	30
ガラス寸法	1600 x 800
厚み	4
備考	



建具符号図 (内部) 1:100

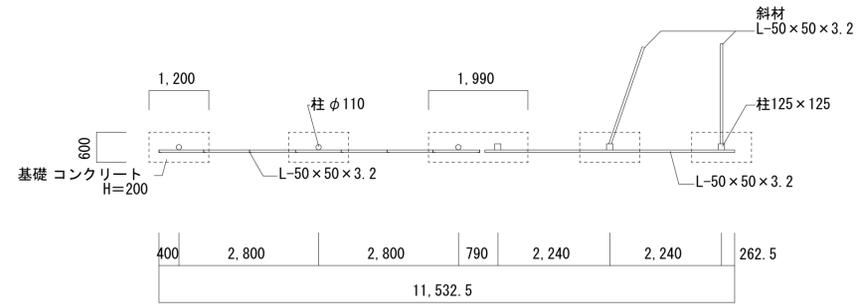


小屋伏図 1:100

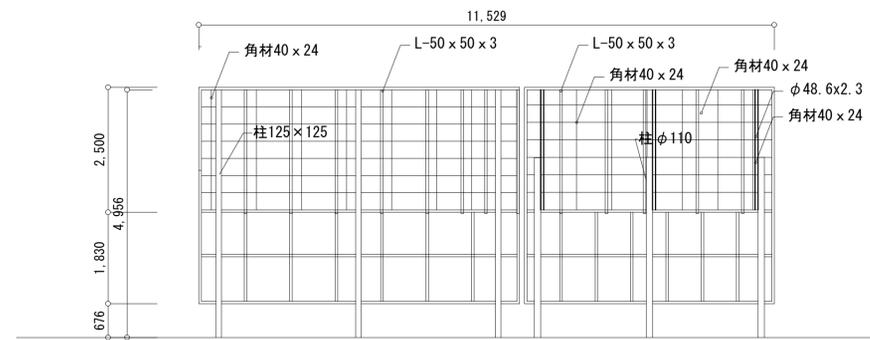


床伏図 1:100

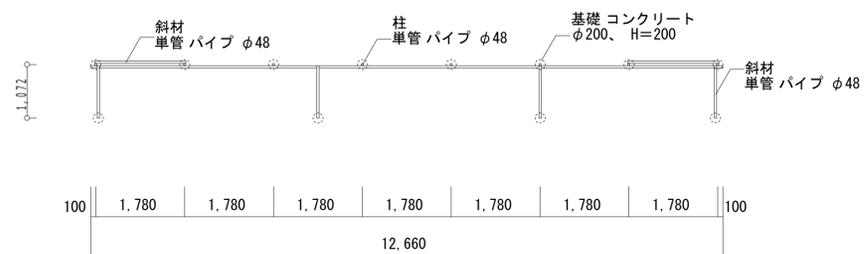
特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 A2(S=1:100)	製図照査 No. 08 / A	工事名称 旧矢上営業所解体工事
					図名 ③既存解体(事務所) 床伏図・小屋伏図



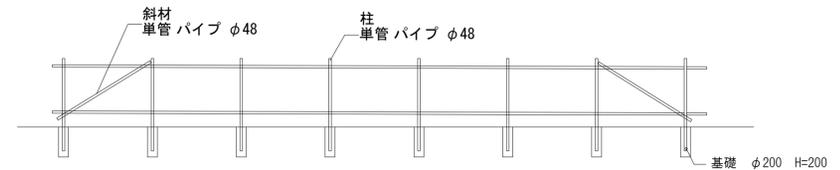
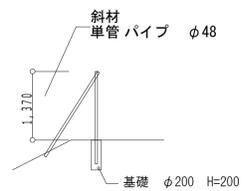
看板① 平面図 S:1/100



看板① 立面図 S:1/100



看板② 平面図 S:1/100



看板② 立面図 S:1/100

特記



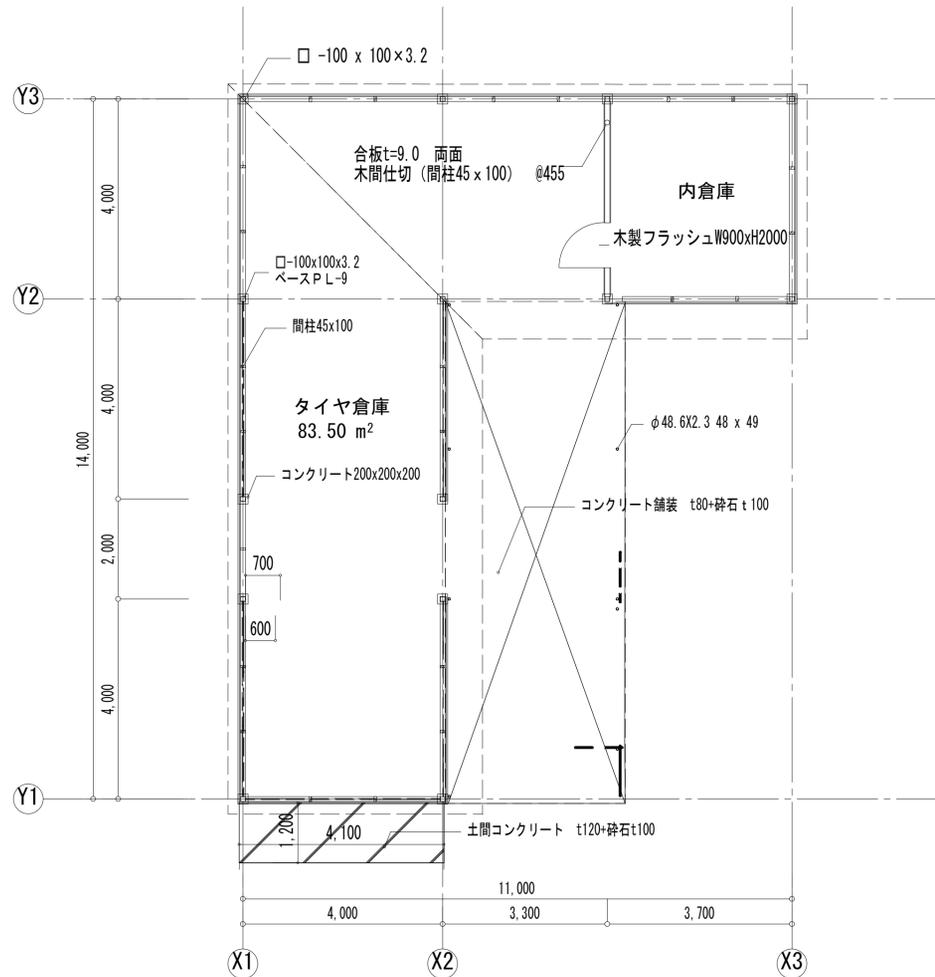
株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

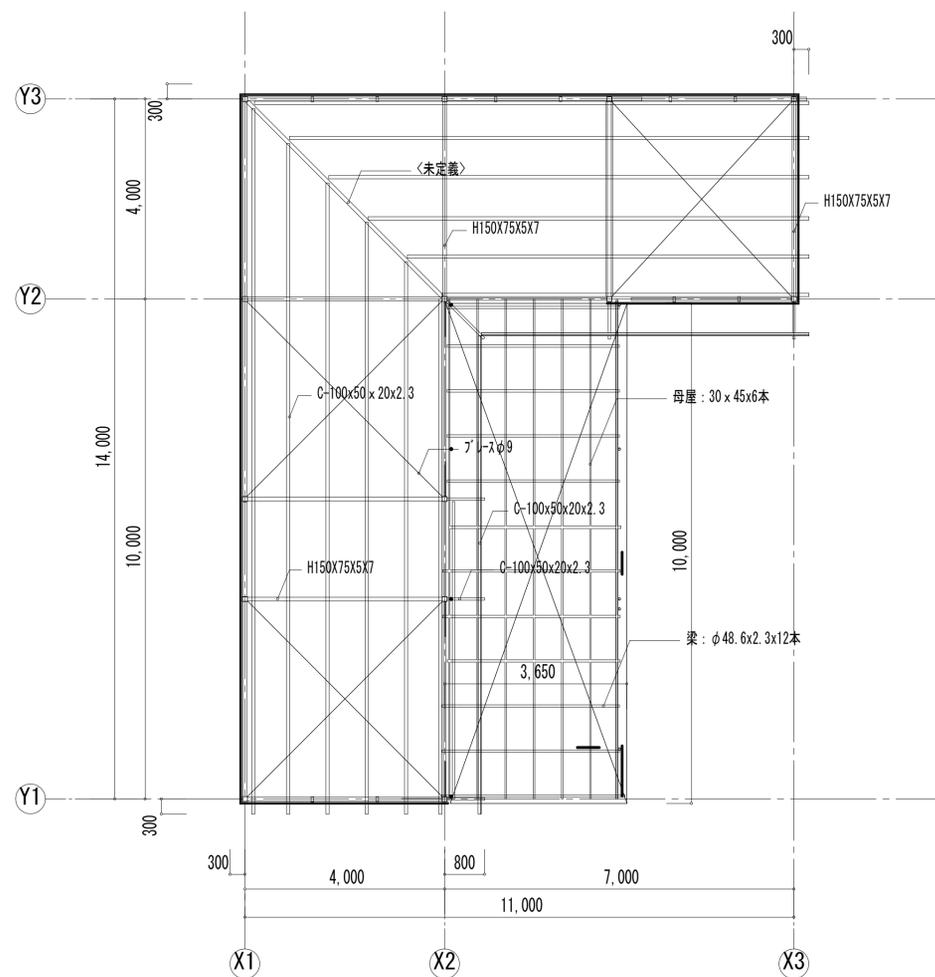
製図年月日 縮尺 製図照査 No.
A2(S=1:100) 09/A

工事名称
図名

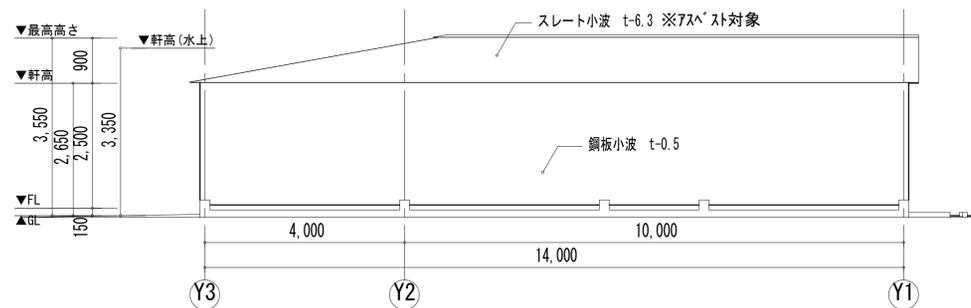
旧矢上営業所解体工事
⑭⑮既存解体(看板①・看板②)詳細図



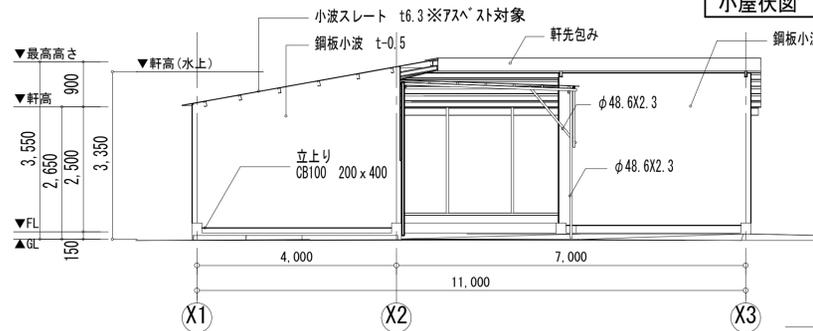
平面図 1:100



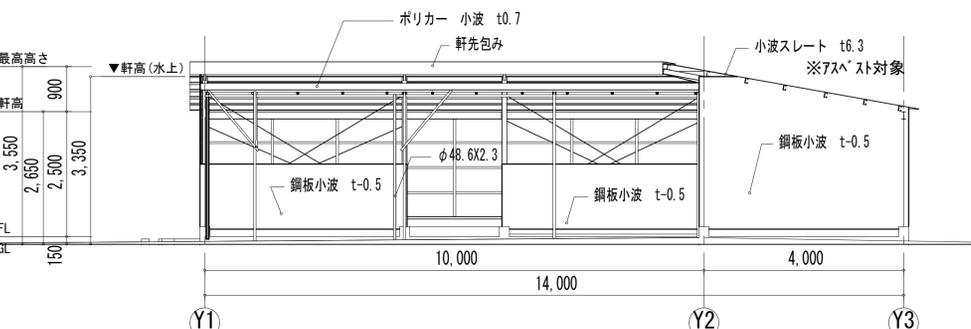
小屋伏図 1:100



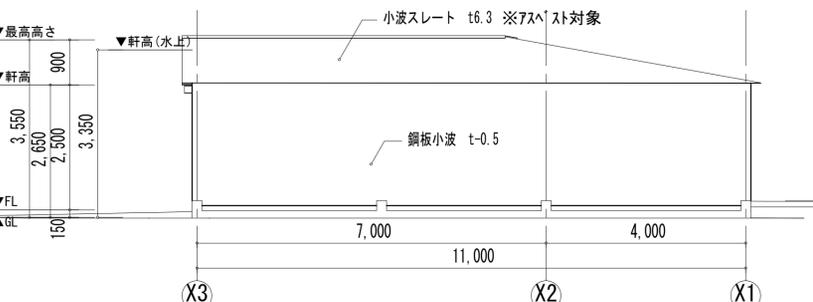
南側立面図 1:100



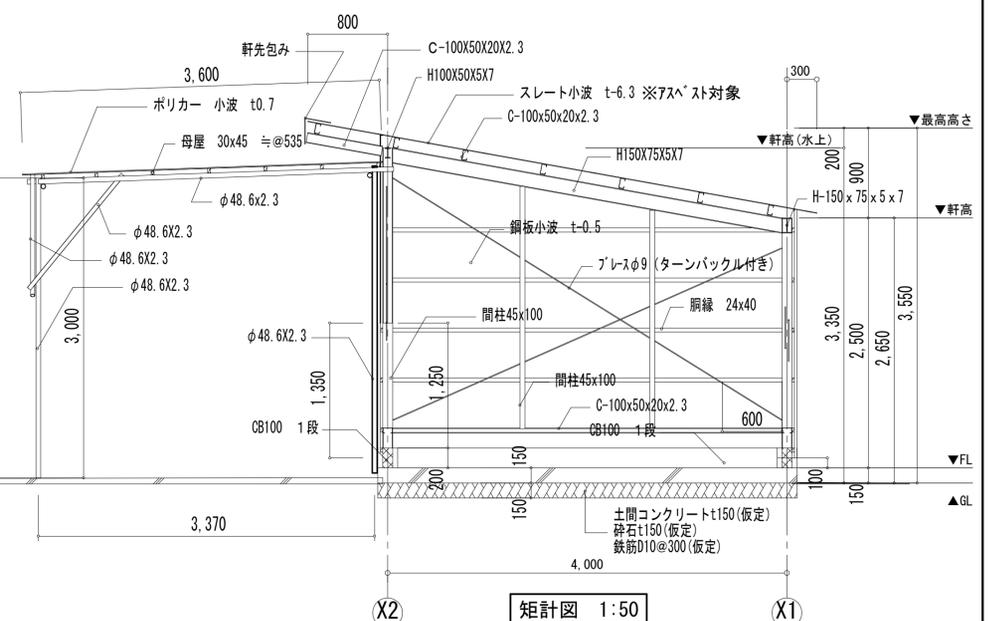
東側立面図 1:100



北側立面図 1:100



西側立面図 1:100



矩計図 1:50

特記	

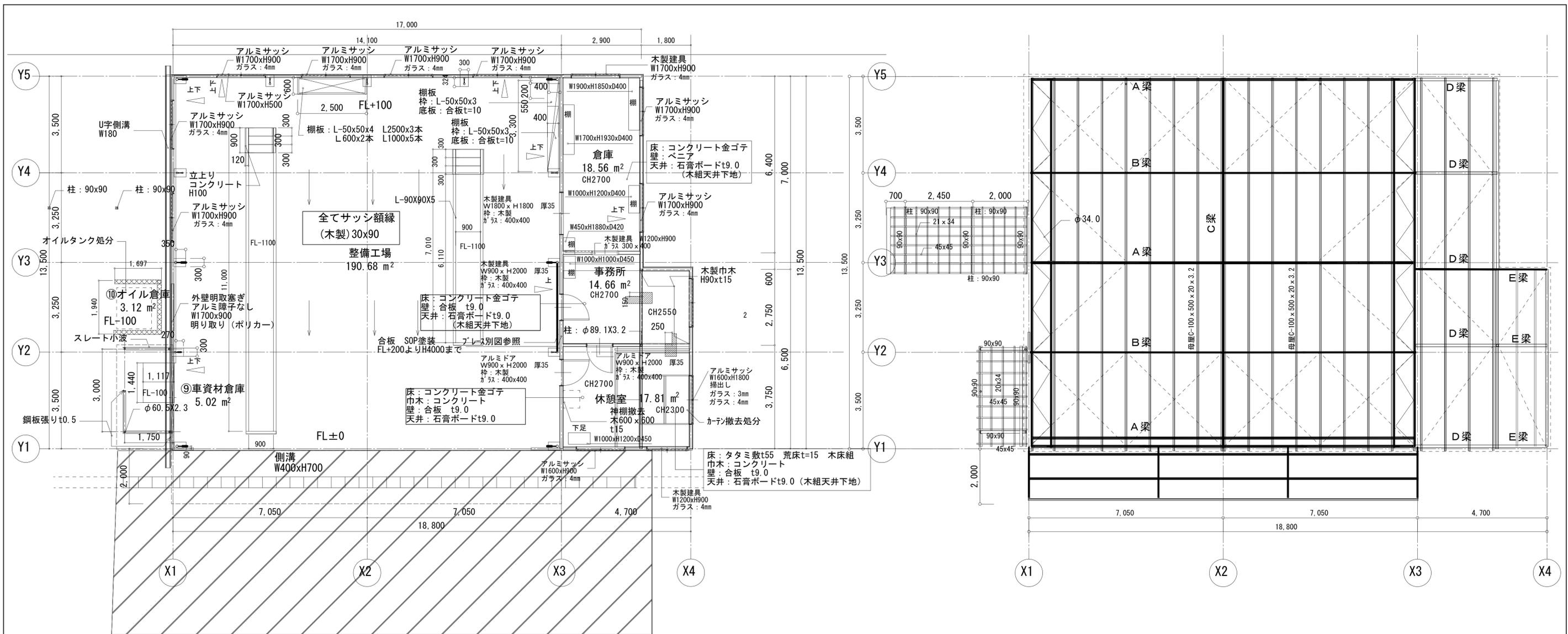


株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

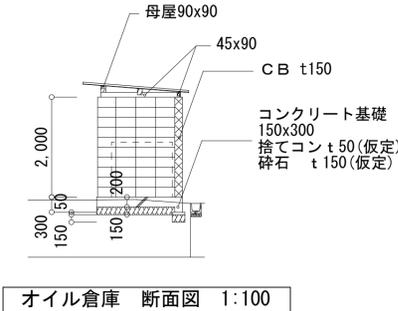
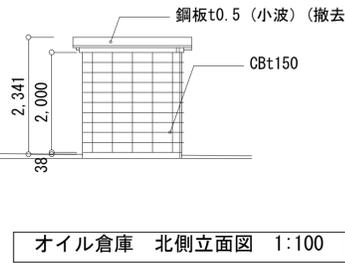
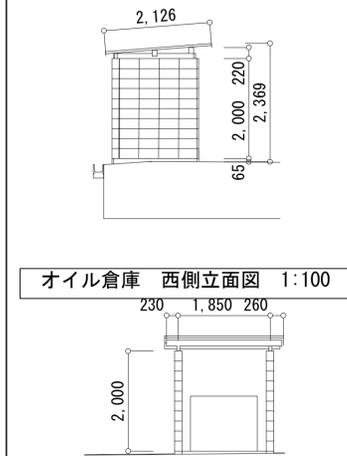
製図年月日
縮尺 A2(S=1:100, 1:50)
製図照査 No. 10 A

工事名称 旧矢上営業所解体工事
図名 ④既存解体(タイヤ倉庫) 平面図 立面図 矩計図



平面図 1:100

小屋梁伏図 1:100

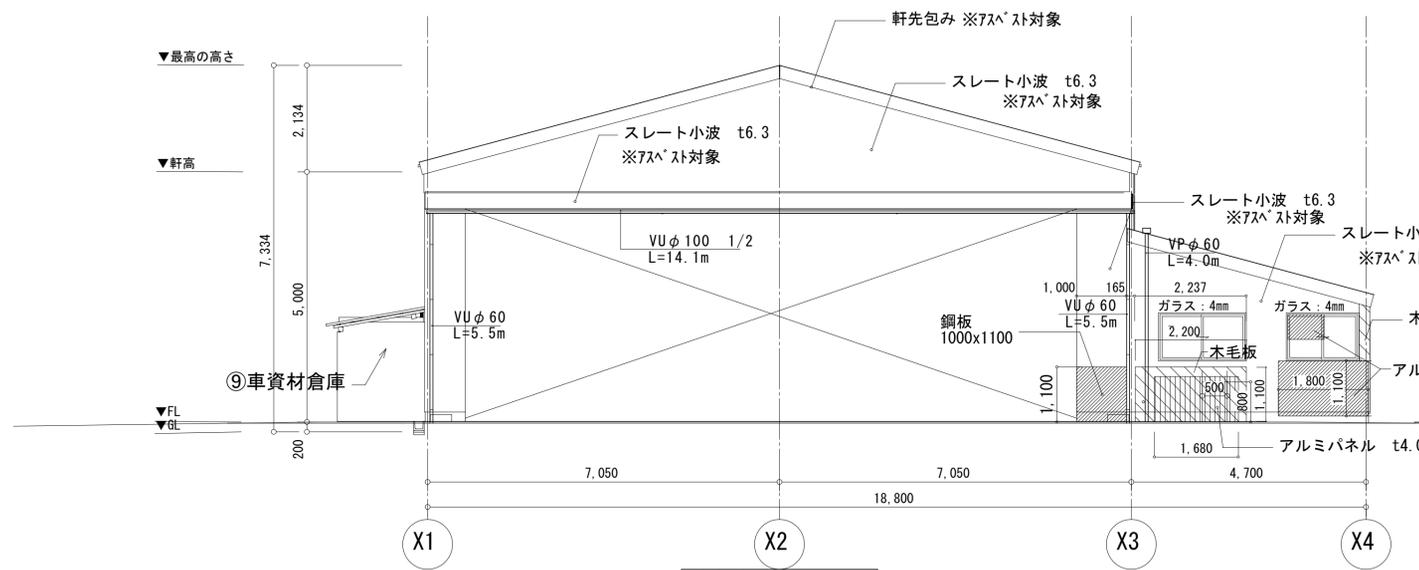


オイル倉庫 西側立面図 1:100

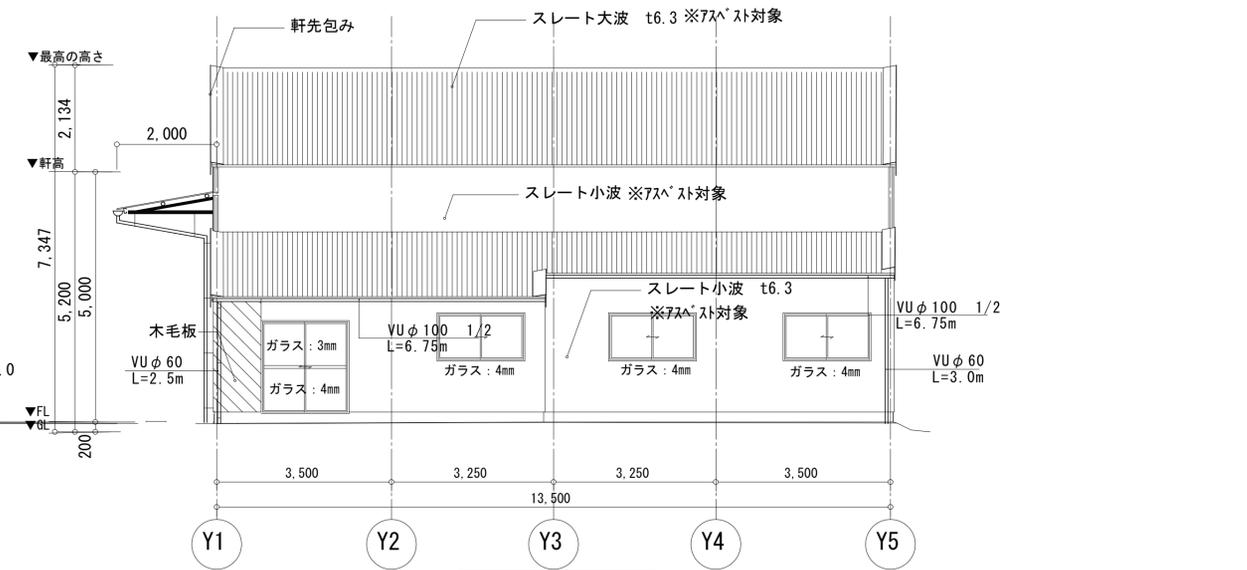
オイル倉庫 北側立面図 1:100

オイル倉庫 断面図 1:100

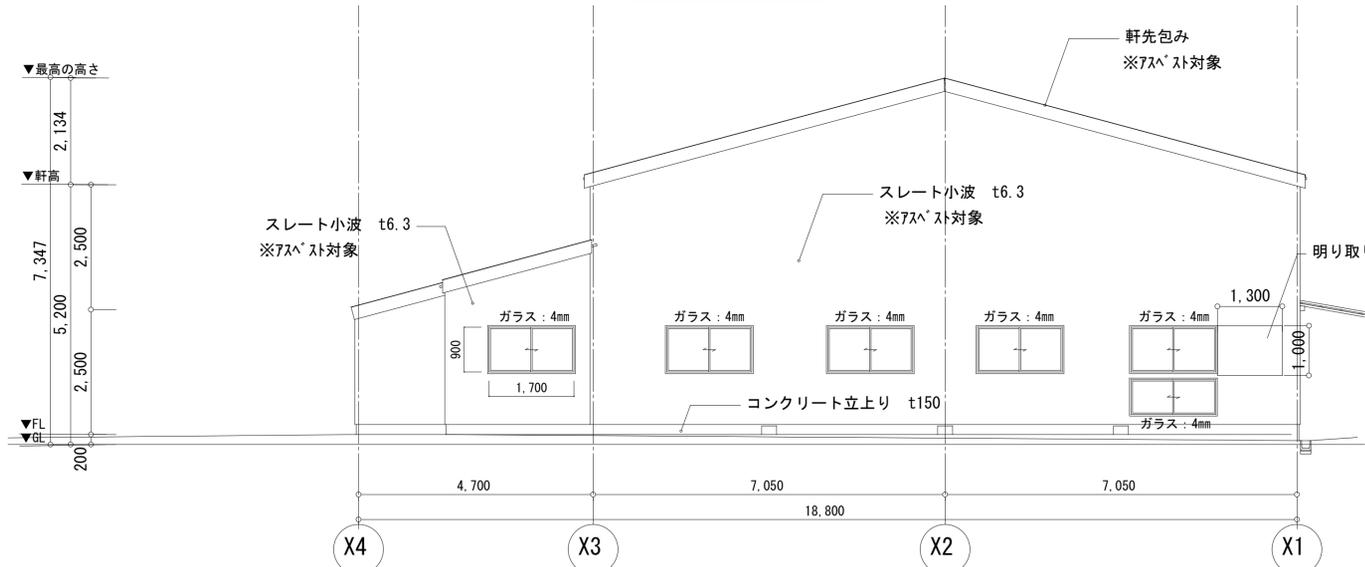
特記		株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 A2(S=1:100)	製図照査 No. 11 A	工事名称	旧矢上営業所解体工事
						図名	⑤⑨⑩既存解体(整備工場、車資材倉庫、オイル倉庫) 平面図・小屋梁伏図



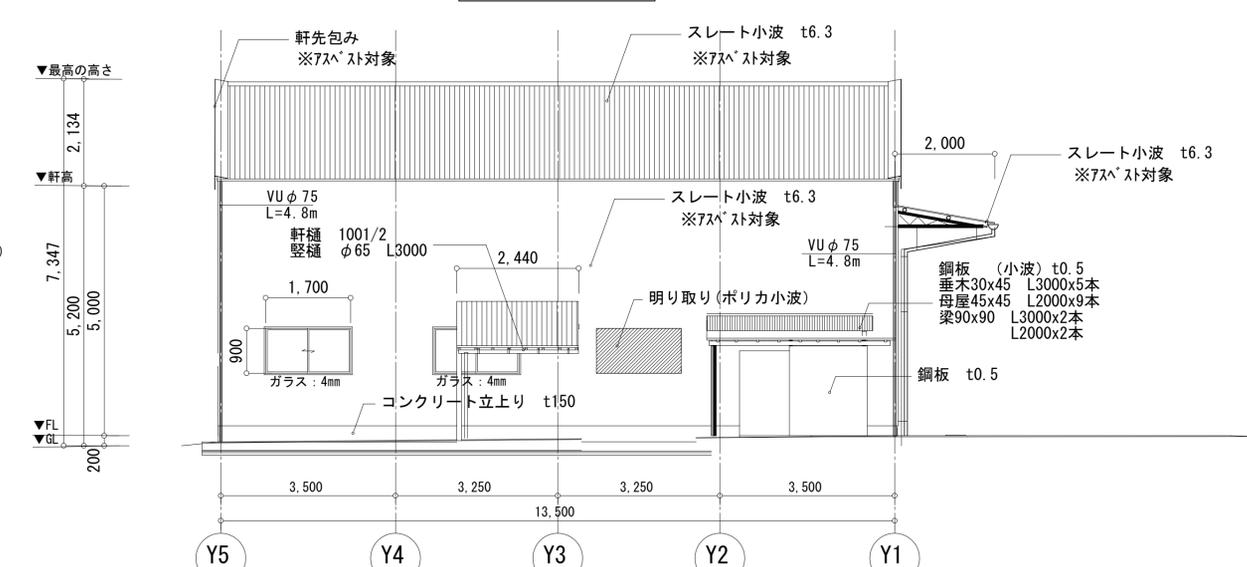
東側立面図 1:100



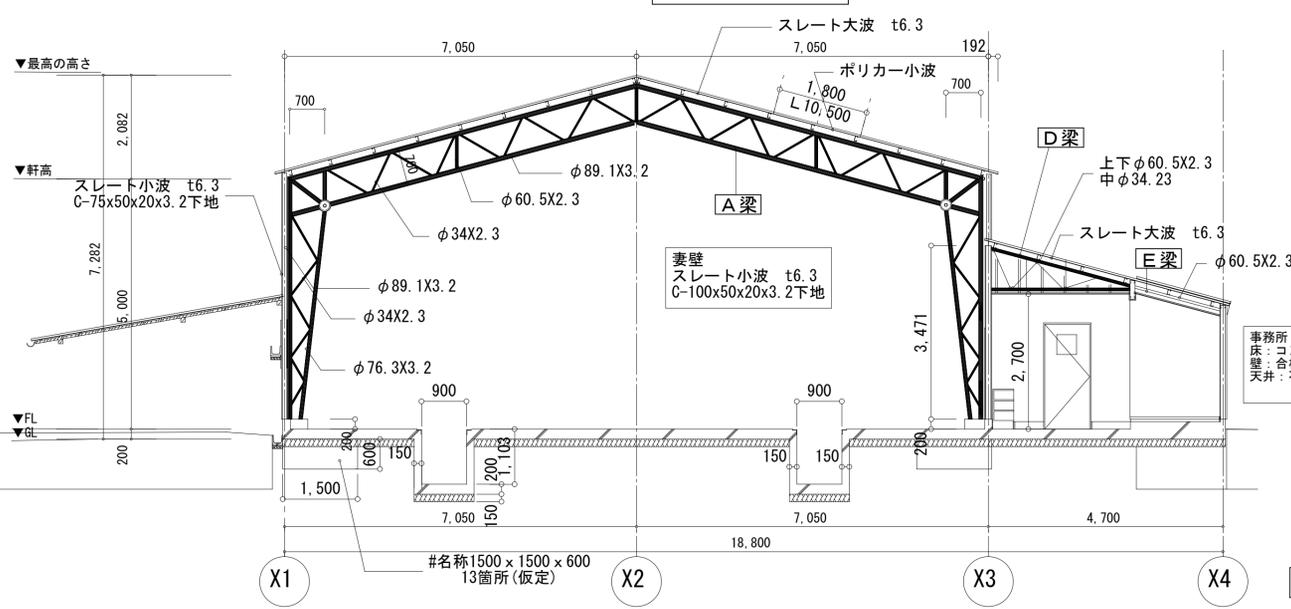
北側立面図 1:100



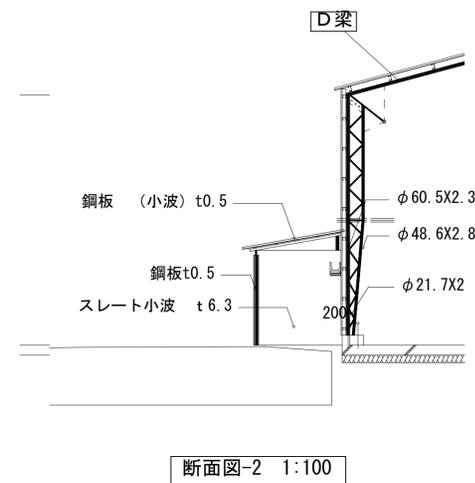
西側立面図 1:100



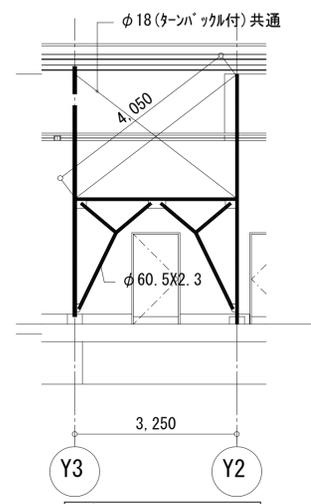
南側立面図 1:100



断面図-1 1:100

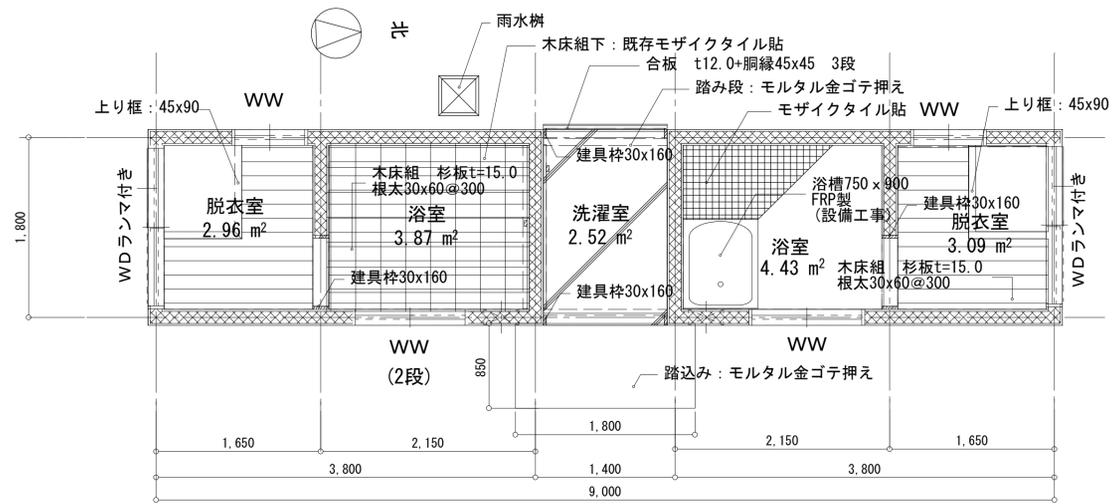


断面図-2 1:100

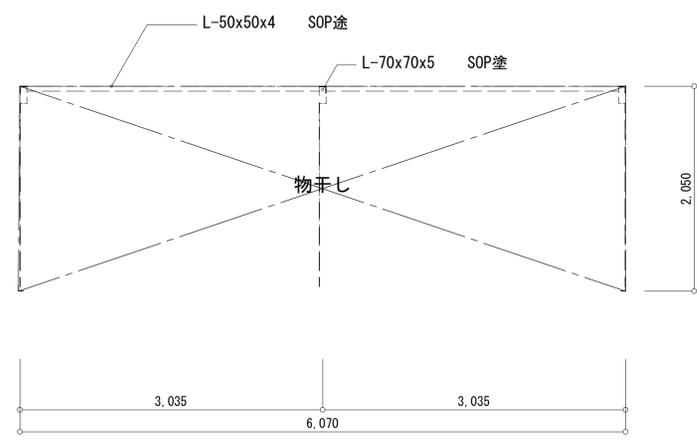


プレス位置 1:100

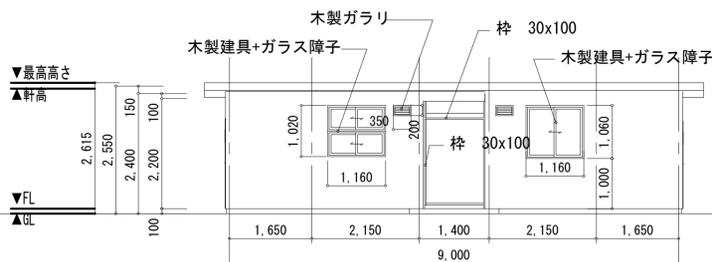
特記	<p>株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号</p>	一級建築士 登録第209864号	製図年月日	縮尺	製図照査	No.	工事名称	旧矢上営業所解体工事
		内田 信介		A2(S=1:100)		12	A	図名



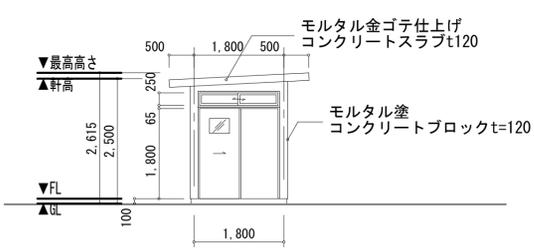
⑥ 浴室洗面所 平面図 1:50 ※ガラス: 4mm



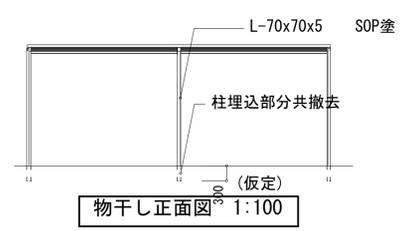
⑫ 物干し場 平面図 1:50



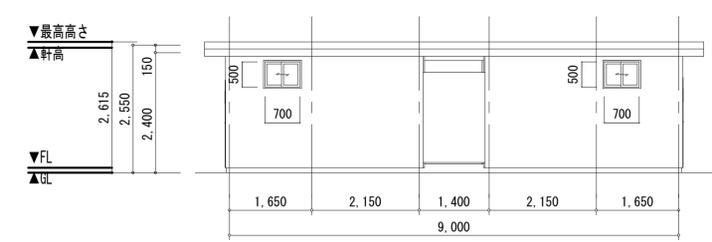
東側立面図 1:100



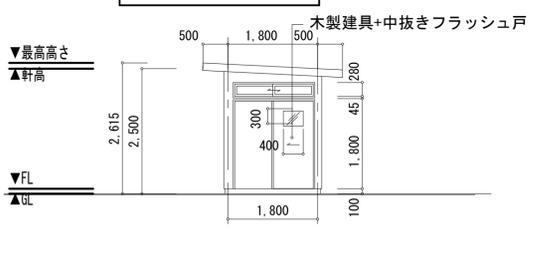
南側立面図 1:100



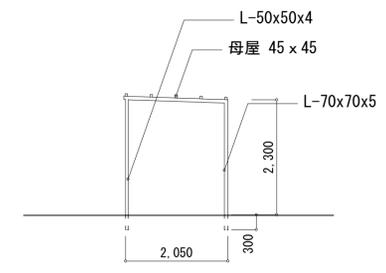
物干し正面図 1:100



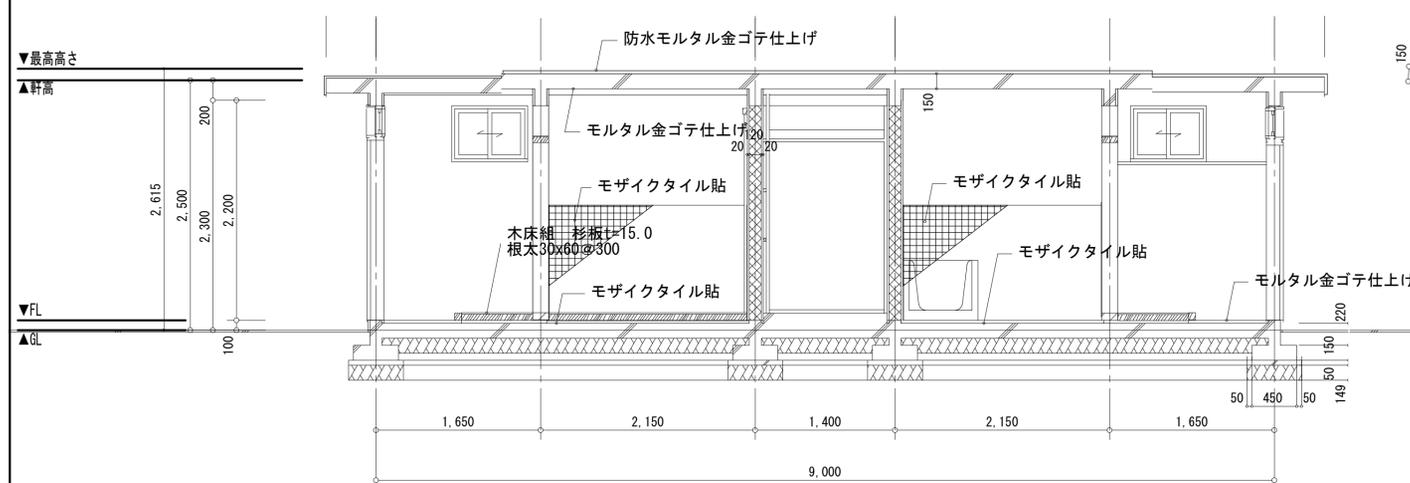
西側立面図 1:100



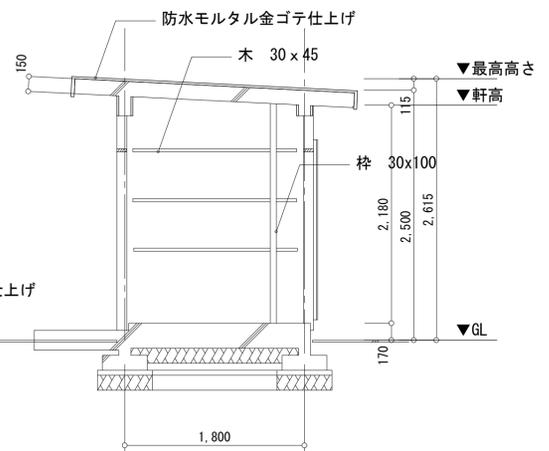
北側立面図 1:100



物干し側面図 1:100



浴室洗面所 Y-Y断面図 1:50

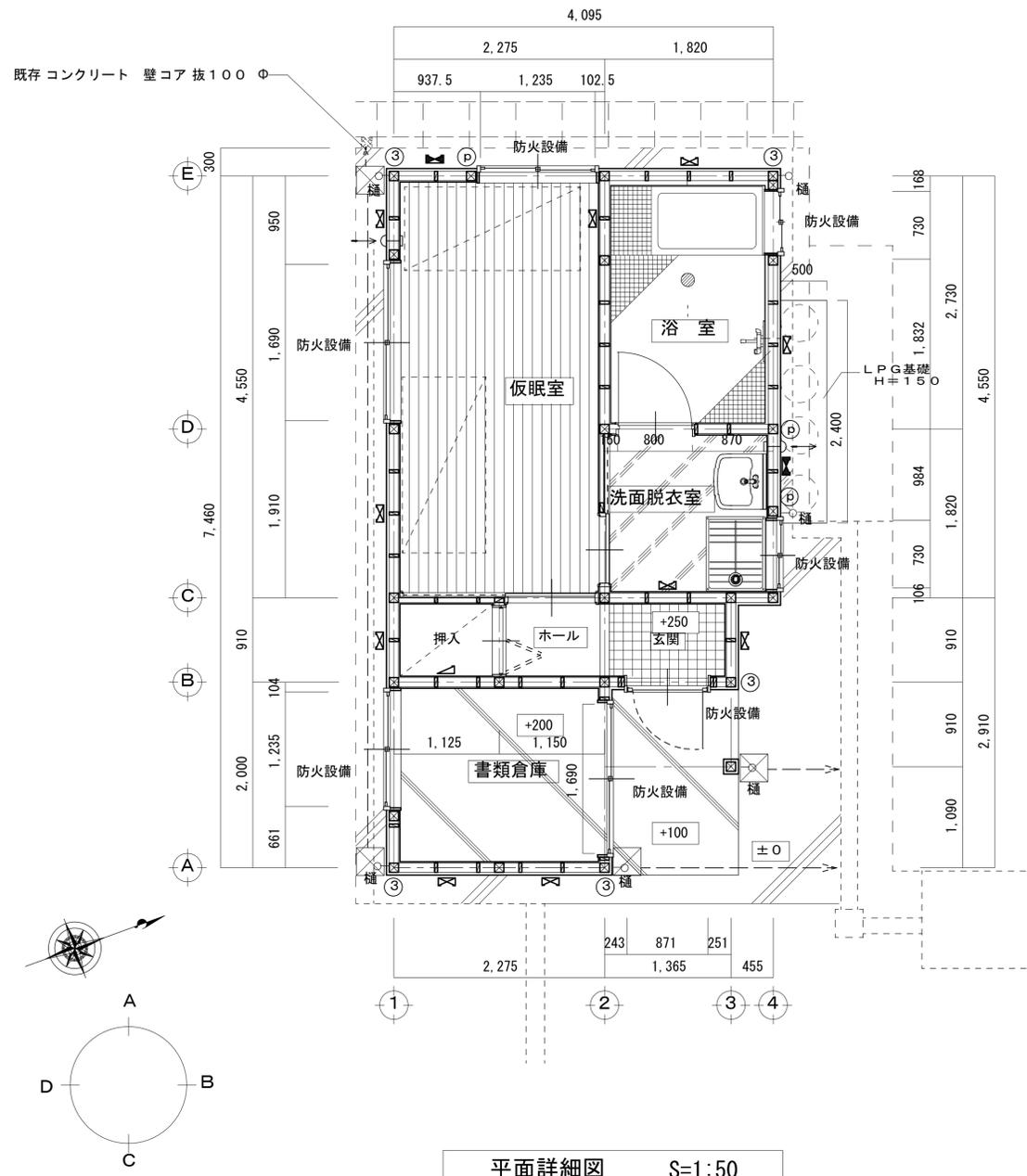


浴室洗面所 X-X断面図 1:50

特記	<p>株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号</p>	<p>一級建築士 登録第209864号 内田 信介</p>	<p>製図年月日</p>	<p>縮尺 A2(S=1:50, 1:100)</p>	<p>製図照査</p>	<p>No. 13 A</p>	工事名称	旧矢上営業所解体工事
							図名	⑥⑫既存解体(浴室洗面所、物干し場)

内部仕上表

室名	床	巾木	H	壁	天井	CH	備考
玄関・踏込み	磁器質100角 タイル貼 コンクリート t=120の上 モルタル下地	モルタル金コテ	60	ビニールクロス貼 木脚縁組下地石膏ボード t=12.5 下地	化粧石膏ボード t=9.5貼り 木製野縁組下地 塩ビ廻り縁	2400	
ホール	化粧フローリング t=12 束たて 床組構造用合板(針葉樹) t=12 下地、ポリスチレンフォーム 断熱材 t=25	化粧木巾木	60	ビニールクロス貼 木脚縁組下地石膏ボード t=12.5 下地	化粧石膏ボード t=9.5貼り 木製野縁組下地 塩ビ廻り縁	2400	
仮眠室	化粧フローリング t=12 束たて 床組構造用合板(針葉樹) t=12 下地、ポリスチレンフォーム 断熱材 t=25	化粧木巾木	60	ビニールクロス貼 木脚縁組下地石膏ボード t=12.5 下地	化粧石膏ボード t=9.5貼り 木製野縁組下地 塩ビ廻り縁	2400	
脱衣室洗面所	塩ビシート t=2.5張り 束たて 床組構造用合板(針葉樹) t=12 下地、ポリスチレンフォーム 断熱材 t=25	化粧木巾木	60	ビニールクロス貼 木脚縁組下地石膏ボード t=12.5 下地	化粧石膏ボード t=9.5貼り 木製野縁組下地 塩ビ廻り縁	2400	洗面化粧台 W=600 (BL認定品)
浴室	磁器質50角 タイル貼 土間コンクリート モルタル下地			内装陶磁質100角タイル貼 コンクリート打ちっ放しの上 モルタル下地	メラミン化粧板(耐熱) t=3.0貼 木脚縁組下地石膏ボード t=12.5 下地	2400	硬質塩ビ製天井材 t=7.8貼 (発泡ウレタン断熱材付) 木製野縁組下地
書類倉庫	土間コンクリート 即金コテ仕上	モルタル金コテ コンクリート下地	200	ケイカル板 t=6.0 透かし貼 コンクリート下地	化粧石膏ボード t=9.5貼り 木製野縁組下地		中段 枕棚
押入	ラワン合板 t=5.5、ポリスチレンフォーム 断熱材 t=25	雑巾摺		T1ラワンベニヤ板 t=4.0貼 木脚縁組下地	T1ラワンベニヤ板 t=4.0貼 木製野縁組下地		



平面詳細図 S=1:50

凡 例	
□	管 柱 : 105×105
⊗	管 柱 : 105×105 (金物補強)
⊙	通し柱 : 120×120
∕	筋違い : 30×90 (シングル)
⊠	筋違い : 30×90 (ダブル)
⊡	筋違い : 30×90 (ダブル)
第3種24時間換気 システム	
→ (H)	: 自然給気口
→ (F)	: パイプファン (排気) (47 m ³ /h)
↻	: 通気措置有 リノアンダーカット (1.0 cm)
告示表三	金物補強の種 類
(N)	表三(ろ) かど金物 CP-L 長ほぞ差し込み栓打ち
(V)	表三(は) 山形プレート (VP)
(P)	表三(に) 短ざく金物 (M12) 羽子板 ボルト (M12)
(2)	表三(へ) S-HD10 又は HD-B10
(3)	表三(と) S-HD15 又は HD-B15
(4)	表三(ち) S-HD20 又は HD-B20
(5)	表三(り) S-HD25 又は HD-B25
(6)	表三(ぬ) S-HD15 又は HD-B15 ×2組
※ 特記以外の 柱は全て (V) とする。	
⊠	コンクリート 集水桝300角蓋共
→	排水埋設管 VP100 φ



屋根平面図 S=1:50

特記



株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日

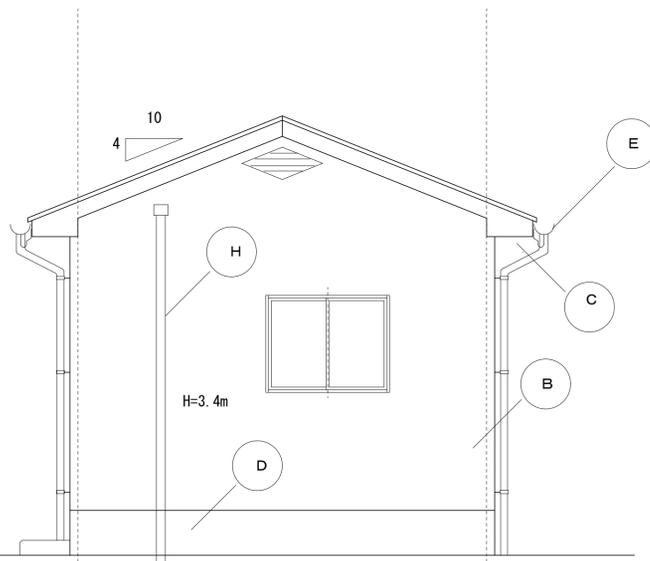
縮尺
A2(S=1:50)

製図照査 No.
14
A

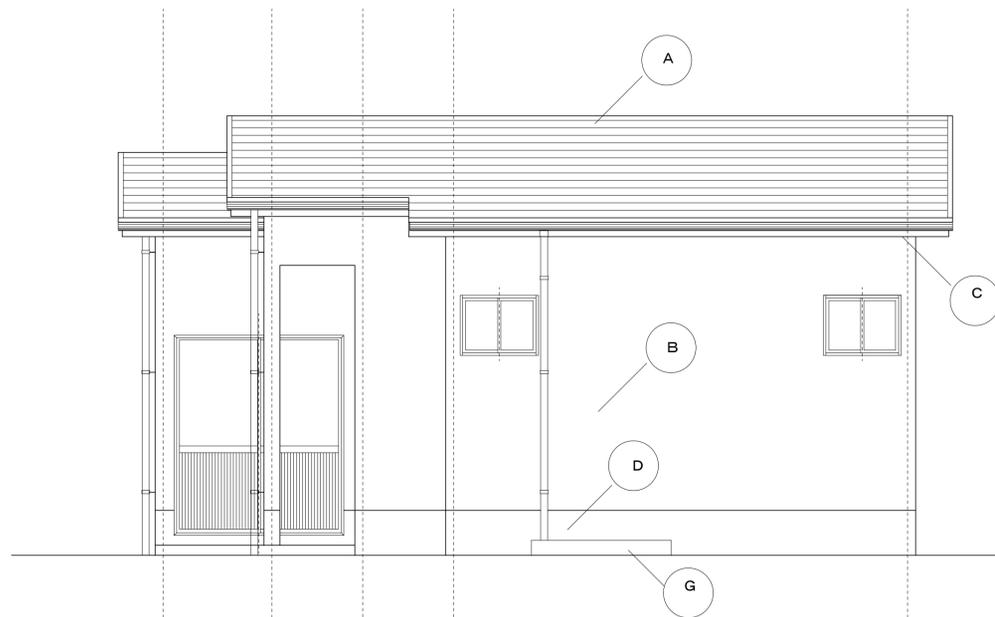
工事名称
図名

旧矢上営業所解体工事
⑦既存解体(仮眠室)
平面詳細図・屋根伏図

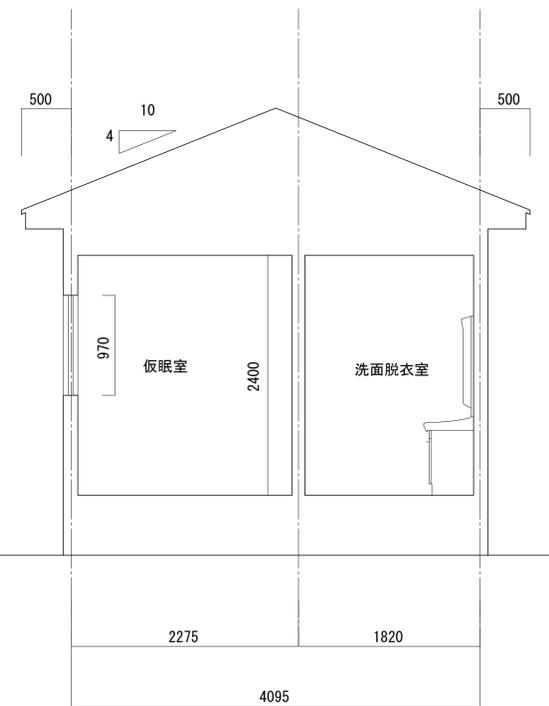
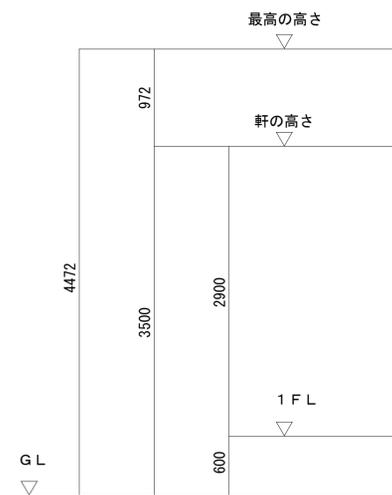
2023/11/10



西側立面図 S=1:50

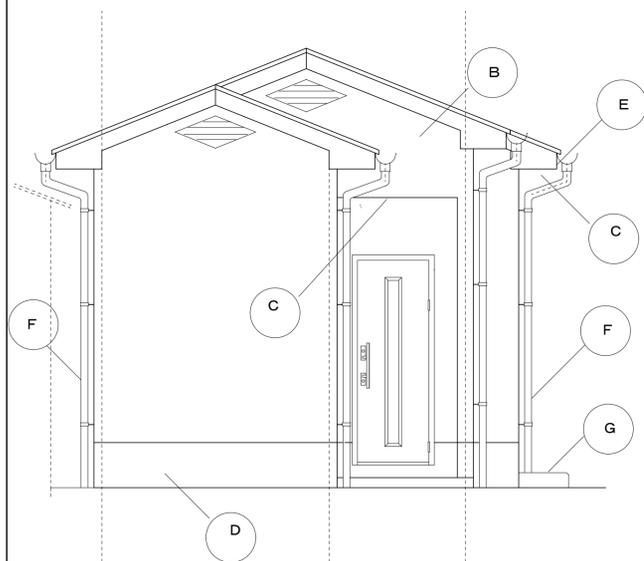


北側立面図 S=1:50

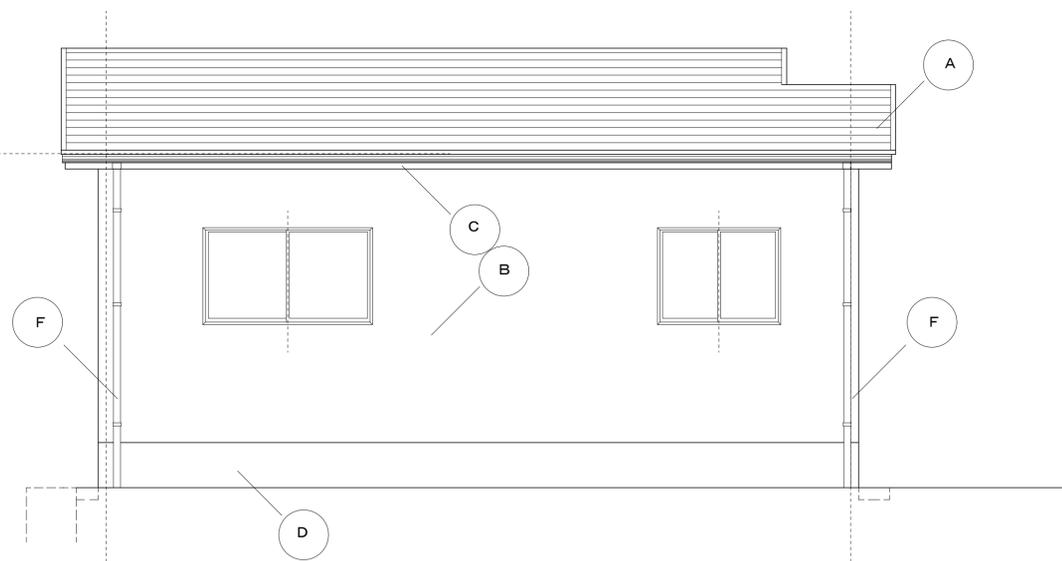


断面図-1 S=1:50

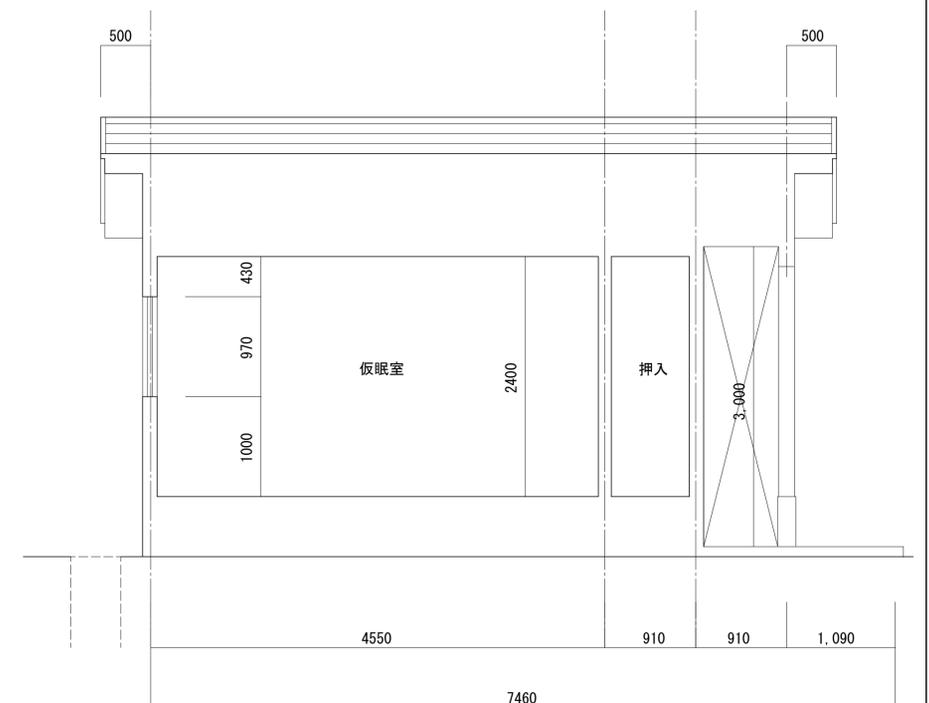
符号		符号	
A	コロニアル葺	F	縦トイ 塩ビカラーパイプ65φステンレス金物共
B	防火サイディング (ア) 12	G	プロパン基礎
C	防火サイディング (ア) 12	H	臭突 VPφ90
D	モルタル薄塗り		 防火ダンパー付壁付換気口
E	軒トイ 塩ビ 半円形100φステンレス金物共		



東側立面図 S=1:50



南側立面図 S=1:50



断面図-2 S=1:50

特記



株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日

縮尺
A2 (S=1:50)

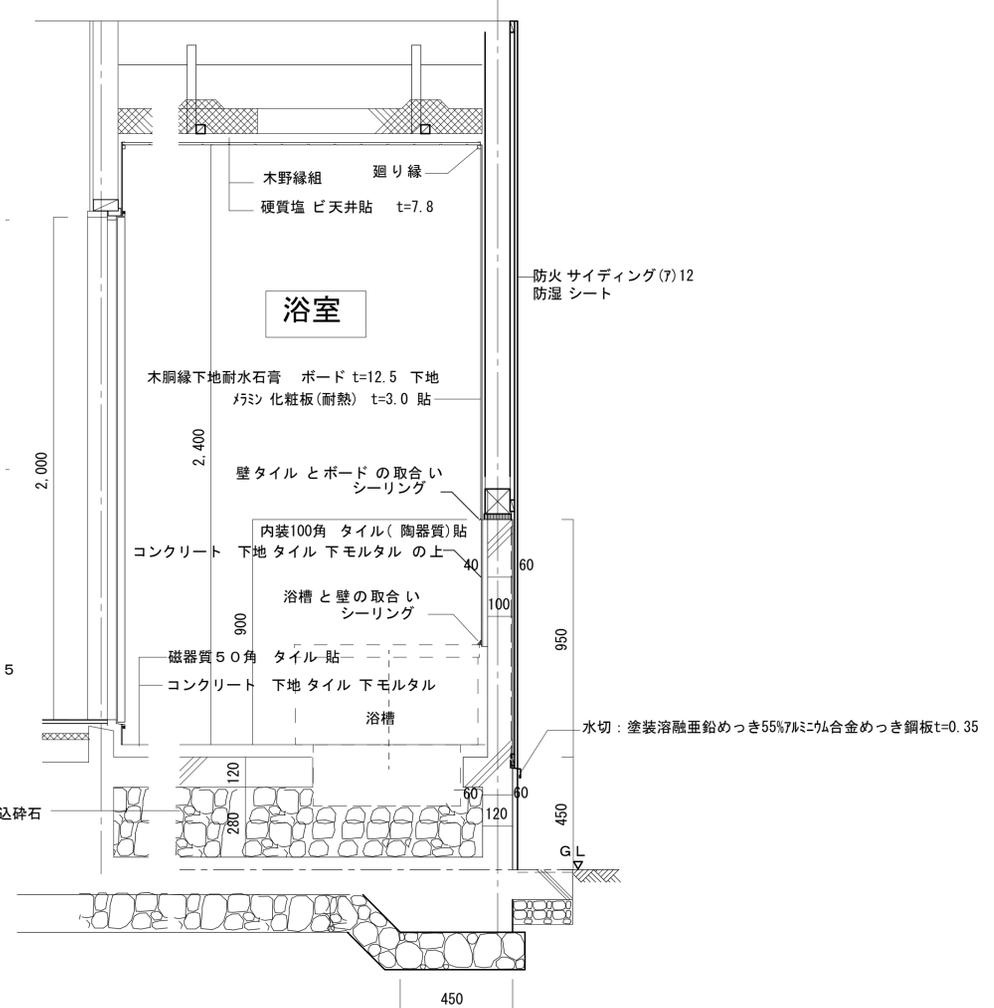
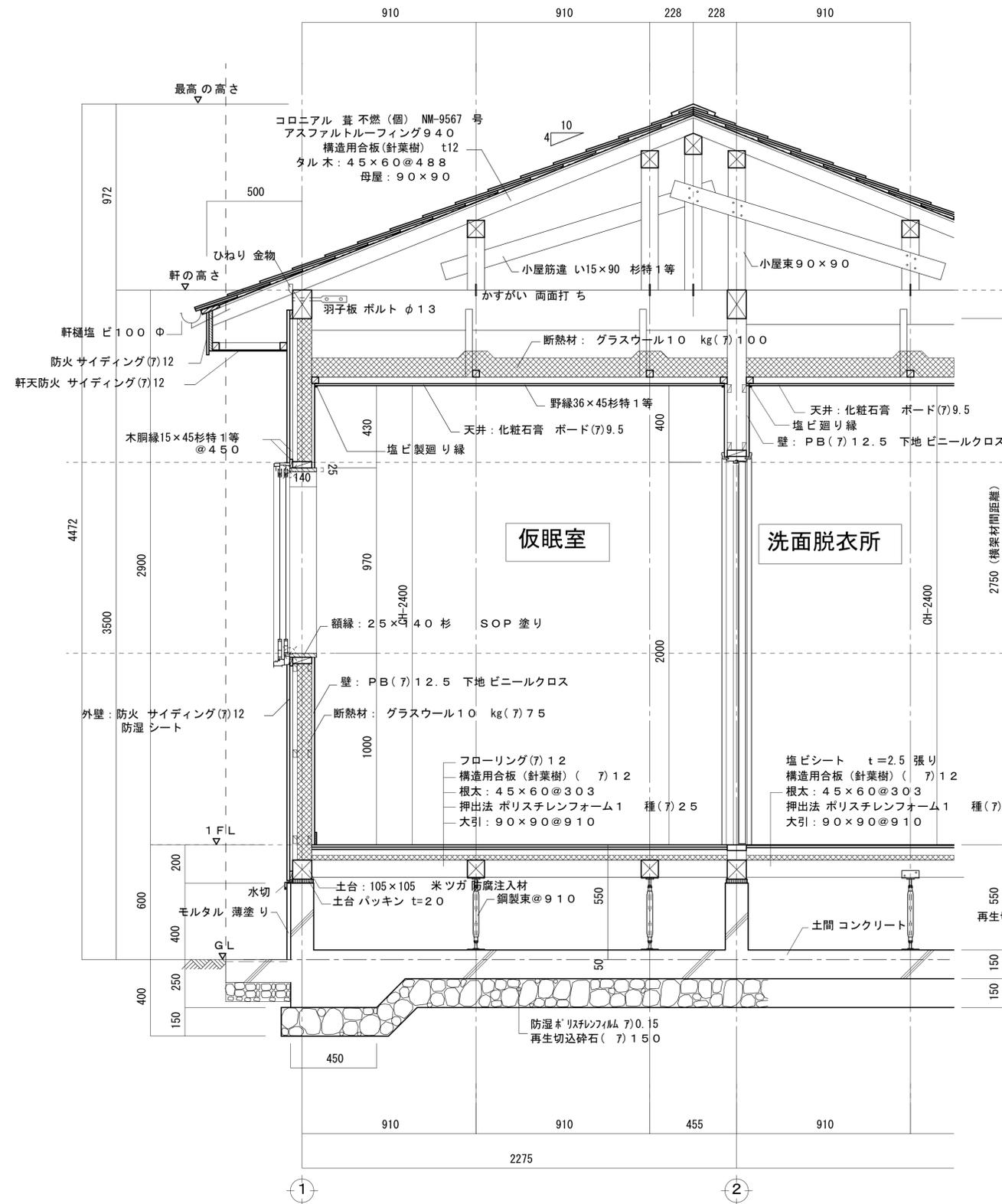
製図照査

No. 15

A

工事名称
図名

旧矢上営業所解体工事
⑦既存解体 (仮眠室)
立面図・断面図

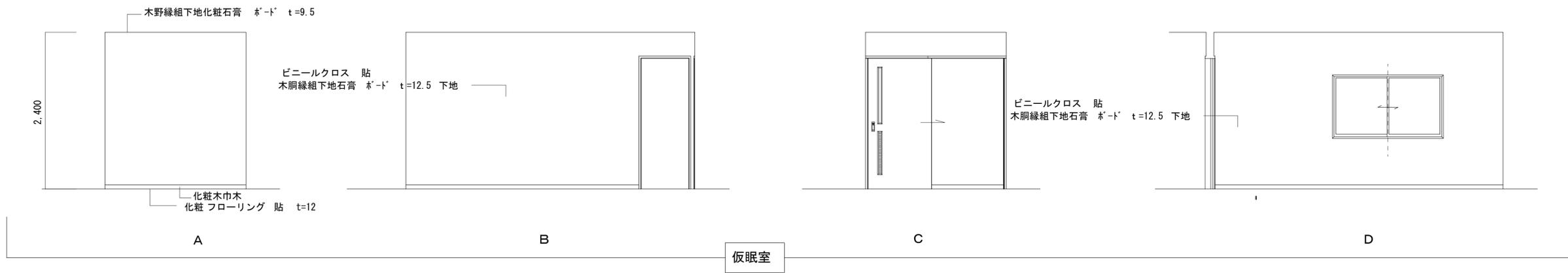


矩計図 1/20

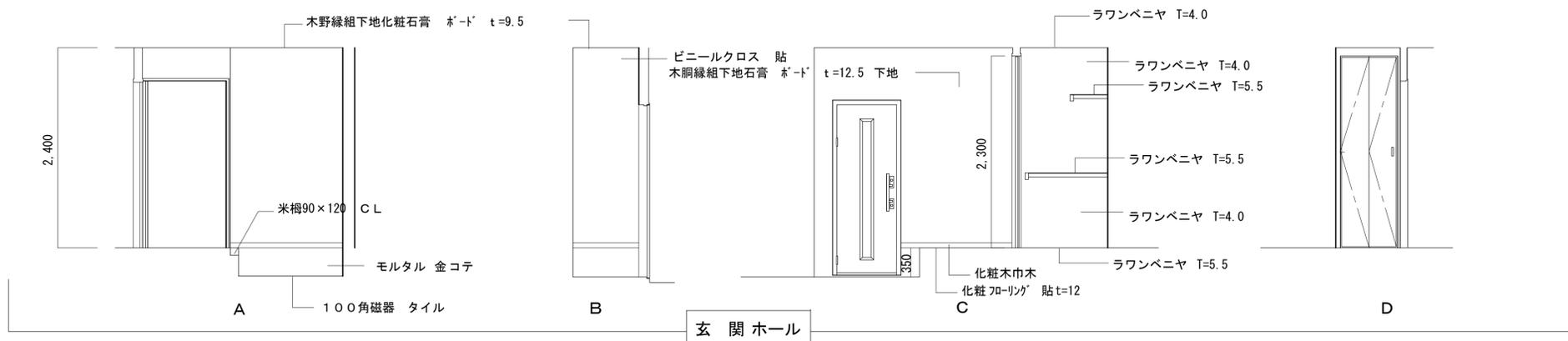
*床組部及びGL+1000 まで防蟻処理する事。
 *壁タイルと床タイル取合い、壁タイル入り隅部ポリサルファイドシーリング

2023/11/10

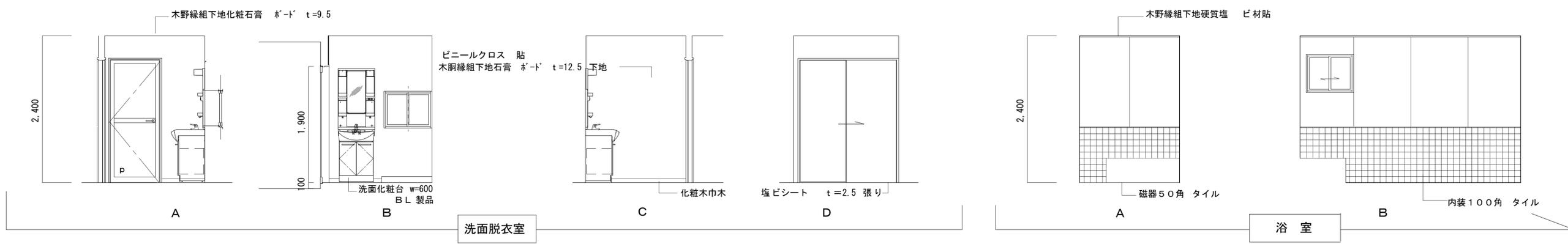
特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号	製図年月日	縮尺	製図照査	No.	工事名称	旧矢上営業所解体工事
		内田 信介	A2(S=1:20)		16	A	図名	⑦既存解体(仮眠室) 矩計図



仮眠室

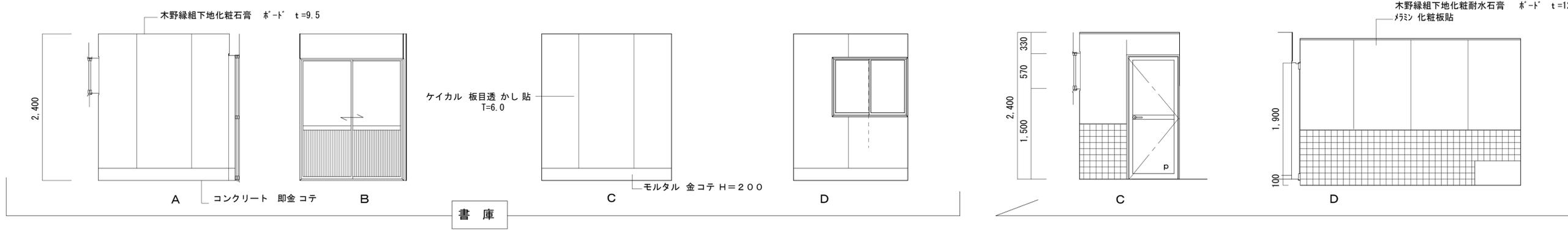


玄関ホール



洗面脱衣室

浴室



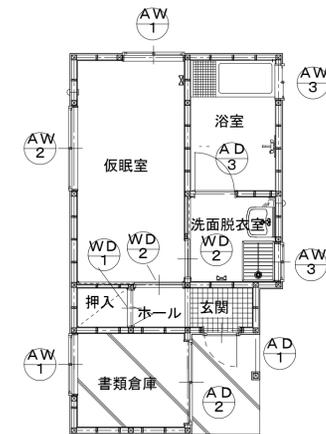
書庫

特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 A2(S=1:50)	製図照査 No. 17/A	工事名称	旧矢上営業所解体工事
					図名	⑦既存解体(仮眠室)展開図

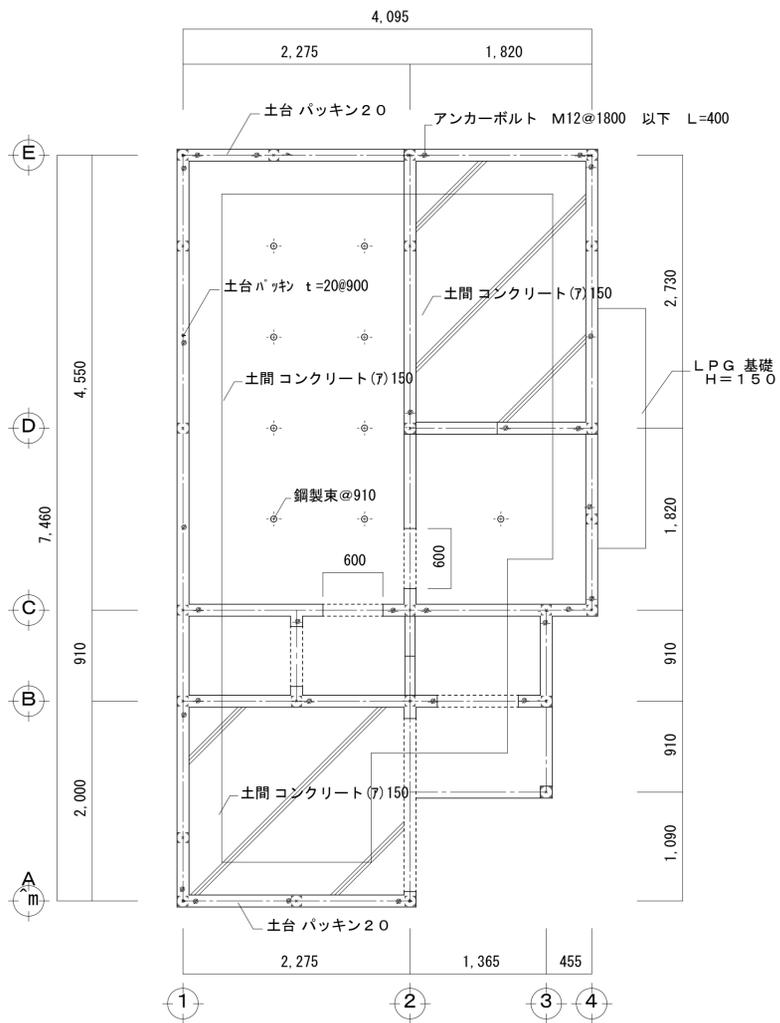
建具表

符号	個数	AW1 防火設備	2ヶ所	AW2 防火設備	1ヶ所	AW3 防火設備	2ヶ所	AD1 防火設備	1ヶ所	AD2 防火設備	1ヶ所	AD3	1ヶ所
場所		書類倉庫、仮眠室		仮眠室		洗面脱衣室、浴室		書類倉庫		玄関		浴室玄関	
姿図 寸法													
形状 見込		引き違い窓		引き違い窓		引き違い窓		腰パネル 付き引き違い戸		アルミフラッシュ 片開き戸		アルミ 浴室用片開き戸	
材質 仕上		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
硝子		網入り型ガラス t=6.8mm		網入り型ガラス t=6.8mm		網入り型ガラス t=6.8mm		網入り型ガラス t=6.8mm		網入り型ガラス t=6.8mm		アルミパネル t=2、型板ガラス t=4	
施錠		クレセント、アミ 戸		クレセント、アミ 戸		クレセント、アミ 戸		引き戸錠		シリンダー 錠、ドアチェック		浴室錠	
備考								ステンレスレール		プッシュハンドル、ステンレス 敷居		アルミ 額縁、レバーハンドル、ステンレス 敷居	

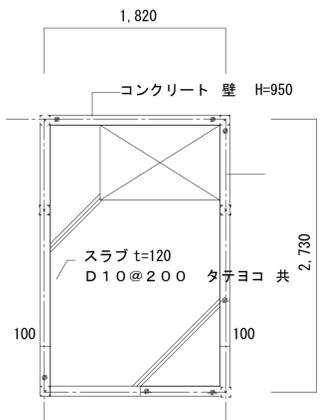
符号	個数	WD1	1ヶ所	WD2	2ヶ所
場所		玄関		仮眠室	
姿図 寸法					
形状 見込		ライニング 折戸		片引き戸	
材質 仕上		ベニヤ 下地樹脂化粧 シート 貼		ベニヤ 下地樹脂化粧 シート 貼	
硝子				型板 ガラス t=4	
施錠		引き手			
備考		兆番、ローラーキャッチ、 枠共		ハンガー 金物、枠共	



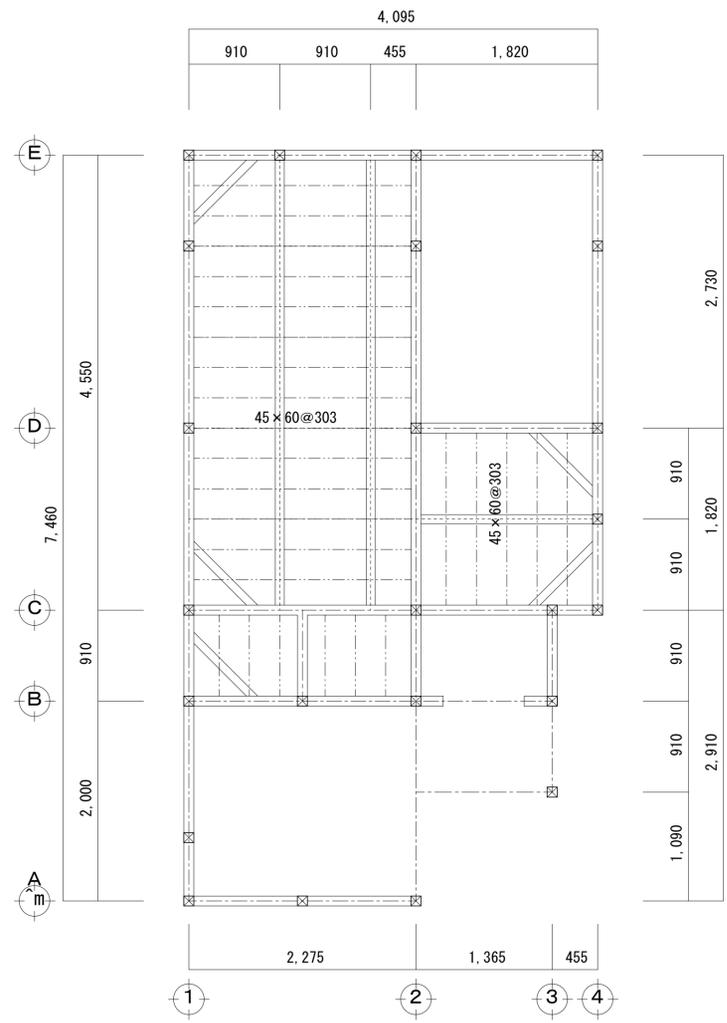
建具符号平面図 S=1/100



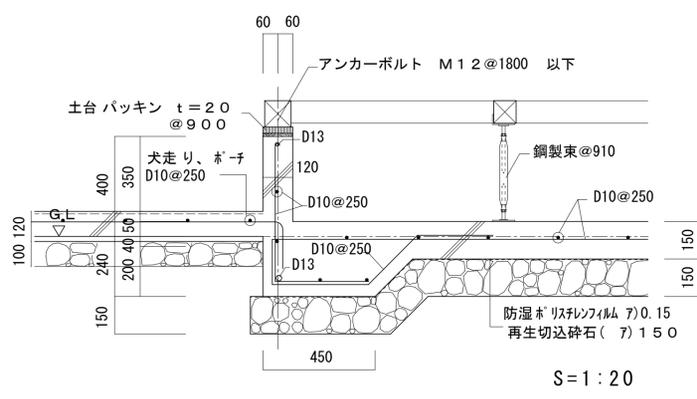
基礎伏図 S=1:50



風呂場腰壁構造伏せ図 S=1:50

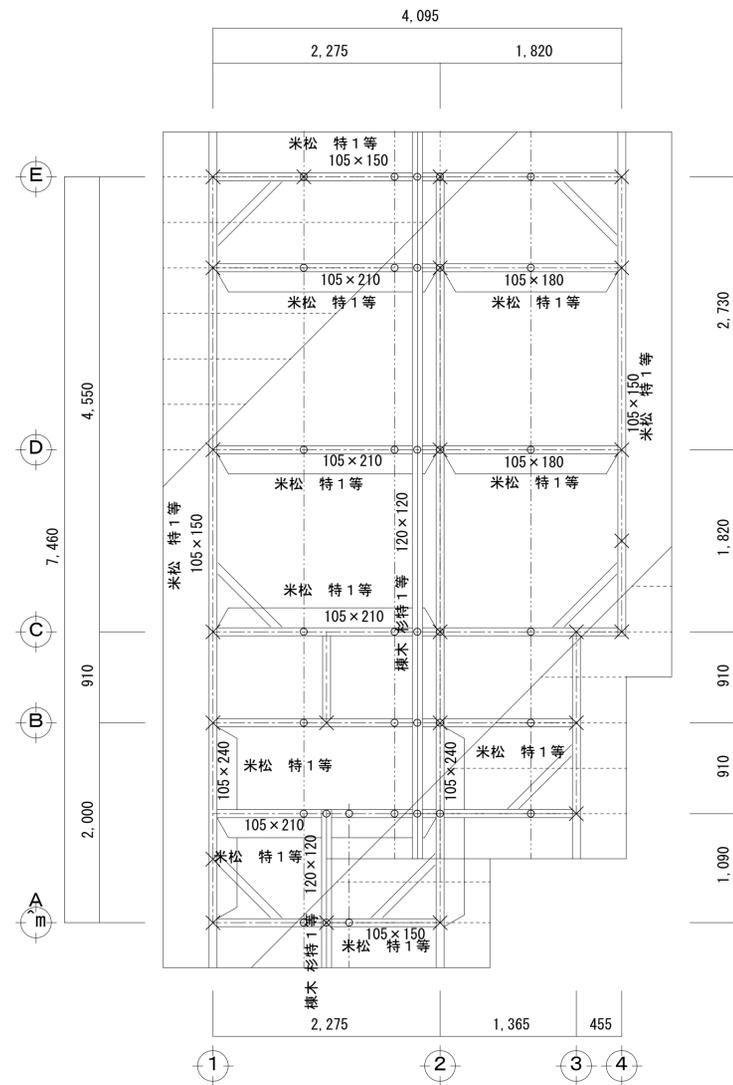


1階床伏図 S=1:50



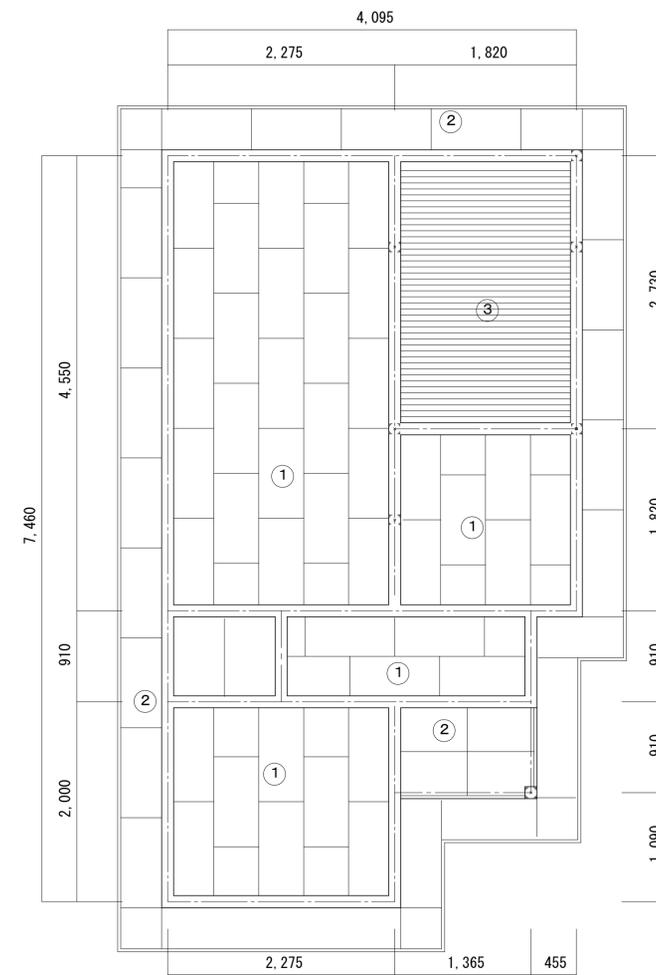
S=1:20

凡例	
土台 : 105×105	米桐防腐材注入材
大引 : 90×90 @910	杉 特1等
根太 : 45×60 @303	杉 特1等
火打ち土台 : 90×90	杉 特1等
間柱 : 33×105	杉 特1等
筋かい : 30×90	杉 特1等



凡	例	樹種
母屋	90×90@975	杉 特1等
タル木	45×60@488	杉 特1等
火打梁	105×105	杉 特1等
小屋束	90×90	杉 特1等
柱	105×105	杉 特1等
※特記 なき 梁は全て105×150とする。		米松 特1等

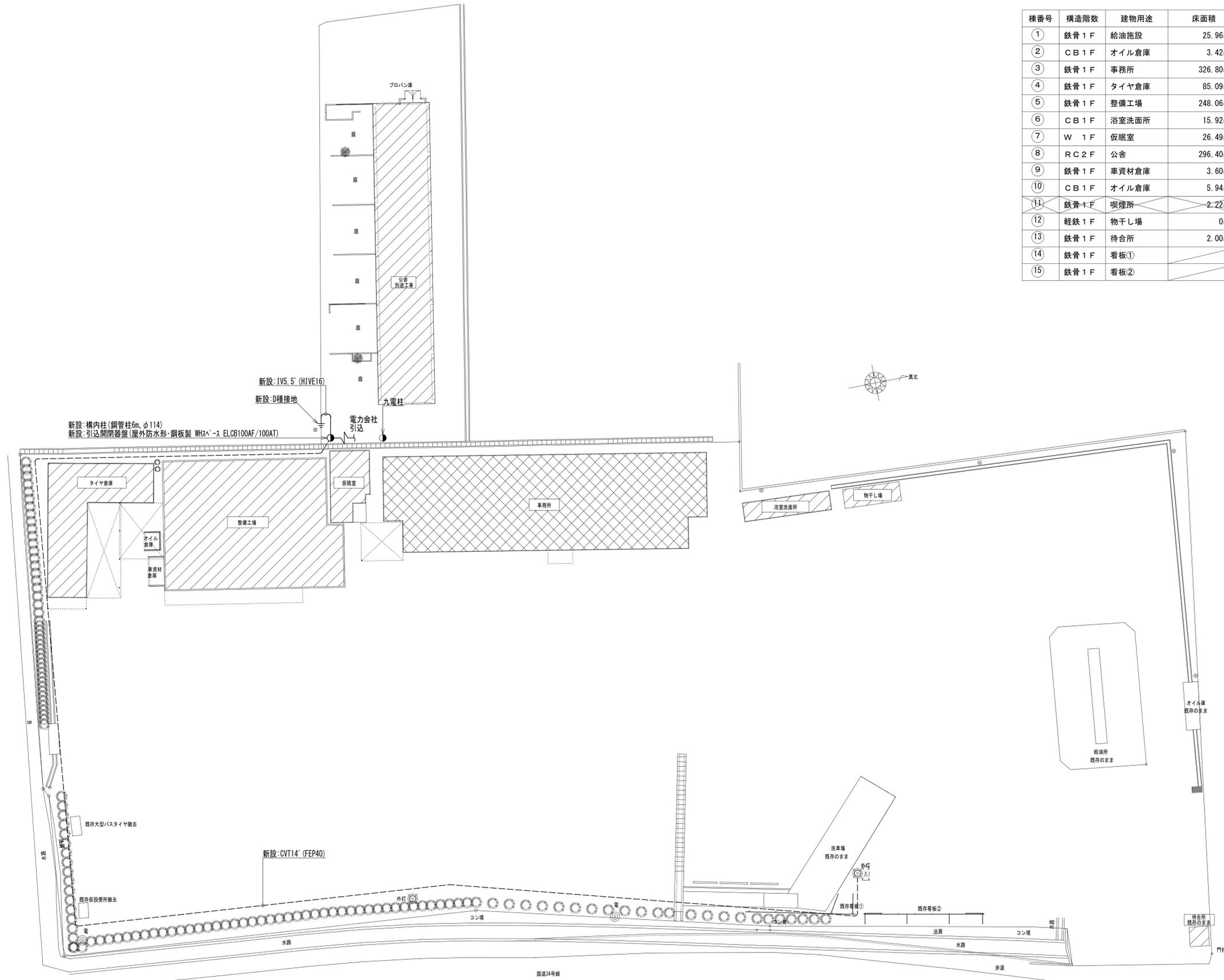
小屋伏図 S=1:50



符号	仕上
①	木野縁組下地化粧石膏* -t' t=9.5
②	化粧防火サイディング板* t=12貼
③	硬質塩ビ天井板 t=7.8貼、発泡* リフォーム断熱材付、廻り縁共

天井伏せ図 S=1:50

棟番号	構造階数	建物用途	床面積	建築面積	工事内容
①	鉄骨1F	給油施設	25.96m ²	25.96m ²	既存のまま
②	CB1F	オイル倉庫	3.42m ²	3.42m ²	既存のまま
③	鉄骨1F	事務所	326.80m ²	327.97m ²	建替え
④	鉄骨1F	タイヤ倉庫	85.09m ²	85.09m ²	解体
⑤	鉄骨1F	整備工場	248.06m ²	256.58m ²	解体
⑥	CB1F	浴室洗面所	15.92m ²	15.92m ²	解体
⑦	W1F	仮眠室	26.49m ²	27.73m ²	解体
⑧	RC2F	公舎	296.40m ²	296.40m ²	解体
⑨	鉄骨1F	車資材倉庫	3.60m ²	3.60m ²	解体
⑩	CB1F	オイル倉庫	5.94m ²	5.94m ²	解体
⑪	鉄骨1F	喫煙所	2.22m ²	2.22m ²	解体
⑫	軽鉄1F	物干し場	0m ²	0m ²	解体
⑬	鉄骨1F	待合所	2.00m ²	2.00m ²	解体
⑭	鉄骨1F	看板①			撤去新設
⑮	鉄骨1F	看板②			解体



現況配置図 S:1/300

特記

株式会社 新建築設計事務所
 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

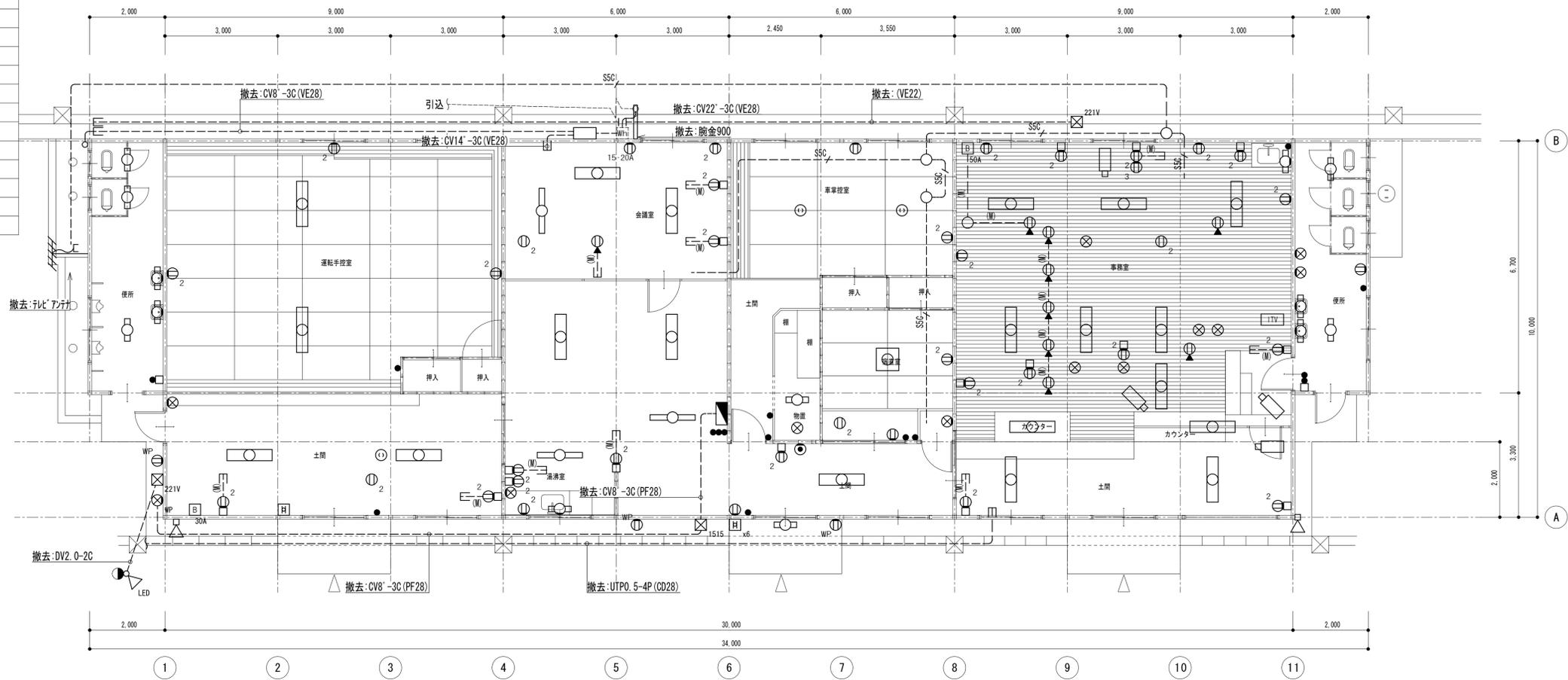
一級建築士 登録第209864号
 内田 信介

製図年月日
 縮尺 A2:1/300
 製図照査 No. 01/E

工事名称 旧矢上営業所解体工事
 図名 電気設備 仮設平面図

記号	名称	備考
□	撤去:露出スイッチボックス	
○	撤去:丸形露出ボックス	
⊠ ₁₅₁₅	撤去:ゴンドラボックス(VE) 150x150x150	
⊠ ₂₂₁₁	撤去:ゴンドラボックス(VE) 200x200x100	
⊗	撤去:カバープレート	
⊗ _防	撤去:防雨入線カバー	
●	撤去:スイッチ 1P15Ax1	
●	撤去:スイッチ 1P15Ax2	
●	撤去:スイッチ 1P15Ax3	
⊖	撤去:コンセント 2P15Ax1	
⊖ ₂	撤去:コンセント 2P15Ax2	
⊖ ₃	撤去:コンセント 2P15Ax3	
⊖ _{15-20A}	撤去:コンセント 2P15-20Ax1	
⊖ _防	撤去:防水コンセント 2P15Ax2EET	
⊖ _防	撤去:防雨コンセント 2P15Ax2	
⊖	撤去:コンセント 2P15Ax1	
○	撤去:FL10x1 露出	
○	撤去:FL20x1 露出	
○	撤去:FL40x1 露出	
○	撤去:FL40x2 露出	
○	撤去:FL20x4 露出	
○ _{LED}	撤去:LED光源ライト	
■	撤去:分電盤 600x1000x200	
■	撤去:引込開閉器盤 300x300x200VE	
■ _{30A}	撤去:配線用遮断器 30A	
■ _{50A}	撤去:配線用遮断器 50A	
●	撤去:電話用モジュラージャック	
H	撤去:保安器	
○	撤去:2分配器	
○	撤去:ボタン形スイッチ	
○	撤去:D-4型カメラ	
ITV	撤去:ITV機器(モニター、レコーダー)	
WP	電力量計(九州電力)	

特記なき配線は下記による。	
---	撤去:VVF1.6-2C(MM1-A)
---	撤去:S-5C-FB



平面図 S:1/100

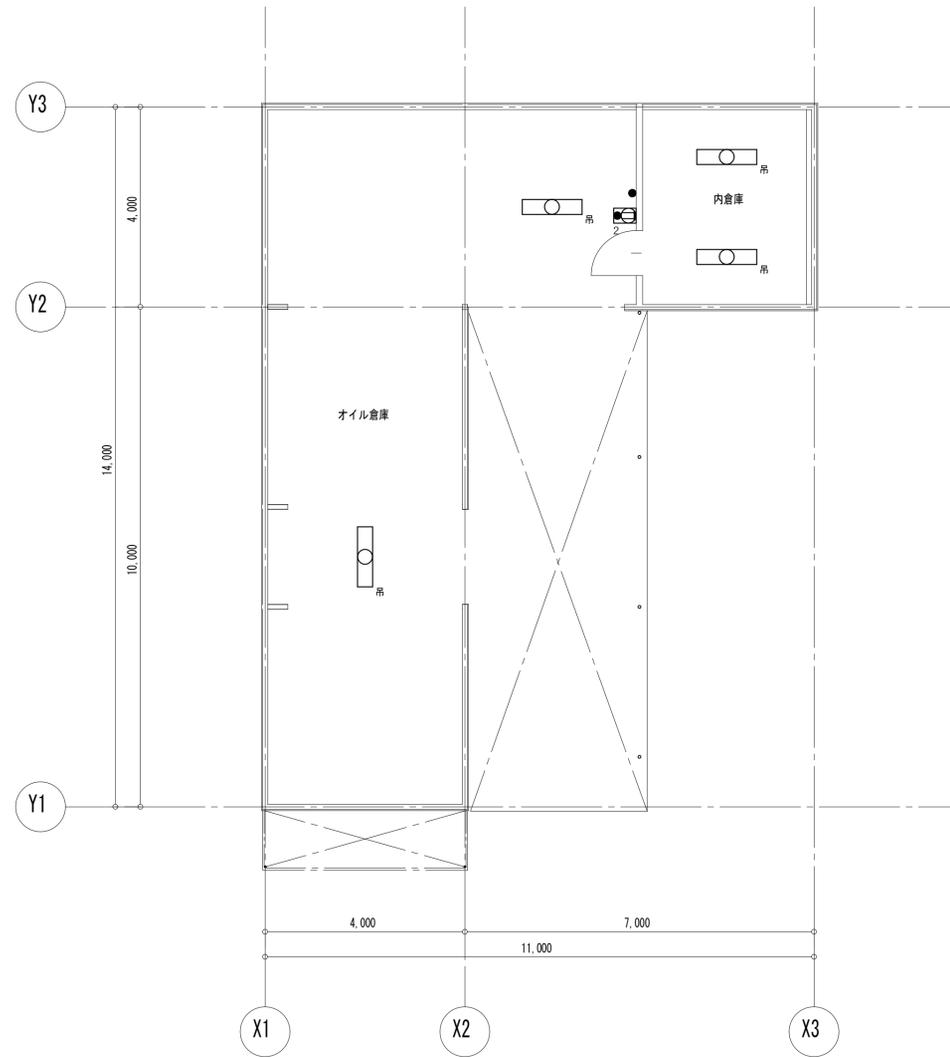
特記	


株式会社 新建築設計事務所
 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号
ARCHITECTURAL OFFICE

一級建築士 登録第209864号	製図年月日	縮尺	製図照査No.
内田 信介		A2:1/100	03 / E

工事名称	旧矢上営業所解体工事
図名	【事務所】電気設備 平面図

特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
●	撤去:スイッチ 1P15Ax1	
⊖ ₂	撤去:コンセント 2P15Ax2	
○ _吊	撤去:FL40x2 吊下	

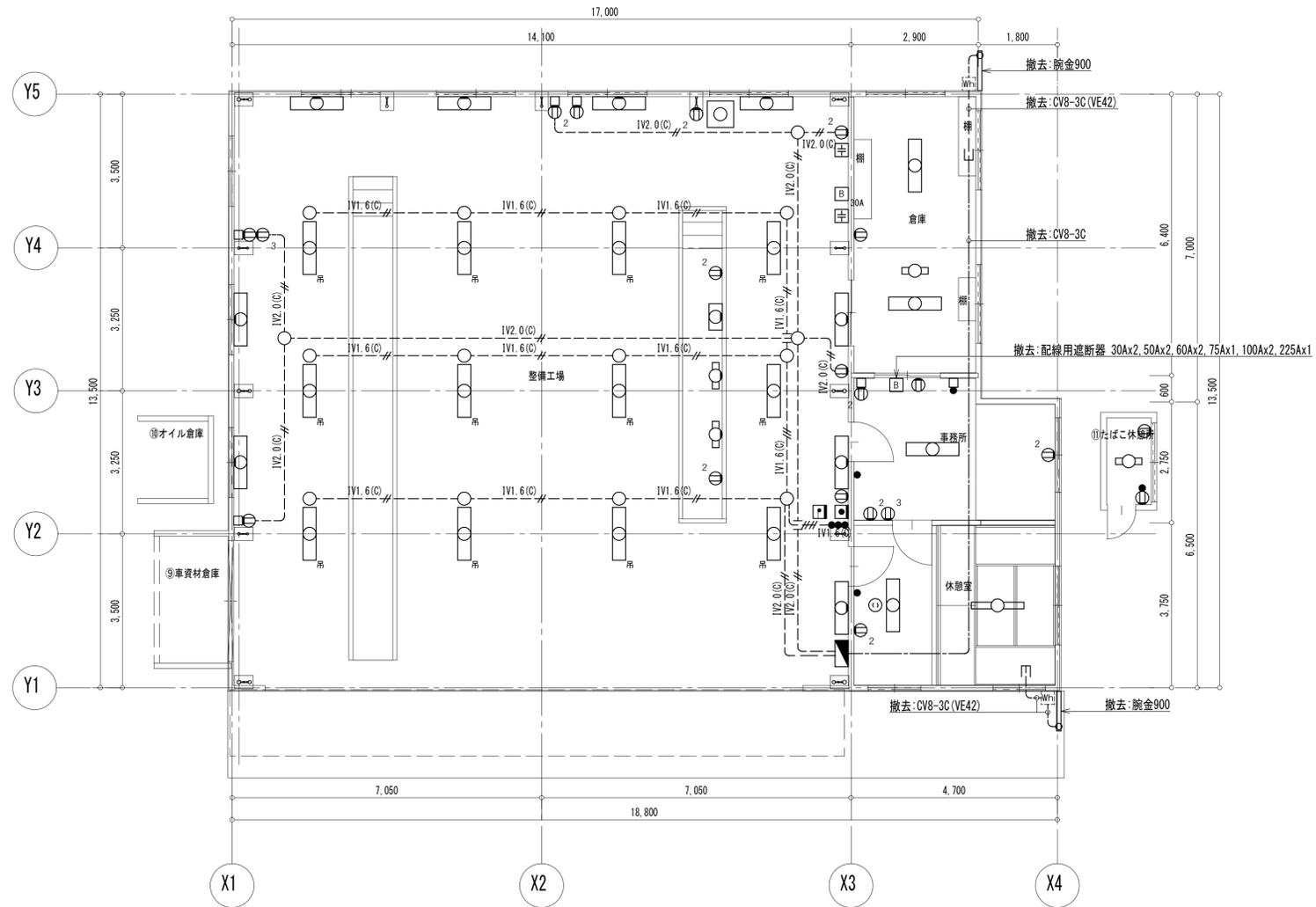


平面図 S:1/100

特記	 株式会社 新建築設計事務所 <small>ARCHITECTURAL OFFICE</small> 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日	縮尺	製図照査	No. 04 / E	工事名称	旧矢上営業所解体工事
				A2:1/100			図名	【オイル倉庫】電気設備 平面図

特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
□	撤去:露出スイッチボックス	
○	撤去:丸形露出ボックス	
●	撤去:スイッチ 1P15Ax1	
●●	撤去:スイッチ 1P15Ax3	
⊖	撤去:コンセント 2P15Ax1	
⊖⊖	撤去:コンセント 2P15Ax2	
⊖⊖⊖	撤去:コンセント 2P15Ax3	
⊕	撤去:引掛けソケット	
○	撤去:FL20x1 露出	
○	撤去:FL20x1 露出	
○	撤去:FL20x2 露出	
○	撤去:FL40x1 露出	
○	撤去:FL40x2 吊下	
○	撤去:FCL30+32 吊下	
■	撤去:分電盤 400x300x200	
⊕	撤去:コンセント	
⊕	撤去:配線用遮断器 30A	
⊕	撤去:フタ	
⊕	撤去:押しボタン	
⊕	電力量計(九州電力)	

特記なき配線は下記による。		
---	撤去:1V1.6x2(C19)	
---	撤去:1V1.6x3(C19)	
---	撤去:1V1.6x4(C19)	
---	撤去:1V2.0x2(C19)	



平面図 S:1/100

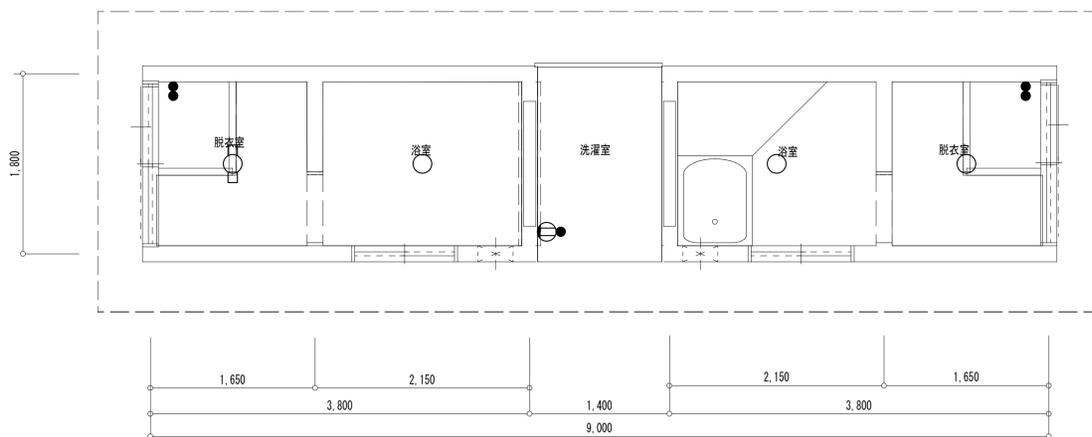
特記	


株式会社 新建築設計事務所
 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

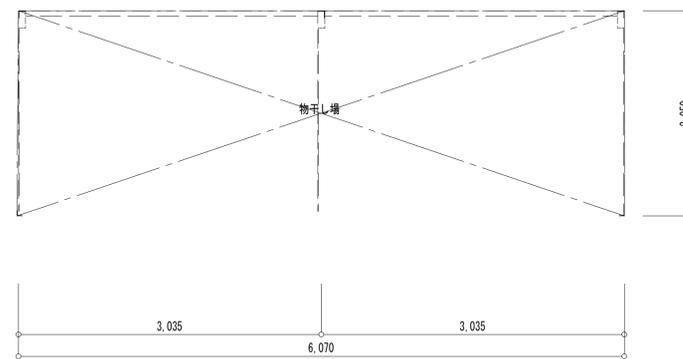
一級建築士 登録第209864号
 内田 信介
 製図年月日
 縮尺 A2:1/100
 製図 照査 No. 05/E

工事名称	旧矢上営業所解体工事
図名	【整備工場】電気設備 平面図

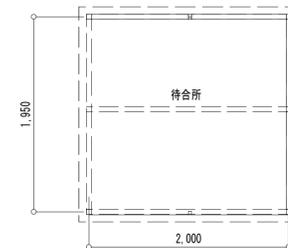
特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
⊖	撤去:スイッチ・コンセント 1P15Ax1, 2P15Ax1	
⦿	撤去:スイッチ 1P15Ax2	
○	撤去:FL20x1 露出	
○	撤去:IL40x1 プラケットライト	



平面図 S:1/50



平面図 S:1/50



平面図 S:1/50

特記



株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

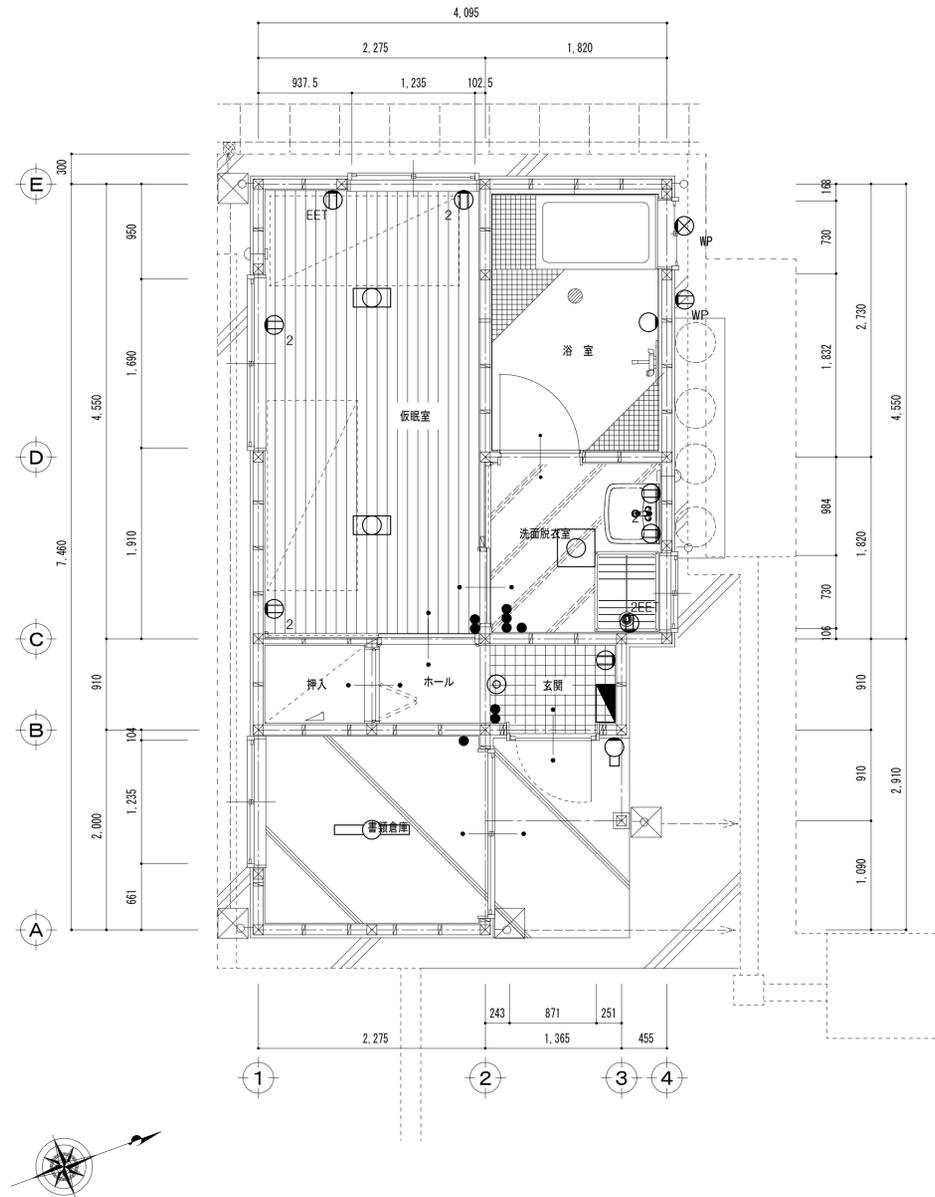
一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日	縮尺	製図照査	No.
	A2:1/100		06 / E

工事名称	旧矢上営業所解体工事
図名	【浴室洗面所】電気設備 平面図

特記なき記号は下記による。

記号	名称	備考
●	撤去:スイッチ 1P15Ax1	
●	撤去:スイッチ 1P15Ax2	
●	撤去:スイッチ 1P15Ax3	
⊗ _{MP}	撤去:防雨入線加へ	
⊖	撤去:コンセント 2P15Ax1	
⊖ ₂	撤去:コンセント 2P15Ax2	
⊖ _{EET}	撤去:コンセント 2P15Ax1EET	
⊖ _{REET}	撤去:コンセント 2P15Ax2EET	
⊖ _{MP}	撤去:防水コンセント 2P15Ax2EET	
○	撤去:FL20x1 露出	
○	撤去:FL20x2 露出	
○	撤去:FL40x1 露出	
○	撤去:FCL30x1 露出	
⊙	撤去:IL40x1 グラウライト	
○	撤去:IL40x1 グラウライト	
■	撤去:分電盤 (VE) 600x300x200	

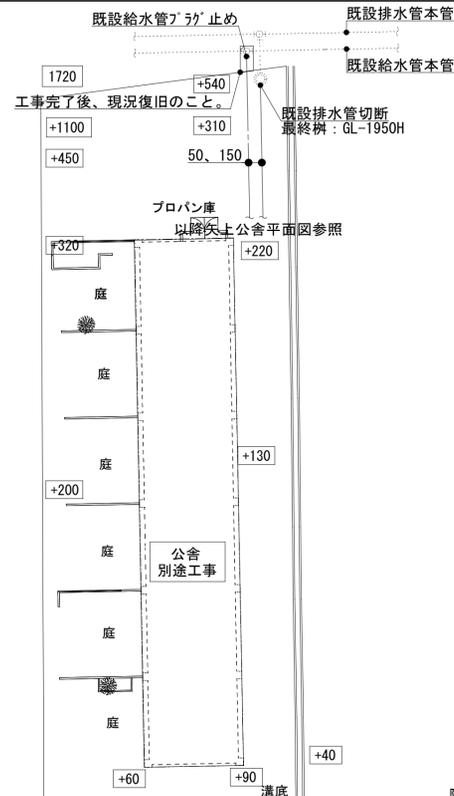


平面図 S:1/50

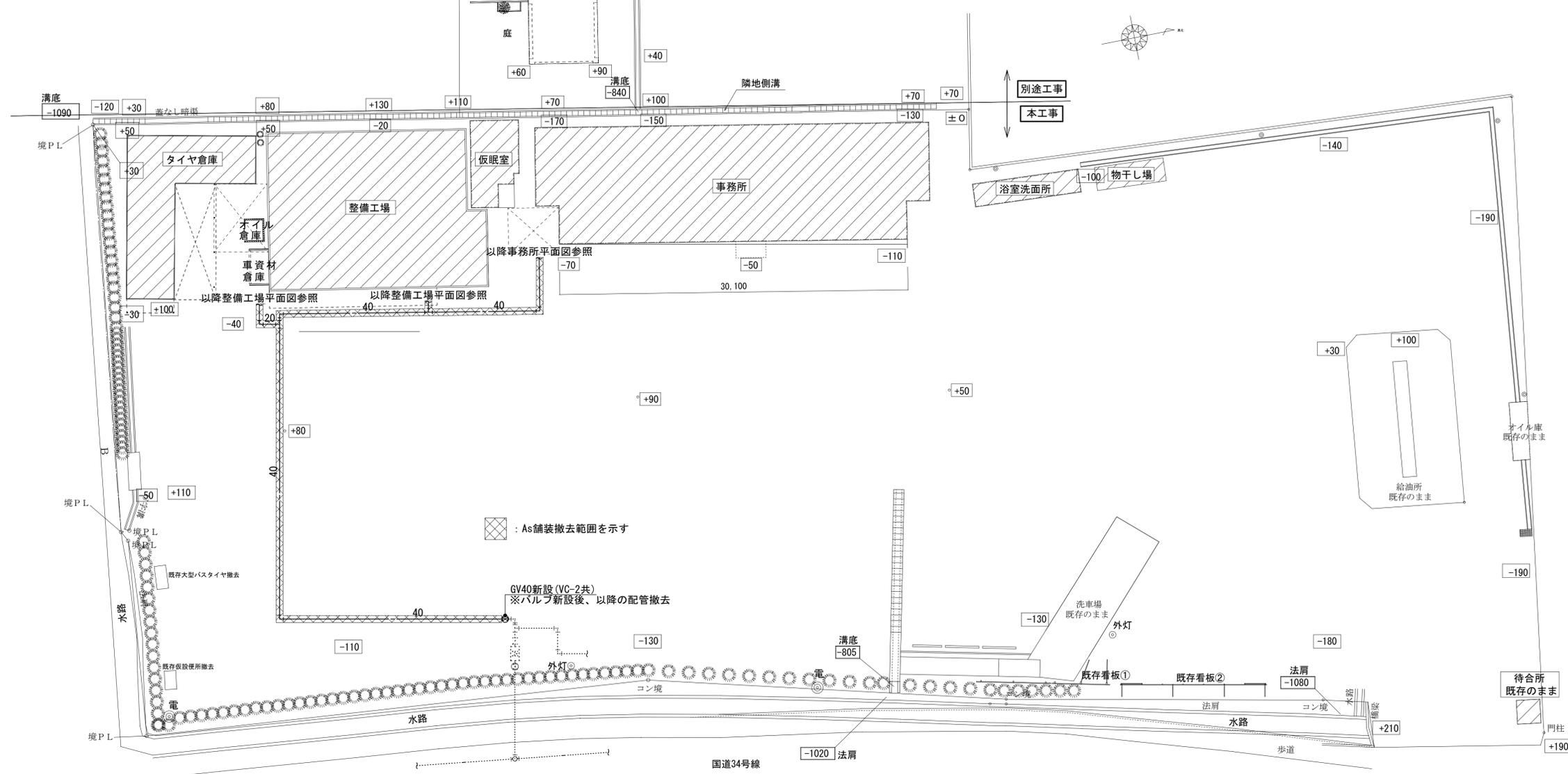
特記	株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 A2:1/100	製図照査 No. 07 / E	工事名称	旧矢上営業所解体工事
					図名	【仮眠室】電気設備 平面図

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																						
	特記 (1) 章及び項目は、●印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項のうち選択する事項は、●印の付いたものを適用する。		衛生器具設備	1 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 2 小便器 3 衛生器具ユニット 4 洗面器・手洗器 5 自動水栓の電源種別	個別感知フラッシュ方式 (○ A C電源 ○ 自己発電) 壁掛け小便器(低リップタイプ)のリップ高さは、特記なき限り床土 350mm以下 とする。(長崎県福祉のまちづくり条例) ユニットの配管材料は図示による。 洗面器および手洗器は止水栓付とする。 ○ A C電源 ○ 自己発電	●4 冷媒(フロン類)の回収 ● 本工事 ○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2、4、3により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理票の写し ● 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し																																																								
空気調和設備	1 設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="6">屋内(調整目標)</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">個別系統(目標値)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>28</td> <td>℃</td> <td>45</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>19</td> <td>℃</td> <td>40</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>		外気		屋内(調整目標)						温度(DB)	湿度(RH)	一般系統		個別系統(目標値)		温度(DB)	湿度(RH)	夏季	℃	%	28	℃	45	%	℃	%	冬季	℃	%	19	℃	40	%	℃	%	● 給水設備	1 水栓 2 水石けん・薬液等の補充 3 量水器 4 量水器併 5 弁類 ●6 埋設仕切弁 7 管の地中埋設深さ 8 残留塩素 9 建物導入部配管 10 引込納付金等	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ○ 混合水栓は逆止弁付とする。 ○ 壁付き混合水栓は脚部止水付とする。 ○ 2ハンドルシャワーバス水栓は一時止水ありタイプとする。 ○ 流し台・調理台・実験流し台等に取り付ける水栓には止水栓を設ける。 水石けん入れや減直装置等は、水石けんや薬液等を補充の上、動作・濃度調整等、異常なきことを確認する。 ○ 親メーター(貸与品) (○ 直読式 ○ バルス式) ○ 子メーター(買取り) (○ 直読式 ○ バルス式) ○ 水道事業者指定品 ○ 標準図M C形 図面に特記のなき場合、仕切弁・玉形弁の呼び圧力は水道直結部分がJIS又はJV 10Kとし、二次側部分はJIS又はJV 5Kとする。 地中埋設する仕切弁は埋設型10K弁種昇降式とする。 埋設深さ(管の上端深さ)は原則、車両通行部分は600mm以上とし、その他の部分は300mm以上とする。 受水槽以外の飲料水配管の場合、端末において遊離残留塩素が0.2ppm以上検出されるまで消毒を行う。 また水道直結方式の場合、端末において遊離残留塩素が0.1ppm以上あることを確認する。 ○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 図示による。 ○ 不要 ○ 要(○ 本工事 ○ 別途工事) 金額(円)	● 仮設	●1 足場・その他 ○ 別契約の受注者、または関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ● 本工事で設置する。 ● 内部足場 ● 外部足場																				
		外気		屋内(調整目標)																																																										
		温度(DB)	湿度(RH)	一般系統		個別系統(目標値)		温度(DB)	湿度(RH)																																																					
	夏季	℃	%	28	℃	45	%	℃	%																																																					
	冬季	℃	%	19	℃	40	%	℃	%																																																					
	2 鋼板製煙道	(1) ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。 (2) 鋼板厚 (○ 3.2mm ○ 4.5mm)		1 洗面器・台所流し等の排水管 2 満水試験継手 3 放流納付金等	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。(建築工事の流し台についても適用するため、事前確認要) 取り付け位置は図示による。 ○ 不要 ○ 要(○ 本工事 ○ 別途工事) 金額(円)	● 土工事	1 建設発生土の処理 ○ 構外指示の場所(処分場へ搬出の場合) 本工事により発生する建設発生土(残土)の搬出は、「公表用積算基準(長崎県土木部)」の残土処分受入業者一覧表に掲載の処理場から選定するものとする。 受け入れ場所 名称 () 所在地 () 運搬距離 () km 処分費 ○ 有償 ○ 無償 受け入れ場所での処理 ○ 敷き均し ○ 敷き均し ※ たい積 ○ 構内指示の場所に敷き均し ○ 構内指示の場所にたい積																																																							
	3 ダクト	○ 低圧ダクト ○ コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○ アンギュラフランジ工法 ○ ボックス接続部等において、納まり上施工が困難な場合はフレキシブルダクトを用いて良い。ただし1,500mm以下とする。		1 弁類 2 油管の接合 3 建物導入部配管	図面に特記のなき場合、仕切弁・玉形弁の呼び圧力は水道直結部分がJIS又はJV 10Kとし、二次側部分はJIS又はJV 5Kとする。 地中埋設の油管は溶接接合とする。 ○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 図示による。	● その他	1 耐震施工 設備機器の固定は、施設の分類に応じて次による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量(水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数及び次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 設計用標準水平地震度 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○ 特定の施設</th> <th colspan="2">○ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階、</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階及び1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>		機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	
		機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設																																																									
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
	上層階、	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																								
	屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
		機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																									
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																									
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																									
4 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。		1 メーター 2 ガス漏れ警報器 3 建物導入部配管 4 引込負担金等	○ 親メーター(貸与品) (○ 直読式 ○ バルス式) ○ 子メーター(買取り) (○ 直読式 ○ バルス式) ○ 本工事(図示による) ○ 別途工事 ○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 図示による。 ○ 不要 ○ 要(○ 本工事 ○ 別途工事) 金額(円)																																																										
5 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式:遠隔復帰式(定格入力DC24V以下とする。) (2) ビストンダンパー 復帰方式:遠隔復帰式		1 建物導入部配管	○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 図示による。																																																										
6 空調ドレン配管	リフトアップ部から管末まで配管施工とする。ただし、リフトアップ部において既存改修等納まり上施工が困難な場所は材質について協議の上、フレキシブルホース等を用いて良い。なおリフトアップ部は保温を施すこと。		1 消火設備	○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 図示による。																																																										
7 弁類	○ 図面に特記のなき場合の呼び圧力は、JIS又はJV 5Kとする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(往・還)にはボール弁を取り付ける。		1 浄化槽設備	○ 処理対象人員 人 ○ 処理水量 m ³ /日 ○ BOD mg/L以下 マンホールはロック機構付とする。 柱型枠などの型枠はコンクリート打設後に養生期間をとり、その後取り外し、充填状況を確認する。 使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に指定検査機関による法定検査を受け測定表を提出する。 浄化槽の概要を表示した合成樹脂製のパネル(A3サイズ程度)を設置する。記載内容は下記内容とする。 <参考> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型 式 名 称</th> <th>○ ○ ○ ○ ○ ○ CSL-25型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 式 認 定 番 号</td> <td>5-05-H-10-5</td> </tr> <tr> <td>型 式 適 合 認 定 番 号</td> <td>型01Cafoa0252686</td> </tr> <tr> <td>処 理 方 式</td> <td>担体流動生物濾過方式</td> </tr> <tr> <td>処 理 対 象 人 員</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>汚 水 量</td> <td>5.00m³/日</td> </tr> <tr> <td>流 入 水 質</td> <td>BOD 200mg/L</td> </tr> <tr> <td>放 流 水 質</td> <td>BOD 20mg/L</td> </tr> <tr> <td>施 工 年 月</td> <td>令和2年4月</td> </tr> <tr> <td>施 工 者</td> <td>株式会社 ○ ○ 設備</td> </tr> </tbody> </table>	型 式 名 称	○ ○ ○ ○ ○ ○ CSL-25型	型 式 認 定 番 号	5-05-H-10-5	型 式 適 合 認 定 番 号	型01Cafoa0252686	処 理 方 式	担体流動生物濾過方式	処 理 対 象 人 員	25人	汚 水 量	5.00m ³ /日	流 入 水 質	BOD 200mg/L	放 流 水 質	BOD 20mg/L	施 工 年 月	令和2年4月	施 工 者	株式会社 ○ ○ 設備																																						
型 式 名 称	○ ○ ○ ○ ○ ○ CSL-25型																																																													
型 式 認 定 番 号	5-05-H-10-5																																																													
型 式 適 合 認 定 番 号	型01Cafoa0252686																																																													
処 理 方 式	担体流動生物濾過方式																																																													
処 理 対 象 人 員	25人																																																													
汚 水 量	5.00m ³ /日																																																													
流 入 水 質	BOD 200mg/L																																																													
放 流 水 質	BOD 20mg/L																																																													
施 工 年 月	令和2年4月																																																													
施 工 者	株式会社 ○ ○ 設備																																																													
8 油管の接合	地中埋設の油管は溶接接合とする。		2 撤去・解体工事	○ 特別管理産業廃棄物 () の処理は、(○ 別途 ○ 構外搬出適切処理)とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物 () の処理は、(○ フランジ用ガasket)の処理は、(○ 別途 ○ 構外搬出適切処理)とする。 ○ 上記以外の発生材は構外搬出適正処理とする。																																																										
9 保温及び消音内貼	○ 還りダクト(保温の厚さ 25mm、範囲は図示による。) ○ 外気取り入れ用ダクト(保温の厚さ 25mm、範囲は図示による。) ○ 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3、1、4の温水管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3、1、4の温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は除く。) ○ 冷媒管の保温外表は下記による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋内露出</th> <th>○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>屋外露出</th> <th>○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○ ステンレス鋼板 ○ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板</td> </tr> </tbody> </table> 冷媒管の保温化粧ケースは室外機接続部まで施工すること。	屋内露出	○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○)	屋外露出	○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○)		○ ステンレス鋼板 ○ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板																																																							
屋内露出	○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○)																																																													
屋外露出	○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○)																																																													
	○ ステンレス鋼板 ○ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板																																																													
10 振れ止め	屋内機が天井吊形、カセット形で吊り長さ1,000mmを超える吊りボルトを用いて設置した場合は振れ止めを設ける。振れ止め材を固定する締め具はボルト固定式(建築設備耐震設計・施工指針準拠品)とする。																																																													
11 屋外ユニット仕様	屋外ユニットは(○ 耐重塩害仕様 ○ 耐塩害仕様 ○ 標準仕様)とする。																																																													
12 建物導入部配管	○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 図示による。																																																													
13 薬液等の補充	薬注装置等は薬液等を補充の上、動作・濃度調整等、異常なきことを確認する。																																																													
換気設備	1 ダクト	○ 低圧ダクト ○ コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○ アンギュラフランジ工法 ○ 機器接続部等において、納まり上施工が困難な場合はフレキシブルダクトを用いて良い。ただし1,500mm以下とする。また、管材が硬質塩化ビニル製の箇所は、樹脂製フレキシブル継手とし、管材が金属性の箇所は、不燃認定品かつ耐食性に優れた金属製フレキシブル継手とする。 ○ 外壁に給気口もしくは排気口を有するダクトは、屋内側に上り勾配とし雨水侵入対策を講じる。上記施工が困難な箇所においても、ダクト内部に止水板を取り付ける等の対策を講じる。 ○ 厨房系統の排気ダクト アンギュラフランジ工法とする。 材質 ○ 亜鉛鉄板製 ○ ステンレス鋼板製 板厚 ○ ダクトの長辺450mm以下は0.6mm以上 ○ ダクトの長辺451~1,200mmは0.8mm以上																																																												
	2 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。																																																												
	3 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式:遠隔復帰式(定格入力DC24V以下とする。) (2) ビストンダンパー 復帰方式:遠隔復帰式																																																												
	4 シールする排気ダクトの系統	○ 厨房系統 ○ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統 ○ ()																																																												
	5 保温	○ 全熱交換ユニット用の外気取り入れ用ダクト(保温の厚さ 25mm、範囲は図示による。) ○ 多湿箇所のダクトの保温(保温の厚さ 50mm、範囲は図示による。) ○ (○ 厨房 ○ 給湯室)の隠ぺい箇所の排気用ダクトの保温の仕様はh・(イ)・IXとし範囲は図示による。																																																												
	6 24時間換気	スイッチが24時間換気スイッチであることを明記する。																																																												
排煙設備	1 ダクト	○ 亜鉛鉄板 ○ 鋼板(厚さ1.6mm)																																																												
	2 排煙口の形式	図示による。																																																												
	3 排煙口開放及び復帰方式	○ 電気式(遠隔操作) ○ 要 ○ 不要) 排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第4編1、5、1表4、1、11による耐熱・耐火ケーブルとする。																																																												
	4 排煙風量測定	○ 建築設備定期検査業務基準書 2016年版(一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。																																																												
自動制御設備	1 中央監視制御装置	○ あり (○ 新設 ○ 既設)																																																												
	2 電気計装用配線	電線及びEMケーブルは、標準仕様書第4編1、5、1による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ、金属配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。																																																												
長崎県営繕工事特記仕様書			建築士事務所名	株式会社 新建築設計事務所		工事名称	旧矢上営業所解体工事																																																							
2024/4/1			設計年:令和5年11月	長崎県土木部管轄課	設計者氏名	内田 信介	図面名称	機械設備工事特記仕様書																																																						
								図面番号 M-01																																																						

棟番号	構造階数	建物用途	床面積	建築面積	工事内容
①	鉄骨1F	給油施設	25.96m ²	25.96m ²	既存のまま
②	CB1F	オイル倉庫	3.42m ²	3.42m ²	既存のまま
③	鉄骨1F	事務所	326.80m ²	327.97m ²	建替え
④	鉄骨1F	タイヤ倉庫	85.09m ²	85.09m ²	解体
⑤	鉄骨1F	整備工場	248.06m ²	256.58m ²	解体
⑥	CB1F	浴室洗面所	15.92m ²	15.92m ²	解体
⑦	W1F	仮眠室	26.49m ²	27.73m ²	解体
⑧	RC2F	公舎	296.40m ²	296.40m ²	解体(別途工事)
⑨	鉄骨1F	車資材倉庫	3.60m ²	3.60m ²	解体
⑩	CB1F	オイル倉庫	5.94m ²	5.94m ²	解体
⑪	鉄骨1F	喫煙所	2.22m ²	2.22m ²	解体
⑫	軽鉄1F	物干し場	0m ²	0m ²	解体
⑬	鉄骨1F	待合所	2.00m ²	2.00m ²	既存のまま
⑭	鉄骨1F	看板①			撤去新設
⑮	鉄骨1F	看板②			解体



撤去 凡例				
記号	名称	施工場所	管 種	備 考
---	給水管	屋内一般・屋外	硬質強化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
---	給水管	地 中	硬質強化ビニルライニング鋼管	SGP-WD
---	汚水管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	V.P
---	雑排水管	屋外 架空	硬質ポリ塩化ビニル管	V.P



現況配置図 S:1/300 6.139.255m²

撤去 凡例

記号	名称	施工場所	管種	備考
---	給水管	屋内一般・屋外	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
		地中	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VD
---	汚水管 雑排水管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
-----	通気管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
---PG---	ガス管	屋内一般・屋外	配管用炭素鋼管(白)	SGP-白
		地中	ポリエチレン被覆鋼管	
---I---	給湯管	全 般	被覆鋼管	
---R---	冷媒配管	全 般	断熱材被覆鋼管	
---D---	ドレン管	全 般	硬質ポリ塩化ビニル管	VP

撤去 保温仕様

名称	施工場所	保温・防食仕様	備考
給水管	天井内	アルミガラスクロス化粧保温筒(PF)+アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内露出	ポリスチレンフォーム保温筒+粘着テープ+合成樹脂カバー2	
	屋外露出	ポリスチレンフォーム保温筒+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	
給湯管	屋内露出	グラスウール保温筒+粘着テープ+合成樹脂カバー2	
	屋外露出	グラスウール保温筒+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	

撤去 衛生設備機器表

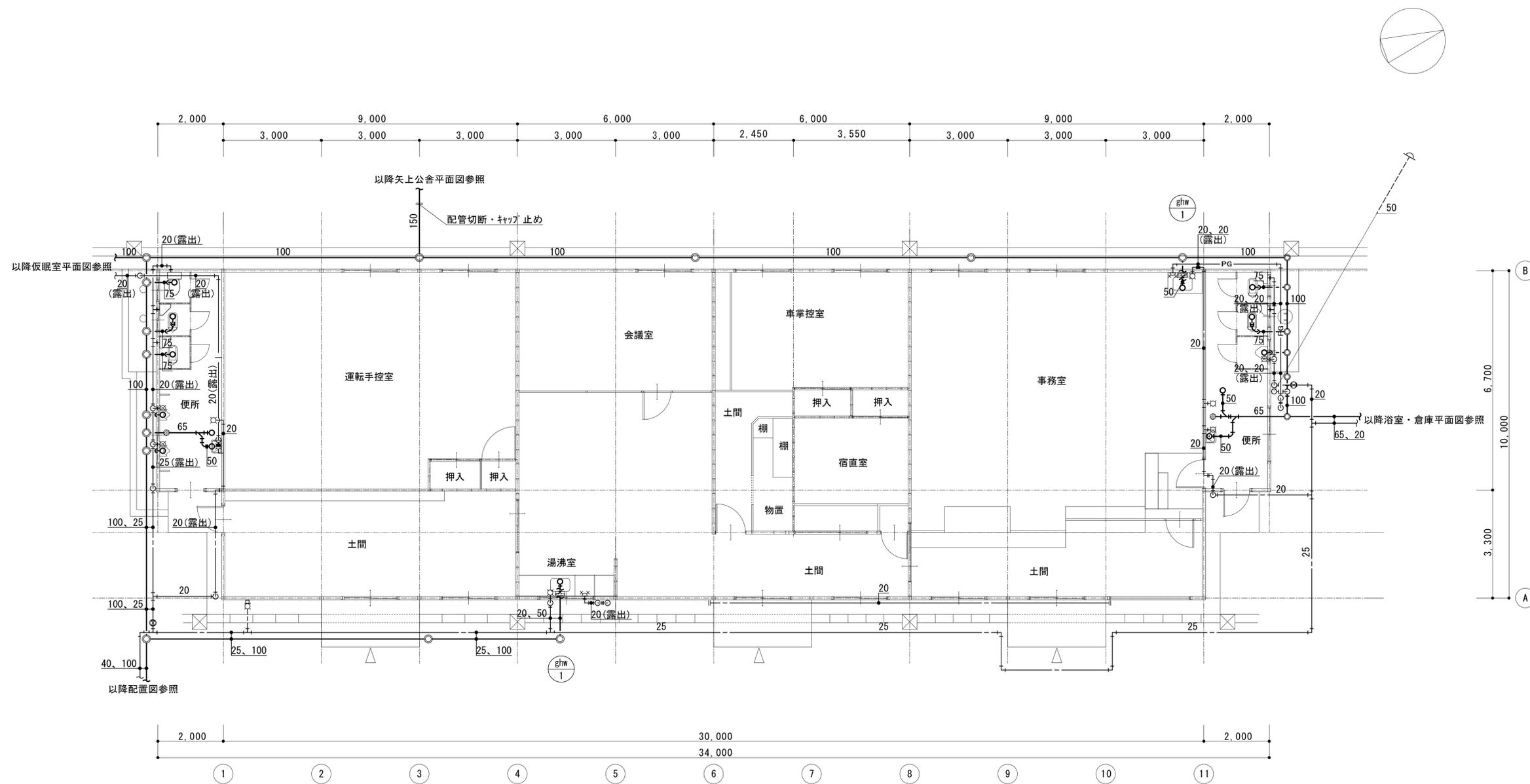
機器番号	機器名称	仕様	電源			台数	設置場所		備考(参考型番)
			相	電圧	出力(W)		室名	階	
ghw-1	瞬間湯沸器	屋内壁掛型、5号				2			
						(1)	事務室(1F)		
						(1)	湯沸室(1F)		

撤去 衛生設備器具表

品名	仕様	合計	1F											屋外	備考		
			便所(北)	便所(南)	事務室	湯沸室											
洋風大便器	タンク式	1	1														
和風大便器	タンク式	4	2	2													
小便器	FV式、床置型	3	1	2													
洗面化粧台	混合水栓	1	1														
壁掛手洗器	水栓1個	1	1														
自在水栓	13mm	2			1	1											
横水栓	13mm	2	1	1													
水栓柱	13A、樹脂製水栓柱	1															1
二口ロック	13A	2			1	1											

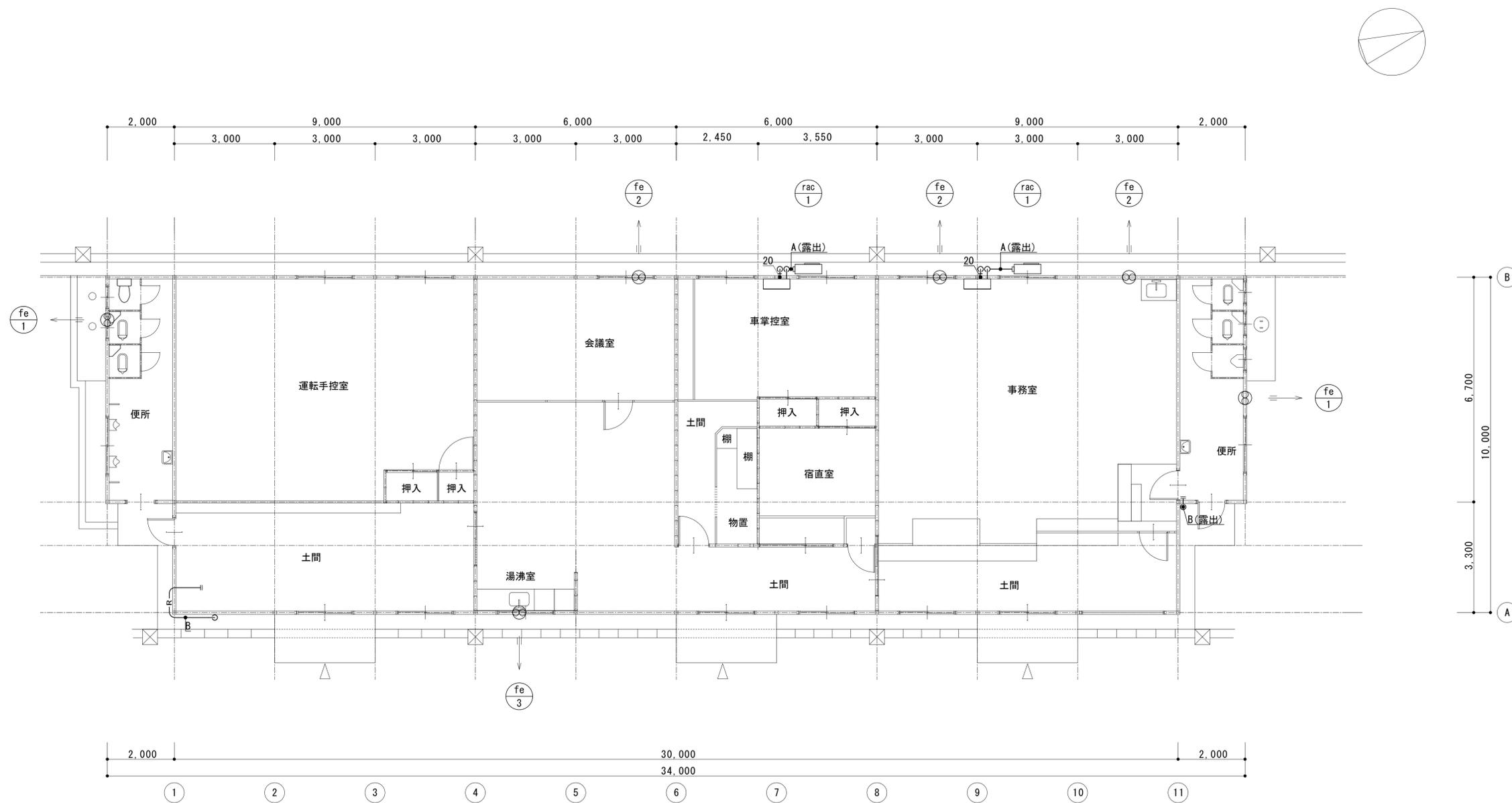
撤去 空調設備機器表

記号	機器名称	仕様	電源			台数	設置場所		備考
			相(φ)	電圧(V)	消費電力kW		室名	階	
rac-1	空冷ヒートポンプユニット	壁掛型 冷房能力: 2.8kW				2	事務室	1F	
fe-1	壁換気扇	羽根径: 20cm ※ウエザーカバー無し				2			
			(1)	便所(北)	1F				
			(1)	便所(南)	1F				
fe-2	壁換気扇	羽根径: 25cm ※ウエザーカバー無し				3			
			(2)	事務室	1F				
			(1)	会議室	1F				
fe-3	壁換気扇	羽根径: 30cm ※ウエザーカバー無し				1	湯沸室	1F	



1階 平面図 S:1/100

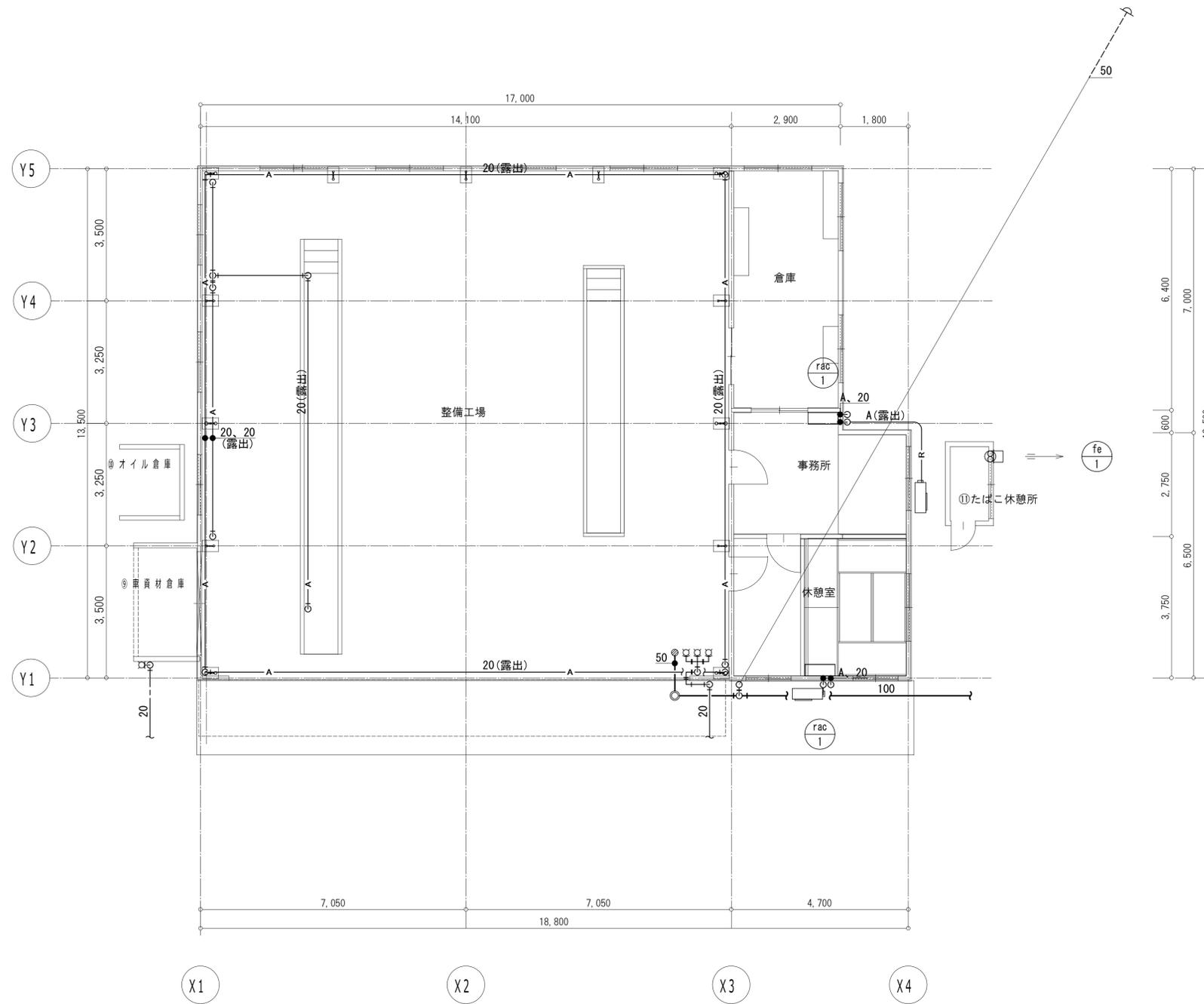
特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 A2:1/100 製図照査 No. 04 M	工事名称 旧矢上営業所解体工事
				図名 【解体】衛生設備 平面図(事務所)



1階 平面図 S:1/100

記号	冷媒サイズ
Ⓐ	9.5φ×6.4φ
Ⓑ	15.9φ×9.5φ

特記	 株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日 縮尺 製図照査No.	A2:1/100 05 M	工事名称	旧矢上営業所解体工事
					図名	【解体】空調・換気設備 平面図(事務所)



平面図 1:100

記号	冷媒サイズ
(A)	9.5φ×6.4φ

特記	

株式会社 新建築設計事務所 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号	一級建築士 登録第209864号 内田 信介	製図年月日	縮尺	製図照査No.	工事名称 旧矢上営業所解体工事 図名 【解体】衛生・空調設備 平面図(整備工場)
			A2:1/100	07 / M	

撤去 凡例

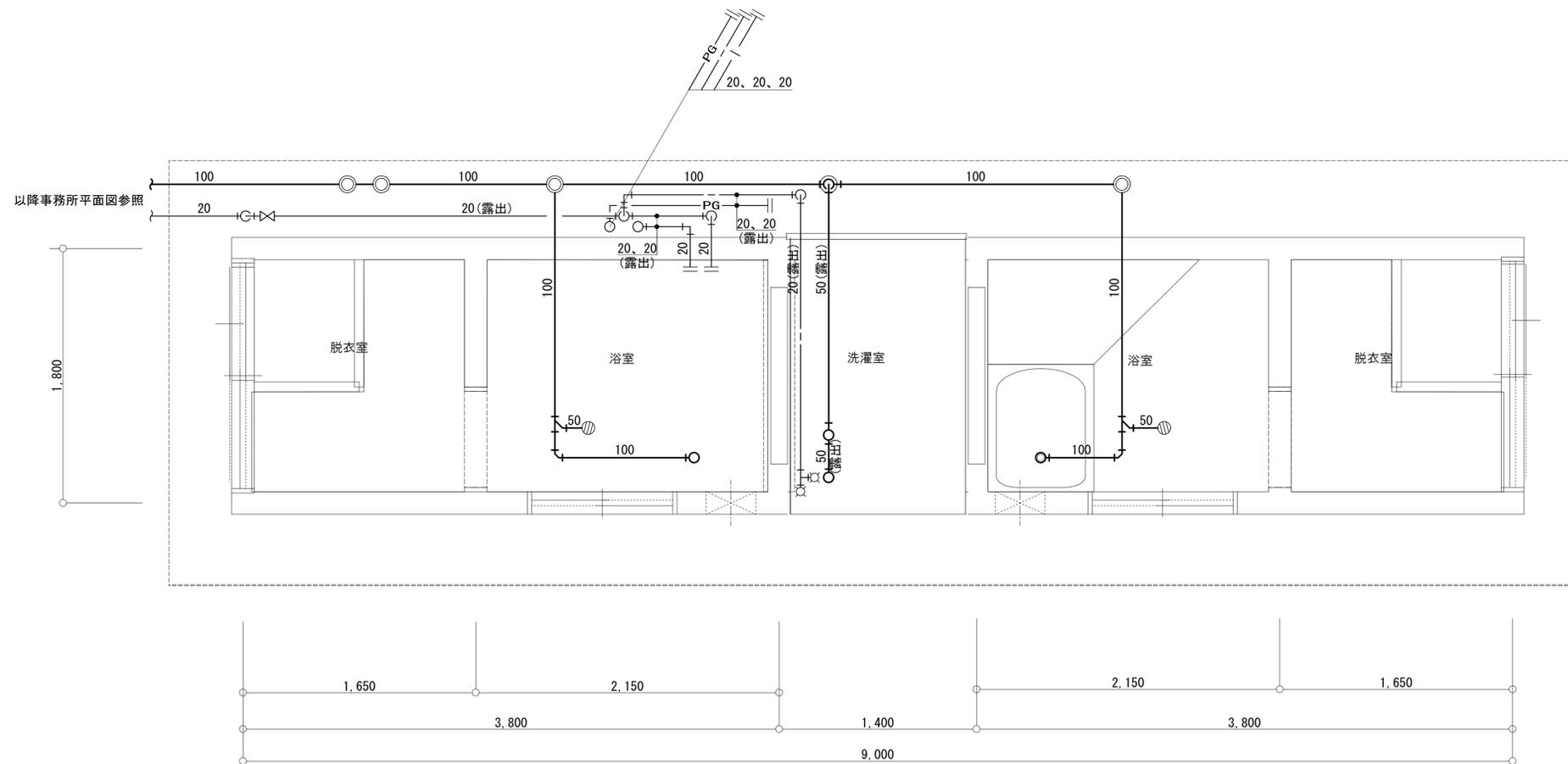
記号	名称	施工場所	管種	備考
—— ———	給水管	屋内一般・屋外	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
		地中	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VD
—— ———	汚水管 雑排水管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
-----	通気管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
—— PG ——	ガスパ管	屋内一般・屋外	配管用炭素鋼管(白)	SGP-白
		地中	ポリエチレン被覆鋼管	
—— ——	給湯管	全 般	被覆鋼管	

撤去 保温仕様

名称	施工場所	保温・防食仕様	備考
給水管	屋外露出	ポリスチレンフォーム保温筒+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	
給湯管	屋外露出	グラスウール保温筒+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	

撤去 衛生設備器具表

品名	仕様	合計	IF												屋外	備考
			洗面室	浴室(右)												
横水栓	13mm	2	2													
ポリバス	900×750×600H	1	1													



浴室洗面所 平面図 1:30

撤去 凡例

記号	名称	施工場所	管種	備考
---	給水管	屋内一般・屋外	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
		地中	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VD
---	汚水管 雑排水管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
-----	通気管	屋内一般・地中	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
---PG---	ガス管	屋内一般・屋外	配管用炭素鋼管(白)	SGP-白
		地中	ポリエチレン被覆鋼管	
---I---	給湯管	全 般	被覆鋼管	
---R---	冷媒配管	全 般	断熱材被覆鋼管	
---D---	ドレン管	全 般	硬質ポリ塩化ビニル管	VP

撤去 保温仕様

名称	施工場所	保温・防食仕様	備考
給水管	天井内	アルミガラスクロス化粧保温筒(PF)+アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出	ポリスチレンフォーム保温筒+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	
給湯管	天井内	アルミガラスクロス化粧保温筒(GM)+アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出	グラスウール保温筒+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	

撤去 衛生設備機器表

機器番号	機器名称	仕様	電源			台数	設置場所 室名	備考(参考型番)
			相	電圧	出力(W)			
ghw-1	ガス給湯器	屋外壁掛型、24号				1	屋外	

撤去 衛生設備器具表

品名	仕様	合計	1F																屋外	備考
			洗面脱衣室	浴室																
洗面化粧台	混合水栓	1	1																	
洗濯機パン	840タイプ	1	1																	
混合水栓	壁付、13mm	2	1	1																
シャワー水栓	壁付、13mm	1	1																	
ポリバス	740×1200×600H	1	1																	

撤去 空調設備機器表

記号	機器名称	仕様	電源			台数	設置場所		備考
			相(φ)	電圧(V)	消費電力kW		室名	階	
rac-1	空冷ヒートポンプ冷暖機	壁掛型 冷房能力：2.5kW				1	仮眠室	1F	
fe-1	天井換気扇	接続ダクト径：100φ SUS製深型フード共				1	浴室	1F	
fe-2	パイプ用ファン	接続ダクト径：100φ SUS製深型フード共				2			
						(1)	仮眠室	1F	
						(1)	洗面脱衣室	1F	

特記

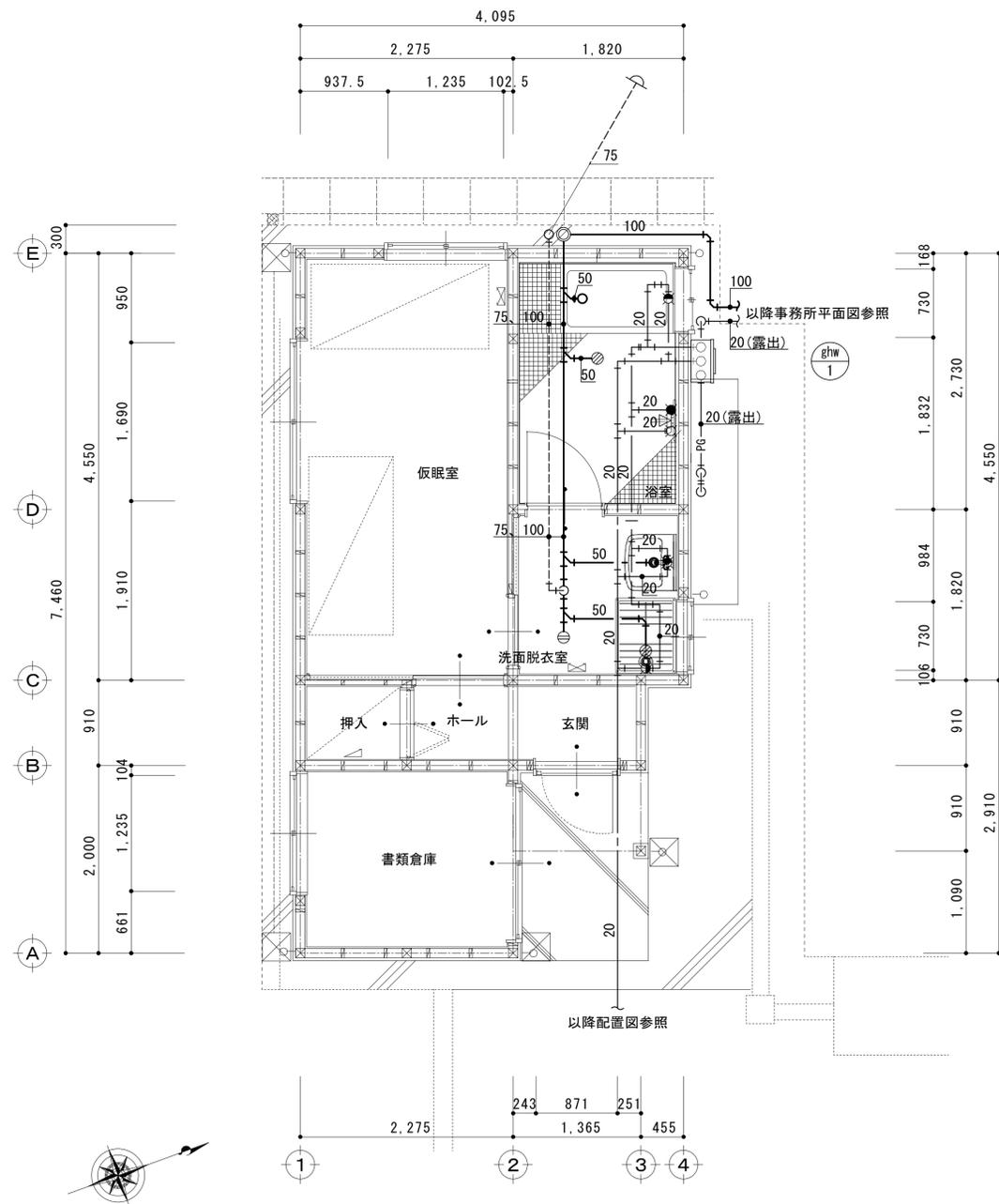


株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日 縮尺 製図照査 No. 09 M

工事名称 旧矢上営業所解体工事
図名 【解体】凡例・保温・機器・器具表(仮眠室)



平面詳細図 S = 1 : 50

特記

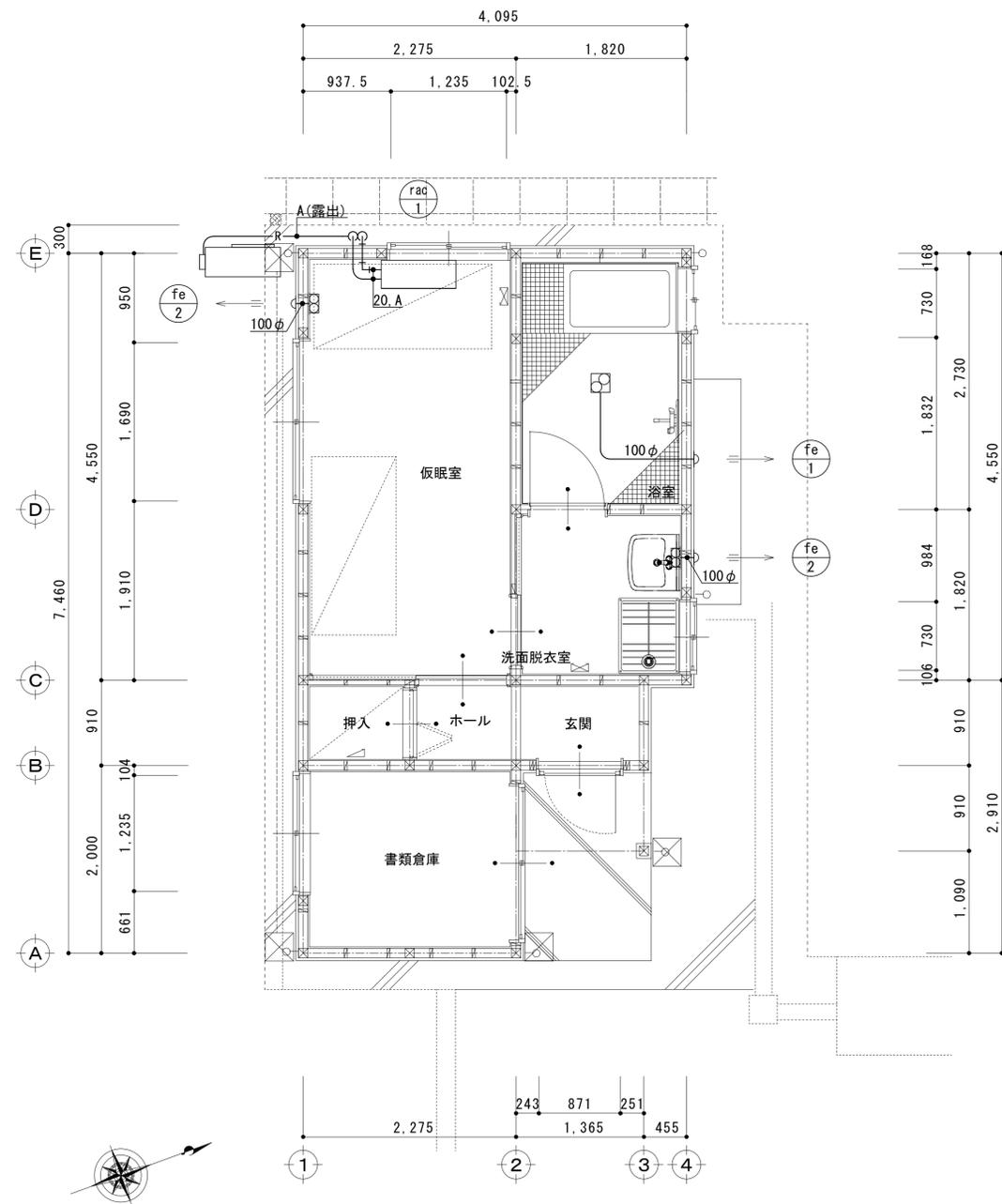

株式会社 新建築設計事務所
 事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
 内田 信介

製図年月日
 縮尺 A2:1/50
 製図照査 No.

10 / M

工事名称	旧矢上営業所解体工事
図名	【解体】衛生設備 平面図(仮眠室)



平面詳細図 S = 1 : 50

記号	冷媒サイズ
(A)	9.5φ×6.4φ

特記	



株式会社 新建築設計事務所
事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士 登録第209864号
内田 信介

製図年月日	縮尺	製図照査	No.
	A2:1/50		11 / M

工事名称	旧矢上営業所解体工事
図名	【解体】空調・換気設備 平面図(仮眠室)